

# 南海トラフ地震対処要領

(改定版)

令和8(2026)年3月



東京都

# 目次

第1章 総則	- 1 -
第1節 総論	- 2 -
1 対処要領作成の目的等	- 2 -
2 上位・関連計画との関係	- 3 -
3 南海トラフ地震対処要領の継続的な改定等	- 3 -
第2節 南海トラフ地震・津波災害に係る前提条件	- 4 -
1 南海トラフ地震津波による大規模・広域的な被災	- 4 -
2 南海トラフ地震の多様な発生形態と形態に応じたシナリオ	- 8 -
第2章 応急対策活動における基本的な連携の内容と手順及び各シナリオに応じた対応	- 12 -
第1節 態勢の構築及び初動における対応	- 13 -
1 都の態勢基準と状況に応じた態勢運用方針	- 13 -
2 各部門・チーム等の役割等	- 14 -
3 職員の参集	- 21 -
4 東京都災害対策本部の設置と部門態勢への移行	- 23 -
5 各部門・チーム等における情報収集活動	- 25 -
6 関係機関との連携体制と応援要請	- 26 -
7 都民への呼び掛け・情報提供	- 31 -
8 東京都災害対策本部会議の開催	- 32 -
9 島しょ町村の災害対策本部との連携対応	- 33 -
10 現地連絡調整所の設置	- 34 -
第2節 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）発表時の後発地震警戒避難対応	- 35 -
1 南海トラフ地震臨時情報の基本的な考え方	- 35 -
2 想定される後発地震警戒避難対応	- 36 -
3 各機関等との連携体制及び時系列による主な応急対策活動の流れ	- 39 -
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の後発地震警戒対応	- 40 -
1 南海トラフ地震臨時情報の基本的な考え方	- 40 -
2 想定される後発地震警戒避難対応	- 40 -
3 各機関等との連携体制及び時系列による主な応急対策活動の流れ	- 45 -
第4節 島しょ地域を襲う津波発生時の応急対策活動	- 55 -
1 発災後72時間を中心に取り組む応急対策活動	- 55 -
2 各機関等との連携体制及び時系列による主な応急対策活動の流れ	- 64 -
第5節 早期生活再建	- 80 -
巻末資料 島しょ地域の基礎情報 ～各離島への進出手段と活動展開～	- 82 -

# 第1章 総則

## 第1節 総論

### 1 対処要領作成の目的等

東京都（以下「都」という。）は令和5年5月に、東京都地域防災計画で定められている都及び警察、消防、自衛隊、海上保安庁、区市町村、国、他道府県市、ライフライン事業者などの関係機関（以下、「関係機関」という。）の役割分担に基づく、基本的な連携の内容と手順を示すマニュアルである「南海トラフ地震対処要領」（以下、「本要領」という。）を策定した。

本要領は、「東京都南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下、「推進計画」という。）に基づき、南海トラフ地震発生時における都及び関係機関の島しょ地域への、支援に係る対応の連携内容と手順における基本的な考え方を主として定めるものである。

併せて、南海トラフ地震臨時情報発表時の警戒避難に係る連携の基本的な考え方を定め、島しょ町村等と連携した円滑な事前避難対応を図る。

本要領策定に当たっては、令和4年5月に10年ぶりに見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下、「都被害想定」という。）を踏まえ、住民避難や都及び関係機関との連携による応急対策活動の方針を策定した。

また、近代化した首都圏を襲った唯一の巨大地震である関東大震災を引き起こした大正関東地震が、本年、発災から節目の100年を迎えることから、通信手段の確保や迅速な初動対応がいかに大切であるかなど、その教訓も念頭におきつつ、検討を行った。

今後、継続的に訓練や関係機関との協議を行い、応急対策活動に係る連携内容、手順、運営等に関する詳細について、本要領と連携したPDCA（Plan・Do・Check・Action）の取組を推進していく。

なお、南海トラフ以外の震源域で発生する地震により、都の島しょ地域に津波警報や大津波警報が発表されるような地震災害及び津波災害についても、本要領等を参考に対応する。



## 第2節 南海トラフ地震・津波災害に係る前提条件

### 1 南海トラフ地震津波による大規模・広域的な被災

#### (1) 南海トラフ沿岸域の重大被災地域の想定

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によると、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は60%～90%程度以上（SSD-BPTモデル）・20%～50%（BPTモデル（令和7年1月1日現在））とされており共に最も高い「Ⅲランク」に分類されることから、大規模地震発生の切迫性が指摘されている。

一方、南海トラフにおける大規模地震の発生形態は多様で、次に発生する南海トラフの大規模地震が、どのような形態となるかは不明な状況である。

南海トラフで発生する大規模地震には、全割れの事例として、1707年に発生した宝永地震が知られている。また、半割れの事例として、1944年に南海トラフの東側で昭和東南海地震が発生し、その約2年後に南海トラフの西側で発生した昭和南海地震や、1854年に南海トラフの東側で安政東海地震が発生した約32時間後に、西側でも発生した安政南海地震が知られている。

国の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）では、被害が甚大となる東海地方、近畿地方、四国地方及び九州地方で、それぞれが大きく被災するケースを想定し、全国的な被害の大きさを推計・公表している。

#### <主な被害想定結果>

（南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について（令和7年3月・中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループより）

##### ①東海地方が大きく被災するケース

全壊及び焼失棟数：約966千棟～約2,340千棟

死者：約65千人～約298千人

##### ②近畿地方が大きく被災するケース

全壊及び焼失棟数：約799千棟～約2,333千棟

死者：約41千人～約282千人

##### ③四国地方が大きく被災するケース

全壊及び焼失棟数：約952千棟～約2,324千棟

死者：約30千人～約238千人

##### ④九州地方が大きく被災するケース

全壊及び焼失棟数：約981千棟～約2,350千棟

死者：約29千人～約240千人

## (2) 島しょ地域・区部の被害想定

南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定(「首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月25日公表・東京都防災会議)」)では、津波高・浸水域、人的・建物被害などについて、平成24年に内閣府で検討された11ケースの南海トラフの最大クラスの地震のケースのうち、都内において最大津波高が高い5ケース(ケース①②⑤⑥⑧:M9クラス)<sup>1</sup>を選定し、被害を想定した。

### <島しょ地域>

島しょ地域で想定される被害は、揺れや液状化などによる被害は小さいが、津波高が高く、津波浸水域における建物被害や人的被害が想定される。一方、島の急峻な地形により浸水しない地域も多い。

多くの地域が震度5強以下で、最大津波高はT.P.27.83m(式根島)、津波到達時間は13.8分(式根島)である。建物被害は、全壊棟数が最大で1,258棟、うち津波による全壊棟数は1,235棟(ケース⑥冬・早朝、冬・昼の場合)、人的被害は、死者数が最大で953人(ケース①冬・早朝の場合)である。

島しょ地域の詳細な被害想定結果については、「巻末資料 島しょ地域の基礎情報」に整理する。

### <区部・多摩地域>

区部・多摩地域では、揺れによる被害はほぼ発生しない見込みである。

震度は、区部・多摩いずれの地域でも、ほぼ5強以下となる。津波が想定される内湾6区では(各メッシュにおける全5ケースの最大値)、堤内地への浸水は見られず、堤外地である河川敷等に浸水が見られる。

港湾施設においても、一部に津波浸水域があるが、被害は限定的であると想定される。

---

<sup>1</sup> 都内において最大津波高が高い5ケースの津波断層モデルのすべり量の設定条件は下記のとおりである。なお、各ケースの詳細は「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ 報道発表資料(平成24年8月29日発表) 資料1-1 南海トラフ巨大地震による津波高・震度分布等」を参照

【ケース①「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり」域を設定】

【ケース②「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】

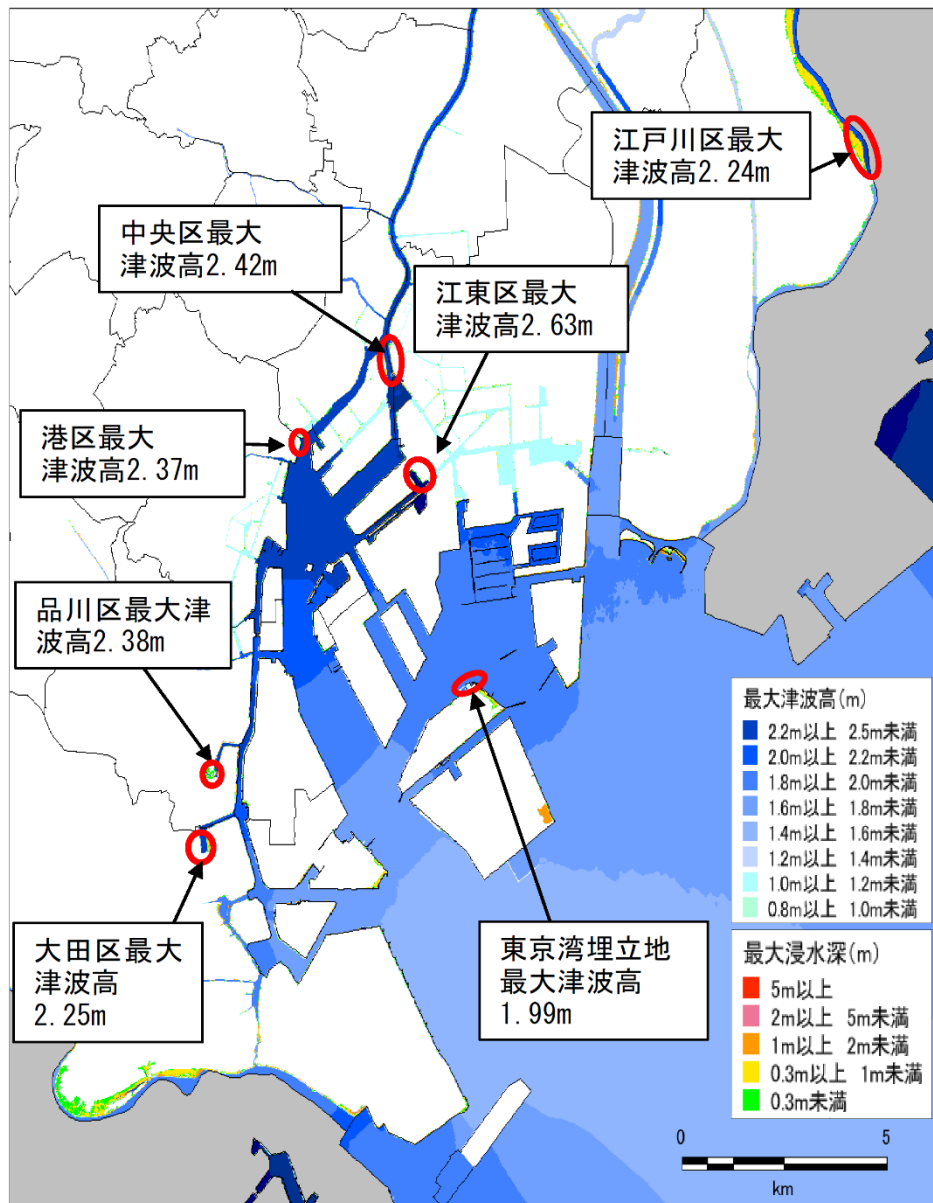
【ケース⑤「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定】

【ケース⑥「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+(超大すべり域、分岐断層)」を設定】

【ケース⑧「駿河湾～愛知県東部沖」と「三重県南部沖～徳島県沖」に「大すべり域+超大すべり域」を2箇所設定】

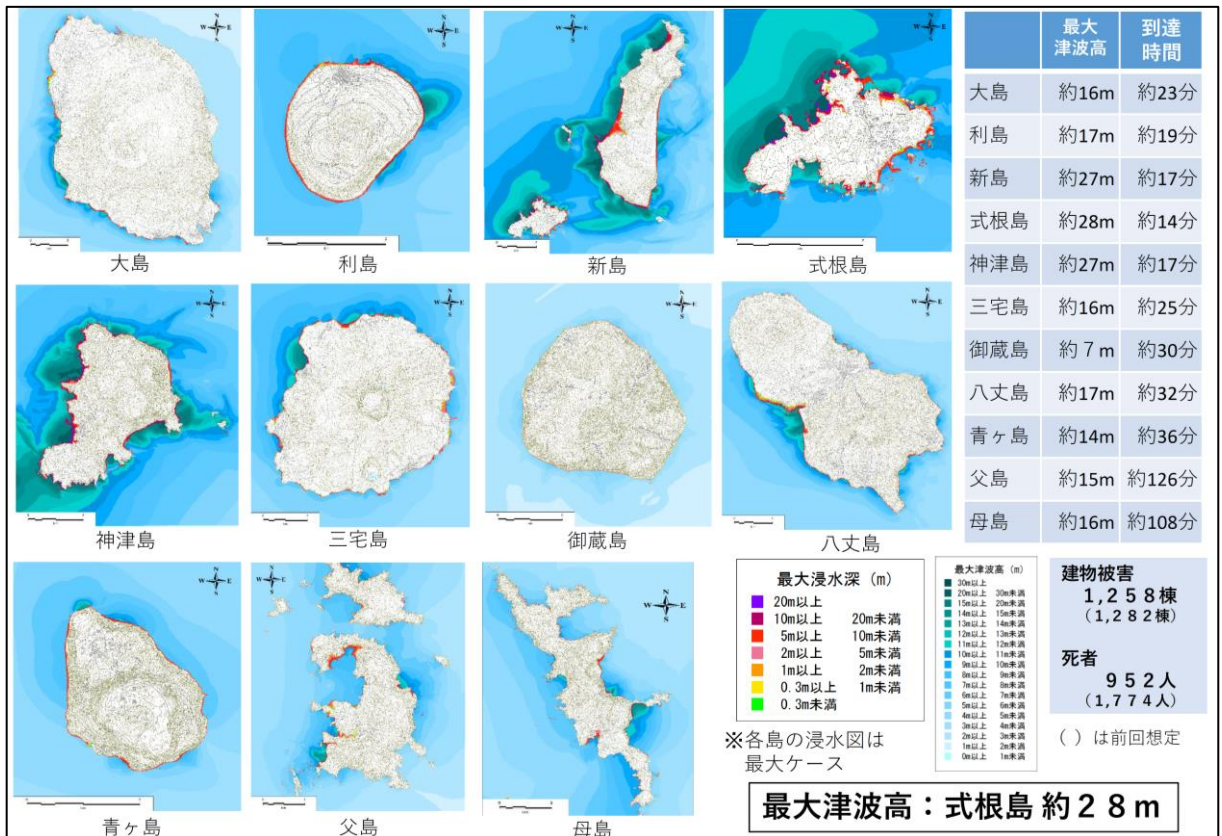
【南海トラフ巨大地震（各メッシュにおける全5ケースの最大値）の各区における最大津波高とその場所】

（首都直下地震等による東京の被害想定（令和4（2022）年5月25日）より）



# 【南海トラフ巨大地震の島しょ地域における最大津波高及び最大浸水深】

(首都直下地震等による東京の被害想定 (令和4 (2022) 年5月25日) より)



## 2 南海トラフ地震の多様な発生形態と形態に応じたシナリオ

### (1) 国が想定する南海トラフ地震の多様な発生形態

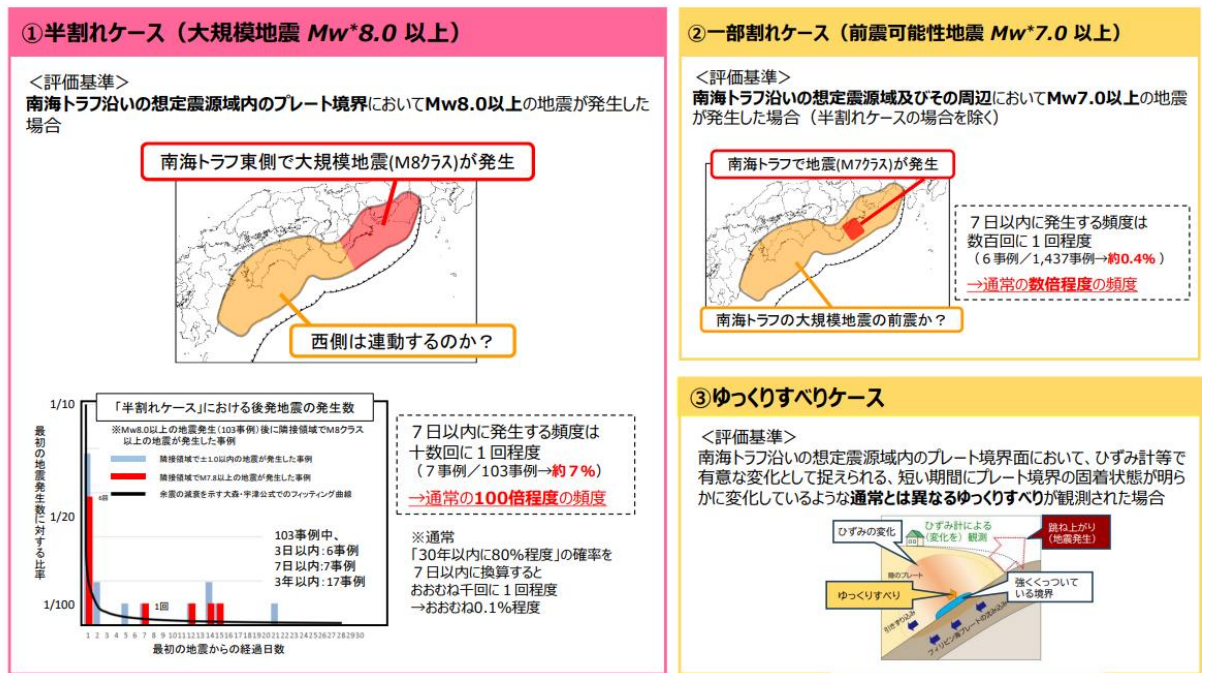
南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は重要である。

南海トラフ地震に対しては、全割れや半割れなど複数の発生形態への対応を検討しておくことが必要である。

国は、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会が混乱するおそれがあるもののうち、典型的な3つのケース[半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース、一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース、ゆっくりすべり／被害なしケース]の現象が観測された場合の防災対応を検討することとしている。

### 【南海トラフ地震臨時情報に基づき防災対応を取るべきケース】

(南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂）より)



\*Mw：モーメントマグニチュード 震源断層の断層面積と断層すべり量等から求められ、地震波の最大振幅から求められる他のマグニチュードと異なり、頭打ちになることはなく、国際的にも共通して広く用いられている。なお、このマグニチュードを求めるには若干時間を要する。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に気象庁から発表されるものである。

具体的には、南海トラフ地震臨時情報（調査中）は、「南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8以上の地震が発生」若しくは「南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性」がきつ

けとなって発表される。

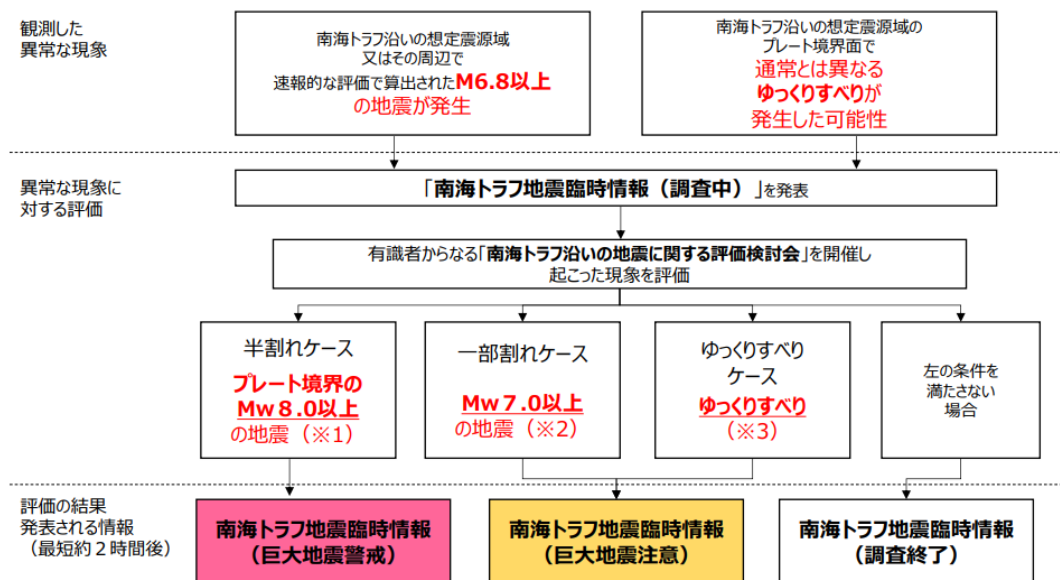
まず、上記のとおり、気象庁から臨時情報（調査中）が発表され、その後、有識者による検討会において、発生した現象の評価が行われる。そして、その評価結果に応じて、臨時情報（調査中）が臨時情報（巨大地震注意）や臨時情報（巨大地震警戒）、又は臨時情報（調査終了）に切り替わることになる。

臨時情報（巨大地震注意）又は臨時情報（巨大地震警戒）に切り替わった場合は、一定期間の間、後発地震の発生に備えた事前対策を行うことになる。

※以降、南海トラフ地震臨時情報の種別については、「キーワード（〇〇）」という表記も併用する。 例：キーワード（調査中）

### 【南海トラフ地震臨時情報の発表の流れ】

（南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和7年8月改訂）より）



※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上、Mw8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

## 【南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき防災対応】

(南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(令和7年8月改訂)より)

### I. 共通編

#### 臨時情報発表時にとるべき防災対応(巨大地震警戒)

本文P.60~

地震発生から1週間、**巨大地震警戒対応**として、臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域では、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など【日頃からの地震への備え】の再確認、及び、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】を実施し、その上で社会経済活動を継続する。

津波の到達が早く、事前の避難が必要な地域では、市町村の指示に従い、対象者は【事前避難】を行う。

地震発生から1週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に1週間、**巨大地震注意対応**をとる。

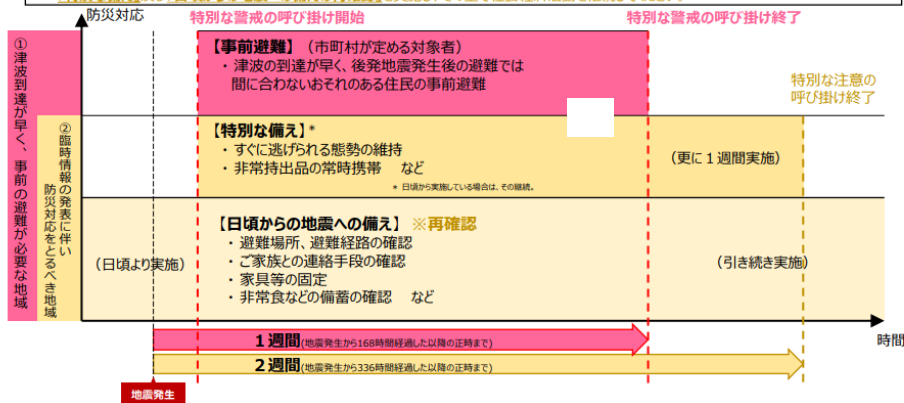
#### 臨時情報発表に伴う特別な警戒

##### <①津波到達が早く、事前の避難が必要な地域>

・お住まいの市町村の指示に従い、対象者は事前避難。事前避難対象者以外は【特別な備え】及び【日頃からの地震への備えの再確認】を実施し、その上で社会経済活動を継続してください。

##### <②臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域>

・【特別な備え】及び【日頃からの地震への備えの再確認】を実施し、その上で社会経済活動を継続してください。



### I. 共通編

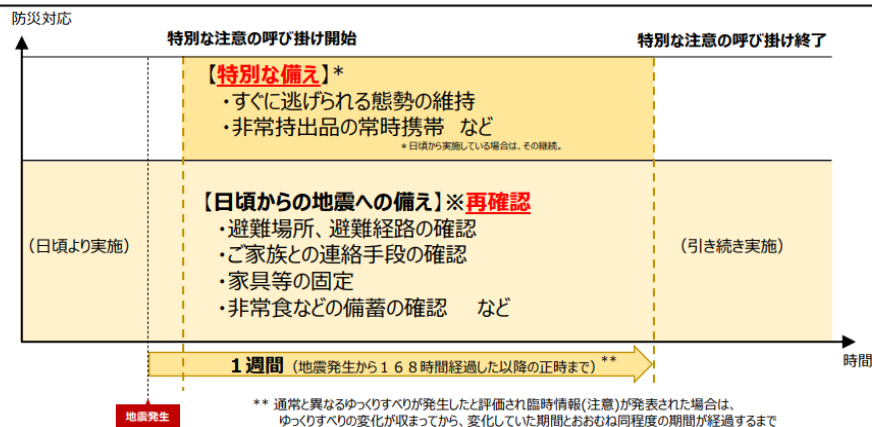
#### 臨時情報発表時にとるべき防災対応(巨大地震注意)

地震発生から1週間、**巨大地震注意対応**として、臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域では、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など【日頃からの地震への備え】の再確認、及び、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】を実施し、その上で社会経済活動を継続する。

#### 臨時情報発表に伴う特別な注意

##### <南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表に伴い防災対応をとるべき地域>

・【特別な備え】及び【日頃からの地震への備えの再確認】を実施し、その上で社会経済活動を継続してください。

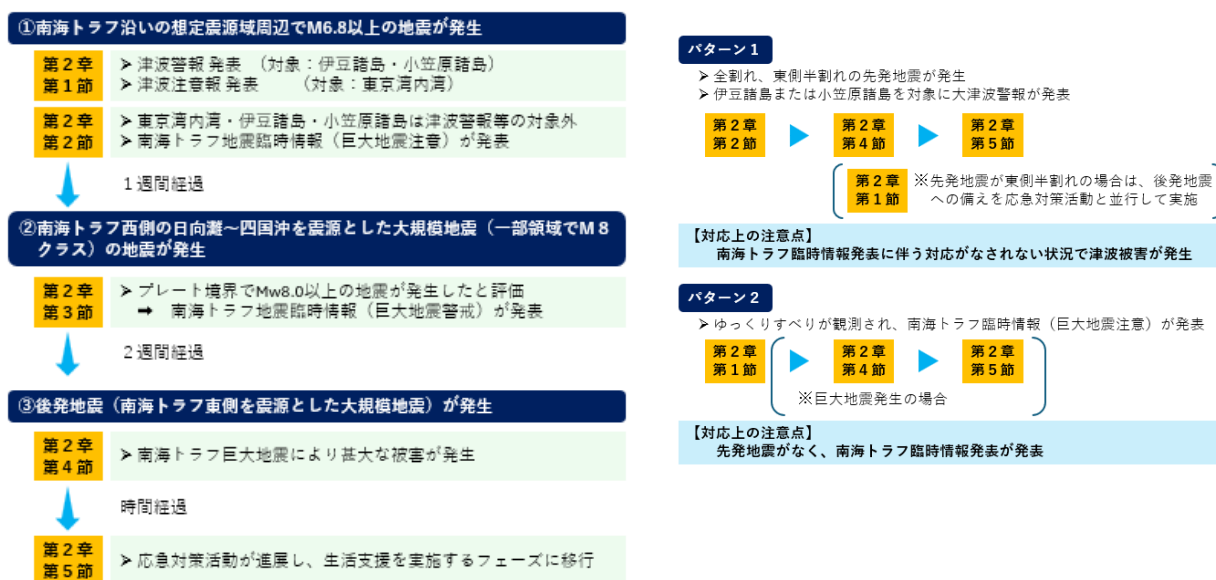


\*\* 通常と異なるゆっくすりゆっくすり発生したと評価され臨時情報(注意)が発表された場合は、ゆっくすりゆっくすりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで

## (2) 多様な発生形態に応じたシナリオの設定

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすという視点は引き続き重要であることから、南海トラフ地震臨時情報防災対策ガイドライン（令和7年8月改訂）では、南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるとして社会に混乱を招くおそれがあるもののうち、典型的なケースについて、現象が観測された場合の防災対応が検討されている。本要領においては、以下のシナリオを基本形と設定し、各フェーズにおける対応行動を整理する。

なお、南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であることから、必ずしもシナリオのとおり現象が発生するわけではないため、発災時においては事象に応じて各フェーズの対応行動を実施する必要があることに留意する。



注) 次章以降において定める時系列のタイムラインの内容は、国及び地方公共団体の複数の関係機関が人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、負傷者の救出救助活動の実施、島内輸送ルートの確保（航路啓開対応含む）、物資支援の実施、ライフライン復旧支援の実施、島外避難の実施等の活動を統合的かつ調和的に行うための目安である。実施には地震の発生時間や被災状況、関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

## 第2章

応急対策活動における  
基本的な連携の内容と  
手順及び各シナリオに  
応じた対応

## 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時及び大津波警報等の発表時に伴う初動における対応

### 【想定される状況】

- ▶ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表
- ▶ 東京湾内湾・伊豆諸島・小笠原諸島のいずれかを対象とした津波注意報、津波警報または大津波警報が発表

### 【南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表】

南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で産出されたマグニチュード6.8以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくり滑りを観測された場合、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表され、有識者からなる評価検討会で発生した現象について評価を行う。

### 1 都の態勢基準と状況に応じた態勢運用方針

南海トラフ地震により、津波警報が発表された場合は災害即応態勢、大津波警報が発表された場合又は島しょ地域に大津波が到達し、甚大な被害が発生した場合は、非常配備態勢を構築する。

南海トラフ地震臨時情報については、キーワード（調査中）が発表された場合は、災害即応態勢を構築し、その後の態勢に移行できる準備を整える。評価検討会の評価結果において、（巨大地震警戒）となった場合、状況に応じて、非常配備態勢に移行し、知事を本部長とする東京都災害対策本部を設置する。

なお、臨時情報や状況の進展に伴い、適宜態勢の移行を検討する。

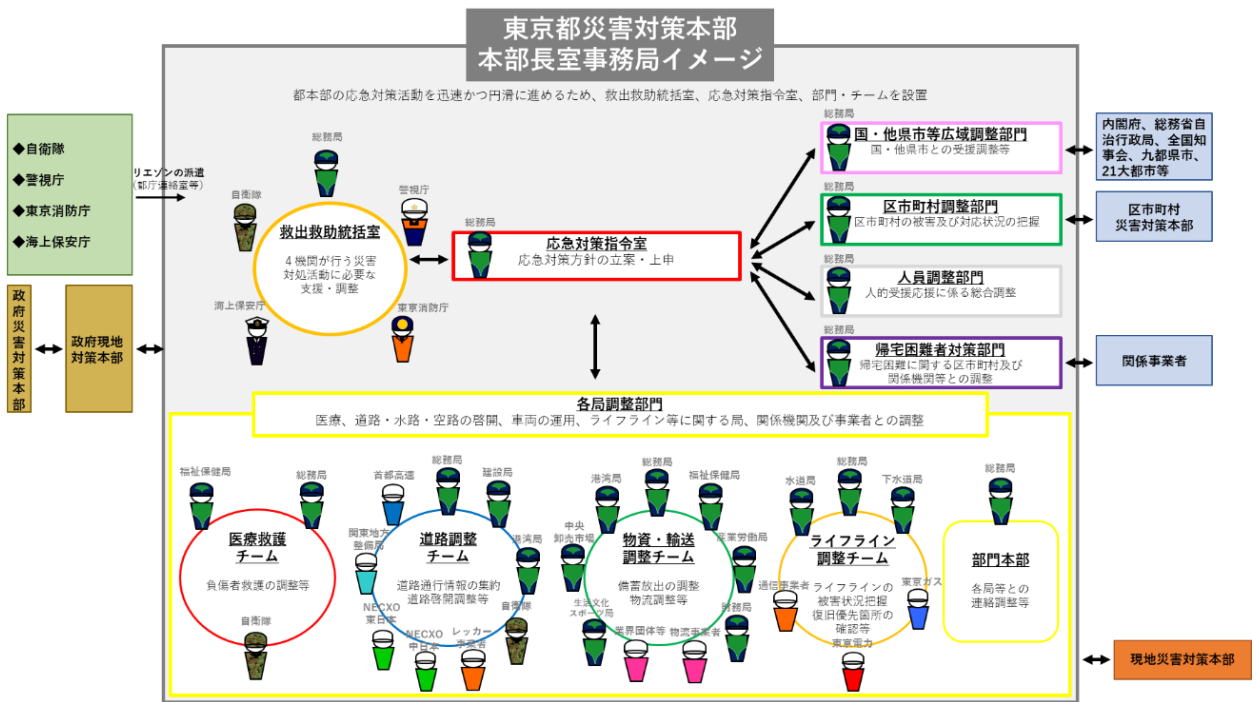
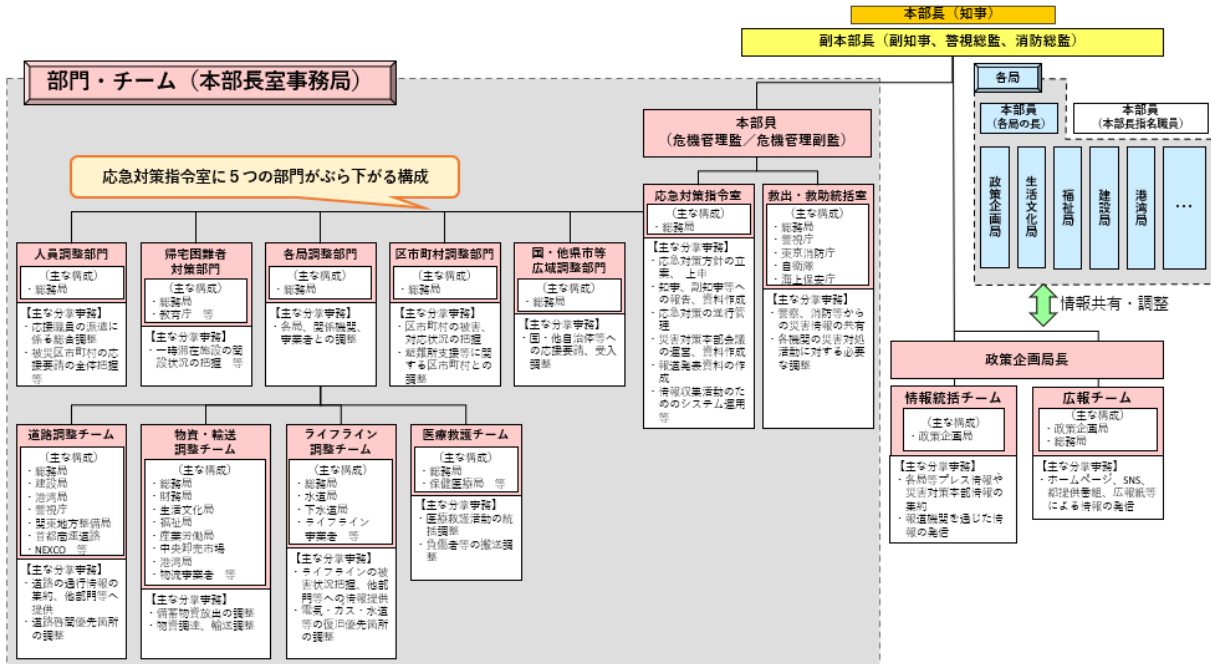
部門体制時は、首都直下地震時の部門体制と同様に、都本部内の14部門・チームにより対応する。班体制時には、総合防災部を中心に「指令室」、「情報統括班」、「情報資料班」、「総務・広報班」の4班により対応する。

以下、本節においては、非常配備態勢における対応等を基準に記載する。

## 2 各部門・チーム等の役割等

初動の混乱時においても、各機関相互の行動を予測しつつ、より迅速かつ効率的な応急対策活動を連携して実施できるよう、発災時に都及び各機関が行う主な応急対策活動について、誰が、いつ頃、どのような活動を行うのか、あらかじめ想定し整理しておく。

### 【都本部内に設置される各部門・チーム等の役割と構成】



## 【各部門・チームの主なミッション】

部門・チーム名	主なミッション	主な役割	
応急対策指令室	指令班	<p>➢司令官及び副司令官を補佐し、各部門・チームを統括</p> <p>➢都本部の事務局を中心として、都本部会議の運営及び資料作成、応急対策方針の立案及び上申、応急対策の進行管理を行うほか、部門・チームを統括し必要な指示を行うなど、応急対策全般における総合調整を行う。</p> <p>➢現地機動班の参集状況や活動状況の把握、拠点間の転進など、現地機動班の運用調整を行う。</p> <p>➢知事の現場視察の対応、議会関係の対応、総合防災部内庶務を行う。</p>	<p>①指令系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都本部の運営、部門・チーム間の総合調整、災害救助法の適用、災害情報の一元的集約、災害派遣の要請</li> </ul> <p>②現地機動班系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現地機動班の参集管理と大規模救出救助活動拠点の開設等に係る調整</li> </ul> <p>③庶務系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会関係、知事の現場視察、都本部内の庶務業務</li> </ul>
	報道班	<p>➢都本部の事務局として報道発表をする必要がある事項について、プレス資料を作成の上、プレス発表を行う。</p> <p>➢報道機関対応を行う政策企画局報道課・総務局総務部広報担当との連絡・調整を行い、知事のぶら下がり取材対応や記者レク等を実施する。</p>	<p>①報道課、総務局総務部広報担当との連絡調整</p> <p>②都本部におけるプレス等資料の作成・公表</p> <p>③都本部会議に参加する報道機関対応</p> <p>④関係機関が保有する被害情報・プレス情報の収集</p>
	情報班 《L0 <sup>2</sup> 受入れ想定機関》 ・ ISUT <sup>3</sup>	<p>➢情報の収集分析力を充実させて、発災初期の段階でも効果的な情報を発信し、迅速な初動対応を支援する。</p> <p>➢都本部において主に情報収集・分析の業務を担う。</p>	<p>①無線環境の確認</p> <p>②システム等を活用した情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>AVシステム、高所カメラ・ヘリテレ、道路カメラ（発災時のみ関東地方整備局防災室へ提供依頼）、SNS</li> </ul> <p>③都本部会議等の設営</p> <p>④作戦地図作成による被害措置状況の確認</p> <p>⑤現地対策本部設置会場の情報機器案内</p> <p>⑥ISUTの情報連絡員（以下、「L0」という。）受入れ</p>

<sup>2</sup> Liaison Officer（リエゾン・オフィサー）の略で、「連絡員」の意味。警視庁や東京消防庁などから派遣される連絡員や、都から国の現地対策本部（現対本部）、区市町村に派遣される職員などを指す。

<sup>3</sup> ISUT（災害時情報集約支援チーム）は、内閣府と防災科学技術研究所で構成されるチームで、災害対応に関する情報を集約・地図化して提供することで、各機関の災害対応の支援を行っている。

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
救出救助統括室 《L0 受入れ想定機関》 ・警視庁 ・東京消防庁等 ・自衛隊 ・海上保安庁	▶警察、消防、自衛隊及び海上保安庁から提供される情報を集約・共有する。 ▶各機関が連携した活動等を調整・支援する。	①情報系 ・災害の進展予測及び被害拡大予測 ・大規模な災害等における各機関の活動状況把握、分析及び今後の展開予想 ②調整系 ・各機関及び現地機動班と連携した大規模救出救助活動拠点の運営 ・各機関の災害対処活動に必要な調整・支援 ・救出救助・救命に係る要請及び調整案件に係る対応（区市町村からの個別要請を含む） ・自衛隊災害派遣部隊の運用調整 ・ヘリコプター運用の調整（負傷者搬送、被害情報把握等） ③医療救護チームに対する東京 DMAT 出動要請
区市町村調整部門	▶各区市町村の人的・物的被害状況や避難所の状況、施設等の利用可能状況について、各区市町村に対してDIS <sup>4</sup> 、防災無線、無線電話等を活用して情報収集を行う。 ▶区市町村からの応援要請等の収集整理及び各部門等への情報提供（要請等）を行う。	①区市町村の状況確認・取りまとめ ・態勢状況、庁舎被害 ・人的・物的被害、避難状況等 ②区市町村からの個別の要請事項や質問事項の受付対応 ③区市町村の庁舎に派遣される現地機動班からの情報収集 ④区市町村への都本部会議資料や大規模火災状況などの情報提供
国・他縣市等広域調整部門 《L0 受入れ想定機関》 ・内閣府 ・総務省自治行政局 ・全国知事会・関東地方知事会 ・全国市長会 ・全国町村会 ・指定都市市長会 ・国土交通省関東地方整備局 ・関西広域連合	▶国、他縣市等と円滑な協力体制が取れるよう総合調整を行う。	①関係機関との連絡調整、応援受入れ調整 ・内閣府 ・総務省自治行政局 ・全国知事会・関東地方知事会 ・九都縣市（関西広域連合） ・21 大都市 ・関東防災連絡会・国土交通省関東地方整備局 ・海外 等 ②総務省消防庁への被害状況の報告 ③政府現地対策本部の受入れ等調整 ④九都縣市に係る災害時帰宅支援ステーションの協定事業者への開設要請

<sup>4</sup> 東京都災害情報システムのこと。発災時に被災情報や措置情報等を区市町村や関係機関、各局等から集約し、円滑な災害対応ができるよう導入されたシステム（区市町村、各局及び協定事業者等に配備している。）

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
<p>帰宅困難者対策部門</p> <p>※内地に大きな被害がなければ部門本部等との統合を検討</p>	<p>▶ 主要拠点等に滞留する帰宅困難者対策に関わる各種調整</p>	<p>①一斉帰宅抑制の発信 (X(旧ツイッター)、ホームページ)</p> <p>②公共交通機関の運行状況等の把握</p> <p>③主要ターミナル駅の混雑状況の把握</p> <p>④一時滞在施設に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設状況収集</li> <li>・ 開設状況等の提供</li> <li>・ 疾病等、生活ストレスに対する支援の必要性の把握</li> </ul> <p>⑤災害時帰宅支援ステーションに係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設要請</li> <li>・ 徒歩帰宅支援状況の把握</li> </ul> <p>⑥都立施設の備蓄物資を預けている倉庫の被害状況確認、保管物資の緊急出庫依頼</p> <p>⑦都立施設・区市町村施設・民間施設の開設状況の把握</p>
<p>人員調整部門</p>	<p>▶ 被災区市町村や庁内各局からの人的応援要請を集約し、国・他縣市等広域調整部門を経由して全国知事会等の広域応援団体に対して応援要請を行う。</p> <p>▶ 庁内各局や被災していない都内区市町村との人的応援に係る派遣調整を行う。</p> <p>▶ 都県境を越える受援・応援を中心とする各種調整</p>	<p>①人的受援応援に係る総合調整</p> <p>②被災区市町村・庁内各局の人的応援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参集人員の集約</li> <li>・ 人的応援要請の把握</li> <li>・ 人的応援に係る人員割り振り及び派遣調整</li> <li>・ 国・他縣市等広域調整部門に対するカウンターパート団体の要請</li> </ul> <p>③災害対応派遣要員に係る派遣調整</p>
<p>広報チーム</p>	<p>▶ ホームページ(東京都、東京都防災)、SNS、提供番組(テレビ、ラジオ)、広報紙等による情報発信を一体的に運用し、都民等に対して速やかに防災情報を提供</p>	<p>①都民広報(都政広報番組、ホームページ、SNS等)</p> <p>②シティホールテレビによる緊急庁内放送</p> <p>③サイネージでの情報発信</p>
<p>各局調整部門 部門本部</p>	<p>▶ 道路調整チーム、医療救護チーム、物資・輸送調整チーム、ライフライン調整チームの4チーム以外の業務に対応</p> <p>▶ 各局等及び他部門から要望等があった場合、当該内容を担任する局等及び部門に取り次ぐ。※</p> <p>▶ 局横断的な調整が必要な内容について、本部連絡員調整会議による調整を行う必要があるか、新たに局連携チームを設置し調整を行う必要があるか等、指令室と調整する。</p> <p>※各部門・チームの所管業務に係る各局への依頼・連絡・確認事項については、各部門・チームから各局へ連絡する(各局調整部門(部門本部)を通さない)。</p>	<p>①各局の被害状況と対応状況の収集と整理</p> <p>②局横断的な調整</p> <p>③オープンスペースに関する調整</p> <p>④避難所としてのホテル・旅館の活用に係る調整</p> <p>⑤応急危険度判定部会の開催</p>

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
<p>ライフライン調整チーム 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京電力</li> <li>・ 通信事業者</li> <li>・ 東京ガス</li> <li>・ 水道局</li> <li>・ 下水道局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ライフラインの被害と復旧に関して、関係機関との連絡調整</li> <li>▶ 電気、ガス、通信、水道、下水道の被害情報、対応状況等を収集・整理・分析し、ライフラインに関する被害の全体像を把握、都本部内で共有する。</li> <li>▶ 優先的に応急・復旧が必要な箇所や地域等を、都本部会議や即時対応会議等の決定の下、ライフライン事業者と調整する。</li> <li>▶ 必要に応じて、政府現地対策本部を経由して、政府緊急災害対策本部に対して、優先的に応急・復旧が必要な箇所等を要請する。</li> <li>▶ ライフライン事業者に対して、道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報を提供する。</li> <li>▶ ライフライン事業者から協力要請があった場合、都本部内の関係部門、チーム、各局等と調整し、必要な対応を措置する。</li> <li>▶ 災害対策上重要な施設が停電している場合、国、石油関係団体などと連携して、非常用発電機用燃料を調達・供給する。</li> <li>▶ 都が備蓄している流通在庫備蓄燃料や国が整備している中核給油所制度等を活用し、緊急通行車両等が使用する燃料を供給する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ライフライン事業者等へ情報収集</li> <li>② 重要施設に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設周辺の被害状況の集約</li> <li>・ 石油燃料の供給</li> <li>・ ライフライン復旧の調整（国や医療機関からの要請）</li> </ul> </li> <li>③ 応急給水の要請への対応（水道局と調整）</li> </ul>
<p>医療救護チーム 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健医療局（医療対策本部）</li> <li>・ 自衛隊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害医療に関する関係防災機関との連絡調整を行い、受信情報の被害・要請・照会の区分及び調整案件の判断、医療対策本部との調整、各種要請及び困難案件等に係る対応の可否判断を行う。</li> <li>▶ 医療対策本部から提供される災害医療情報を集約・共有する。</li> <li>▶ 医療救護班や負傷者の搬送手段の調整・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害拠点病院の被害状況の把握</li> <li>② 活動状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京 DMAT</li> <li>・ 応援医療チーム（日本 DMAT、JMAT、日赤救護班）</li> <li>・ 医療救護班等</li> </ul> </li> <li>③ 搬送手段の調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護班等</li> <li>・ 負傷者</li> <li>・ 医薬品等</li> </ul> </li> <li>④ 医療機関に対する支援・調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフライン（燃料・電力等）</li> <li>・ ペットボトル等の飲料水</li> </ul> </li> <li>⑤ 東京 DMAT の出場要請の調整</li> <li>⑥ SCU<sup>5</sup>の設置について開設状況の把握</li> </ul>

<sup>5</sup> 広域医療搬送拠点におかれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時医療施設。被災地側の広域医療搬送拠点又は、被災地外の広域搬送拠点に必要に応じて設置される。「ステージングケアユニット」の略。（出典：日本 DMAT 活動要領（厚生労働省））

部門・チーム名	主なミッション	主な役割
<p>道路調整チーム 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警視庁</li> <li>・ 港湾局</li> <li>・ 建設局</li> </ul> <p>※内地に大きな被害がなければ部門本部等との統合を検討</p>	<p>▶ 各種交通網の通行可否状況や施設使用可否状況について、情報収集・整理を行い、各種応急対策活動を行う 防災関係機関に情報提供を行う。</p> <p>▶ 応急対策活動を展開するためのルートの確保</p>	<p>①情報の収集・整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、港湾、河川、空港の被害情報</li> <li>・ 船舶の使用可否状況</li> <li>・ 防災船着場の被害状況</li> <li>・ 東京湾内航路の船舶航行の可否状況</li> </ul> <p>②次の機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定事業者（レッカー移動等）</li> <li>・ 各道路管理者（自衛隊による障害物除去の際の部隊展開に係る調整を含む）</li> <li>・ その他関係機関（要請船舶等）</li> </ul> <p>③関東地方整備局への応援要請</p>
<p>物資輸送調整チーム ※総合防災部の他、福祉局、生活文化局、産業労働局、中央卸売市場、財務局、港湾局がチーム員に属する 《L0 受入れ想定機関》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定事業者等</li> </ul>	<p>▶ 物資・輸送に関する以下の連絡調整を行う。</p> <p>&lt; 備蓄物資関連 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都備蓄倉庫の被害状況を確認</li> <li>・ 区市町村からの要請状況等を踏まえ、備蓄物資を放出</li> <li>・ 物資輸送に関する調整（輸送ルート、搬送先、荷役作業等）</li> </ul> <p>&lt; 国や協定事業者等からの調達物資関連 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域輸送基地の被害状況を確認（協定物流事業者含む。）し、広域輸送基地を開設</li> <li>・ 物資調達に関する協定団体の被害及び対応状況を確認</li> <li>・ 区市町村からの要請を受け、各協定団体等から物資を調達</li> <li>・ 物資輸送に関する調整（輸送ルート、搬送先、荷役作業等）</li> </ul> <p>&lt; 広域応援団体等からの物資支援に関する調整 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国・他縣市等広域調整部門経由、民間企業については直接対応</li> </ul>	<p>①被害状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東京都備蓄倉庫</li> <li>・ 広域輸送基地（多摩広域防災倉庫、立川地域防災センター、各トラックターミナル等）</li> <li>・ 地域内輸送拠点</li> <li>・ 協定事業者</li> </ul> <p>②次の項目に係る連絡・調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定事業者</li> <li>・ 区市町村との物物品目や数量、輸送方法（手段、到着時間等）の調整</li> <li>・ 飲料水（ペットボトル）、食料品等の調達</li> <li>・ 広域応援団体等からの物資支援</li> </ul>

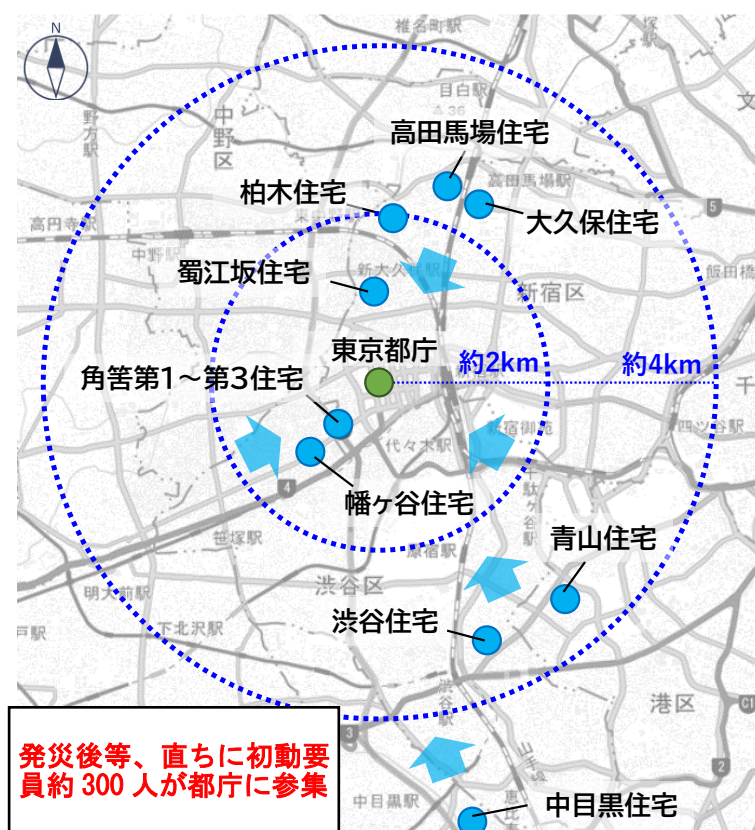
## 【都関係局の主なミッション】

都関係局	主なミッション（主な所掌を地域防災計画より抜粋）
産業労働局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 救助物資の確保及び調達に関すること 等</li> </ul>
港湾局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 港湾施設、海岸保全施設、漁港施設及び空港施設の保全及び復旧に関すること</li> <li>▶ 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること</li> <li>▶ 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること</li> <li>▶ 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること</li> <li>▶ 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること 等</li> </ul>
建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること</li> <li>▶ 道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること</li> <li>▶ 河川、道路等における障害物の除去に関すること</li> <li>▶ 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること 等</li> </ul>
環境局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ ごみの処理に係る広域連絡に関すること</li> <li>▶ し尿の処理に係る広域連絡に関すること</li> <li>▶ 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること 等</li> </ul>
下水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること</li> <li>▶ 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関すること 等</li> </ul>
水道局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 応急給水に関すること</li> <li>▶ 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること 等</li> </ul>
福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること</li> <li>▶ 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること</li> <li>▶ 避難者の移送及び避難所の設営に関すること 等</li> </ul>
保健医療局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 医療及び防疫に関すること</li> <li>▶ 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること 等</li> </ul>
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること 等</li> </ul>
生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること</li> <li>▶ 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること</li> <li>▶ 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること 等</li> </ul>
政策企画局	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害に関する広報及び広聴に関すること</li> <li>▶ 報道機関との連絡及び放送要請に関すること</li> <li>▶ 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること</li> <li>▶ 写真等による情報の収集及び記録に関すること 等</li> </ul>

### 3 職員の参集

大津波警報発表後又は発災後、直ちに約 300 名程度の東京都災害対策職員住宅に入居する職員が東京都防災センターに参集する仕組みを構築している。参集した職員は、東京都防災センター内のオペレーションルームに常時設置されている「発災後 2 時間業務掲示板」で示されている業務リスト・マニュアルを参照して、情報収集、関係機関への伝達及び都本部立ち上げ対応を行う。

その他、各局職員は、各々所属の職場に参集し、東京都業務継続計画（都政 BCP）により事前に定められている非常時優先業務を行う。



## 【発災後2時間業務掲示板 業務リスト】

- 職員参集メールの送付・館内放送・区市町村等へ地震情報の一斉通報
- 指令情報室内の通信機器の起動
- 津波情報の連絡
- 知事（東京都）メッセージ発表
- 災害名の命名、被害報告環境の整備（DIS）
- 地震情報の入手・関係機関へ伝達、DIS 入力依頼
- 8階・9階の安全確認
- 高所カメラで被害状況の情報収集
- ヘリテレ映像送信依頼
- 第一庁舎の被災等確認
- 局広報担当者への連絡・防災普及担当電話転送
- 災害対策本部会議出席者招集
- プレス（第1報）（災害対策本部設置）
- 議会局への情報提供（災害対策本部設置）
- 関係機関との連絡窓口開設・災害対策本部会議出席依頼・救援要請
- 国との連絡窓口開設
- 災害救助法適用の事前連絡
- 災害対策本部会議資料作成
- プレス（第2報）（災害対策本部会議開催）
- 災害対策本部会議会場設営
- 総務局災害対策車に係る標章の交付申請
- 区市町村への会議映像配信準備
- 各区市町村の態勢確認等
- 区市町村との連絡可否状況の集計
- 各局の態勢確認等

#### 4 東京都災害対策本部の設置と部門態勢への移行

南海トラフ地震による被害は、極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源や被害情報等が不足する可能性がある。そのため、都及び関係機関は、被害の全容の把握を待つことなく、直ちに活動を開始し、応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより被害を最小化することが重要である。

したがって、津波災害が発生した場合、都及び関係機関は防災対策の中核機能として、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急対策活動の遂行にあたる必要がある。

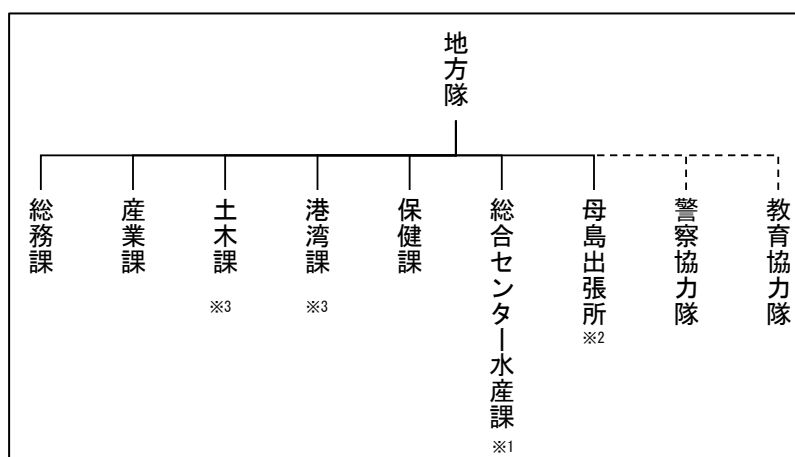
都は、島しょ町村において津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、関係機関の協力を得て、応急対策活動を実施するとともに、島しょ町村等が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。

各局は、東京都災害対策本部条例施行規則に基づく基本的責務と役割を踏まえ、災害応急対策を実施する。都の出先機関である支庁は地方隊を編成し、都本部等の事務を包括的に分掌するとともに、島しょ町村の実施する災害予防及び応急対策を援助し、若しくは総合調整し、又は災害援助事務の補助執行を指導する。

関係機関は、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制などの観点を取り入れた防災対策を推進する。

支庁（地方隊）の組織、分掌事務は以下のとおりである。

##### 【地方隊の組織】



- ※1 大島・八丈地方隊のみ
- ※2 小笠原地方隊のみ
- ※3 三宅地方隊は土木港湾課

## 【所掌事務（以下に関する事項）】

- 都本部及び関係機関との連絡・調整
- 被害状況・対応状況の把握及び被災住民への広報
- 救助物資の確保、輸送及び配分
- 被災者の救助及び避難
- 医療及び防疫
- その他災害対策に必要な事項

南海トラフ地震等の発生時には、順次、東京都防災センターに参集した職員は、「発災後2時間業務掲示板」で示されている業務リスト・マニュアルを参照し、各システムの立ち上げ、地震規模及び被害予測の算出、高所カメラ等による被害状況の情報収集、X（旧ツイッター）による情報発信・情報収集、自衛隊等への派遣要請、知事等への地震状況の報告及び第1回東京都災害対策本部会議の開催準備等の業務を行う。

都本部の設置後、速やかに、東京都防災センター内に、連携先となる関係機関に応じた部門（窓口）、応急対策活動の内容に応じたチーム及び救出救助統括室を設置する。部門・チーム等の構成は、災害対策要員以外に関係機関相互の情報収集や情報提供及び調整業務の窓口となるL0で構成される。

なお、関係機関においては、L0を東京都防災センターに派遣するよう努める。

発災後の被災状況に応じて、新たな応急対策活動が必要となった場合には、応急対策活動の内容に応じた新たなチームを編成する。

## 5 各部門・チーム等における情報収集活動

各部門・チーム等における情報収集活動は、東京都災害情報システム(以下「DIS」という。)により行うことを原則とし、防災行政無線、カメラ映像等も活用する。

各部門・チーム等は、防災行政無線、DIS等により、区市町村、警視庁及び東京消防庁等の救出救助機関等から、被害地域、被害の程度、特異事案の有無、指定路線等道路の被害などの情報収集を行うほか、ライフライン事業者から、各々が管理する主要な施設の被害情報、断水及び停電といった機能障害の状況、復旧見通しについて、情報を収集する。

また、建設局・港湾局等から道路・河川・港湾・空港の被害状況を収集する。

### 【主な情報収集項目】

主な情報収集項目	収集先
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的被害状況</li> <li>・ 避難情報の発令状況</li> <li>・ 福祉避難所の開設状況</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難状況</li> <li>・ 来島者の避難状況</li> <li>・ 物資や救出救助活動等の支援要請の有無</li> <li>・ 物的被害状況</li> <li>・ 指定避難所等の開設状況</li> <li>・ 避難者の避難状況</li> </ul>	区市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町村道の被害状況</li> <li>・ 水道関係の被害状況</li> <li>・ 燃料関係の被害状況</li> <li>・ ヘリポートの被害状況</li> <li>・ 下水道関係の被害状況</li> </ul>	島しょ町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力関係の被害状況</li> <li>・ 通信関係の被害状況</li> </ul>	東京電力 各通信事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道、橋梁の被害状況</li> <li>・ 空港施設の被害状況</li> <li>・ 都立高校の被害状況</li> <li>・ 港湾施設の被害状況</li> <li>・ 農林漁業施設の被害状況</li> </ul>	支庁
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶の運航状況</li> </ul>	東海汽船、小笠原海運、伊豆諸島開発、神新汽船、新島村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空機、ヘリの運航状況</li> </ul>	新中央航空 東邦航空 全日本空輸 (ANA)

## 6 関係機関との連携体制と応援要請

国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、「内閣府具体計画」という。）では、被害想定結果に基づき、被災都道府県内の動員に加え、全国からの広域応援部隊（「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊の災害派遣部隊」、「国土交通省 TEC-FORCE」）の初動期における派遣の方針と具体的な手順を定めている。

具体的には、被害想定（死者及び自力脱出困難者数）を踏まえた重点受援県（静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県の10県）が設定されており、自衛隊を含む国の支援は、大きな被害が見込まれる西日本が優先されるため、都の島しょ地域への支援は、関係機関の限られたリソースによる対応が求められる。

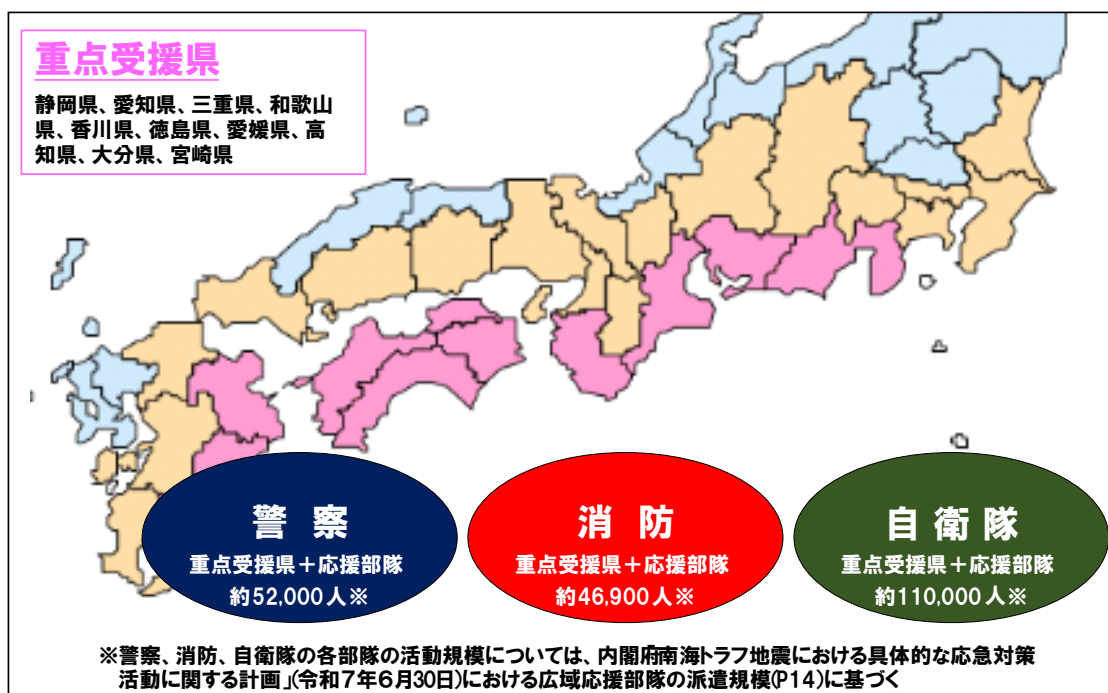
なお、南海トラフ地震が発生した場合には、中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方において、被害の状況等に応じて、速やかに緊急災害現地対策本部（以下、「政府現地対策本部」という。）が設置される。

### 【内閣府具体計画における広域応援部隊の派遣先の想定】

地方		対象府県	被害規模の目安
中部地方	重点受援県	静岡県、愛知県、三重県	概ね4割
	それ以外	山梨県、長野県、岐阜県	
近畿地方	重点受援県	和歌山県	概ね2割
	それ以外	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
四国地方	重点受援県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	概ね3割
九州地方	重点受援県	大分県、宮崎県	概ね1割
	それ以外	福岡県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	

※被害規模は、平成24年8月29日の対策検討WGによる南海トラフ巨大地震の被害想定（第一次報告）の死者数及び自力脱出困難者数について、都道府県毎に各ケースの中央値を抽出して合算し、地方毎に割合を算出したもの。（内閣府「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和7年6月30日））

## 【重点受援県の位置付けと広域応援部隊の派遣規模について】



※ピンク色＝重点受援県、黄色＝被害が想定されている地域、水色＝被害が想定されていない地域

一方、発災時には、警察庁、総務省消防庁、防衛省及び国土交通省は、内閣府具体計画を基礎としつつ、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

なお、先発地震が発生した場合においては、政府は、被害想定を基礎としつつ、DIS<sup>6</sup>被害推計結果を基に、都道府県毎の被害量を推計の上、重点受援県を特定し、先発地震重点受援県を含む地域ブロック毎の被害規模及び実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、柔軟に対応する。

<sup>6</sup> 国の「地震防災情報システム（DIS：Disaster Information Systems）」のこと。地盤・地形、道路、行政機関、防災施設などに関する情報を必要に応じあらかじめデータベースとして登録し、この防災情報データベースを基礎として、災害対策に求められる各種の分析や発災後の被害情報の管理を行うシステム。（出典：内閣府 HP「防災情報のページ 4-6 地震防災情報システムの整備」(<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h14/bousai2002/html/honmon/hm120406.htm>)）

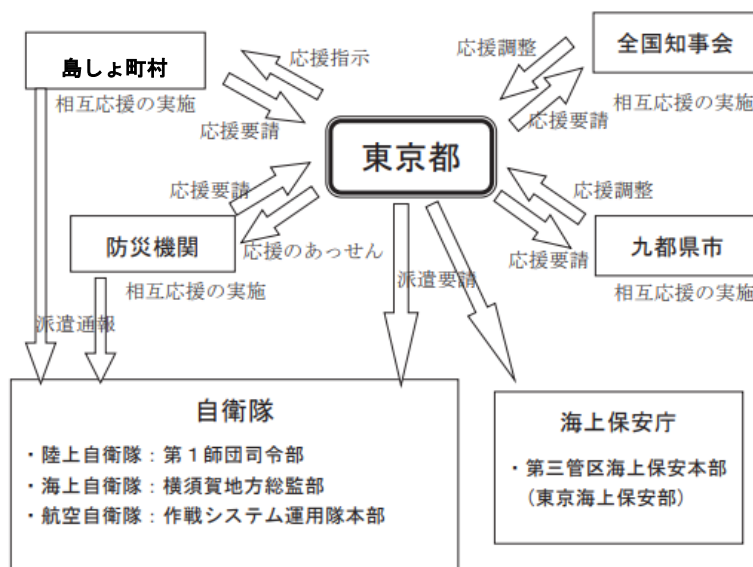
地震に伴う津波により被害を受けた又は受けるおそれがある場合、国による支援のほか、地方公共団体間の広域的な相互応援協力又は防災機関との連携により災害の拡大を防止するとともに、被災者の救出救助に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

都地域防災計画に基づく応援協力・派遣要請に関する役割分担を以下に示す。

### 【応援協力・派遣要請に関する役割分担】

都	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせん</li> <li>● 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施</li> <li>● 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は島しょ町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請</li> </ul>
島しょ町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知事に応援又は応援のあっせんを求める。</li> <li>● 島しょ町村間相互の応援協力について実施</li> <li>● 島しょ町村域内の応援協力について実施</li> <li>● 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請</li> <li>● いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知</li> </ul>
防災機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 知事に応援又は応援のあっせんを求める。</li> <li>● 防災機関相互の応援協力について実施</li> <li>● 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼</li> <li>● いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。</li> </ul>

## 【関係機関との相互応援協力・派遣要請（代表例）】



## 【島しょ町村の相互応援に関する協定等（代表例）】

以降に示す消防機関の対応は、下記の「消防応援協定等に基づく応援」の内容を記載している。

島しょ町村の相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に救援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。</li> </ul>
東京消防庁における協定（消防応援協定等に基づく応援）	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防組織法第39条に基づく消防応援協定を締結している。</li> <li>島しょ町村の救急患者搬送に関し、「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」を締結している。</li> </ul>
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都と都内区市町村との間で、災害時等の相互協力に係る協定を締結し、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施できる体制を構築している。</li> </ul>

都本部は、南海トラフ地震等の発生時には、他地域の被害状況を踏まえつつ、広域応援を受け入れられるよう、本部長（知事）の了承の上、陸上自衛隊第1師団、総務省消防庁（緊急消防援助隊の要請）及び第三管区海上保安本部（東京海上保安部経由）に対し応援要請を行う。全国の警察への応援要請は東京都公安委員会から道府県公安委員会に行う。

都本部は、内閣府（防災担当）に対し、政府が設置する緊急災害対策本部及び政府現地対策本部との連絡調整体制の確認を行うとともに、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用予定等を連絡する。

都本部は、東京都防災センターのほか、都本庁舎内に政府現地対策本部連絡要員等の活動スペースを確保する。都本部と国との連絡調整については、政府現地対策本部連絡要員を通じて行うことを基本とする。

都本部は、他地域の被害状況を踏まえつつ、災害時相互応援協定等に基づき、人的・物的支援を受けるため、総務省自治行政局、全国知事会、九都県市、関西広域連合等に対し応援要請を行う。その際は、応急対策職員派遣制度を優先活用することとし、同制度の特例である「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に基づき職員派遣の調整を行う。

在日米軍からの支援を必要とする場合、支援の種類、規模、内容、活動場所等を調整の上、国を通じて要請する。

また、危機管理ネットワーク連絡網（メーリングリスト）を用いて情報共有を行い、ネットワークの参加都市から支援の申出を受けた場合には、関係機関と受入調整を行う。

その他海外から支援の申出があった場合は、支援の種類、規模、内容、入国上の規制等を確認した上で、関係機関の意向も踏まえ、支援受入れの必要性等を判断する。受入れの必要がある場合には、政府緊急災害対策本部と受入方法、活動内容、活動場所等を調整し、受入れを決定する。

## 7 都民への呼び掛け・情報提供

東京都防災センターにおいて、震度情報、高所カメラ、ヘリテレ映像等から把握した被害状況を本部長（知事）に報告した後、発災時の混乱を避けるため、ホームページ及び SNS 等により速やかに知事メッセージを発出する。加えて、知事等からインターネット、テレビやラジオの報道等を通じて都民へ呼び掛けをする（内容は、地域での助け合いによる避難誘導といった共助への協力、むやみな行動の自重など）。

その際、可能な限りの応急対策や都民への情報提供も実施する。

なお、情報提供は、インターネット、テレビやラジオの報道等、SNS やモバイルアプリケーション「東京都防災」を使用し多様な手段で幅広く情報を発信する。

このほか、平時はもとより災害発生時も東京都と直接つながって防災に関する情報を受け取り、各事業所内で防災対策等を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を活用し、都から災害情報に関する情報発信を行う。

都民の混乱を軽減し、風評等による誤った行動を抑制するためにも、都本部及び関係機関は、被害状況、避難情報、ライフラインの状況、二次被害の危険性等について、各種媒体を通じ、随時、都民に情報を発信する。

情報の発信に当たっては、いわゆるデマ情報の拡散による被害の拡大を防ぐために、AI 解析等による分析・精査を行ったうえで行う。また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、都民の冷静かつ安全な行動を促す。

また、被災者相談窓口を立ち上げ、都民からの問合せに対して、迅速かつ的確に応じるとともに、都民のニーズに応じた問合せ先窓口の一覧を作成し、ホームページ及び SNS 等を通じ、都民に周知する。

## 8 東京都災害対策本部会議の開催

東京都災害対策本部を設置した場合、関係機関が実施する応急対策全体の活動方針を決定するため、発災約2時間後を目途に、東京都防災センターにおいて、「第1回東京都災害対策本部会議」を開催する。

会議においては、大規模な火災・人的被害・建物被害・ライフライン等被害の発生状況、避難者や帰宅困難者の発生状況、都各局・区市町村・警察・消防・自衛隊等の態勢と活動状況等について情報共有を行った上、当面（72時間）の救出救助活動等の応急対策方針を決定する。

以後、定期的に都本部会議を開催するとともに、即時に本部長（知事）判断が必要な事項については、本部長、副本部長（副知事、警視総監及び消防総監）、関係する本部員（教育長、局長等）及び本部派遣員（自衛隊等）が出席する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。



災害対策本部室

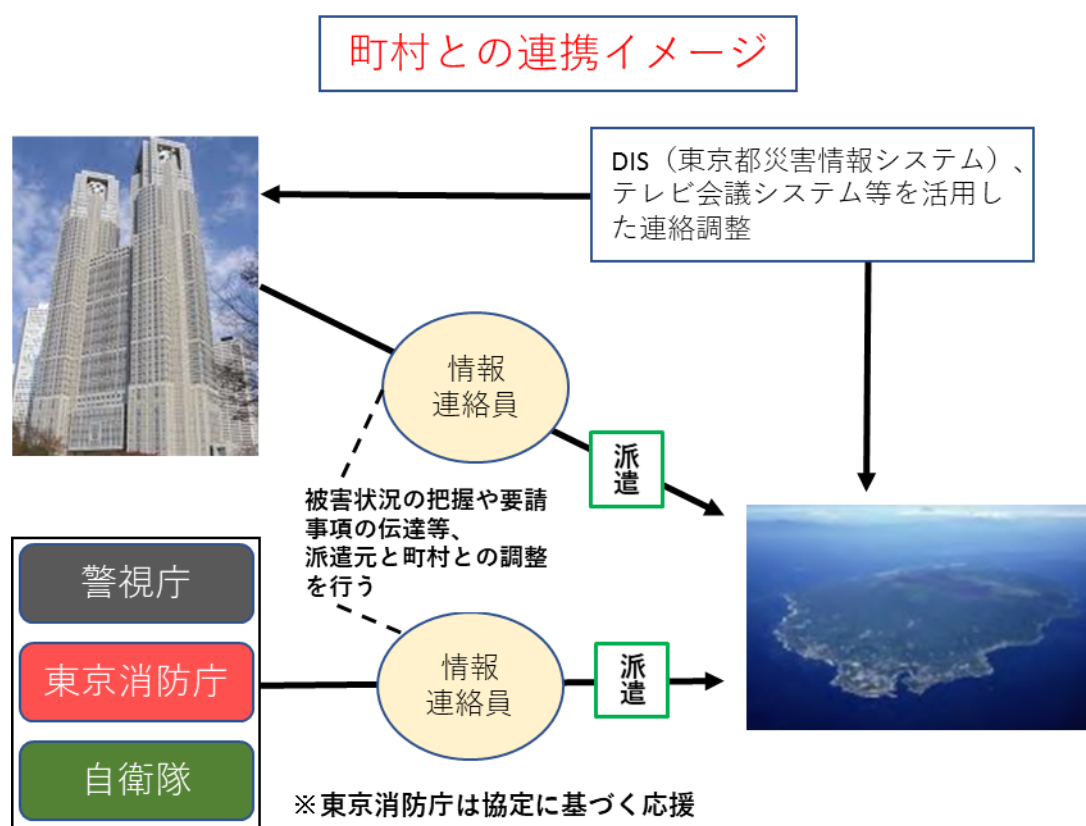
## 9 島しょ町村の災害対策本部との連携対応

被災した島しょ町村との連絡調整については、防災行政無線、DIS、テレビ会議システム等を活用する。

また、災害対策本部が立ち上がる島しょ町村には、L0 を派遣する。更に被害が甚大な地域については、職員派遣の増員を行う。

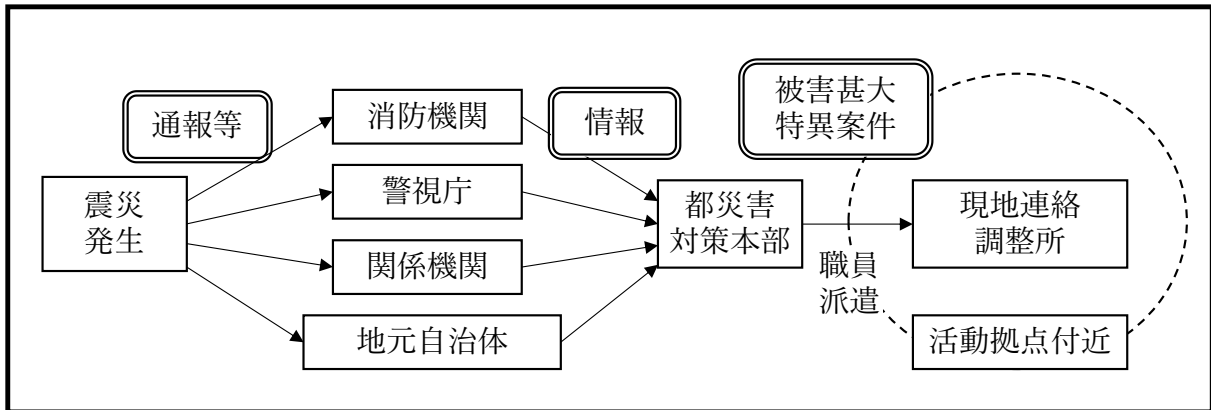
島しょ町村に派遣された L0 は、当該島しょ町村の被害状況の把握及び支援要請事項についての都本部（区市町村調整部門）への伝達とともに、都本部からの情報伝達等を行う。

また、都本部との連絡調整が必要な事項に関して、関係機関から島しょ町村の災害対策本部に派遣されている L0 と連携して情報共有及び調整を行う。



## 10 現地連絡調整所の設置

都本部は、関係機関からの要請がある場合、又は被害の軽減を図るため、必要があると判断した場合、被災地の島しょ町村と協議の上、現地連絡調整所を設置し、都本部から必要に応じて都の職員を派遣する。



## 第2節 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）発表時の後発地震警戒避難対応

### 【想定される状況】

- ▶ 南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震（先発地震）が発生
- ▶ 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上Mw8.0未満の地震、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生（一部割れケース）したと評価され、気象庁から臨時情報（注意）が発表
- ▶ 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面においてひずみ計等で優位な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測（ゆっくりすべりケース）したと評価され、気象庁から臨時情報（注意）が発表
- ▶ 先発地震により被害が発生している場合は、第4節に基づき対応する。

### 1 南海トラフ地震臨時情報の基本的な考え方

南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(令和7年8月改訂)によれば、

- 地震発生時期・規模・場所についての確度の高い予測は困難であるが、一定規模以上の地震の後に更に大規模地震が発生した全世界の事例等を基に、南海トラフ沿いの想定震源域で大規模地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨を「南海トラフ臨時情報」として発表することとしている。
- 臨時情報が発表されたからといって、後発の大規模地震が発生するかどうかは不確実である。これを前提としながら、住民は「自らの命は自らが守る」という原則に基づき、行政や事業者等においては「地域や利用者等の安全確保」と「社会経済活動の継続」とのバランスを考慮しつつ、自らの行動を自ら判断することが重要である。

とされている。

警戒対応に当たっては、臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）においても、安全確保のための行動をとった上で社会経済活動を継続する観点も意識する。

## 2 想定される後発地震警戒避難対応

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達

#### (対応の概要)

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、都及び関係機関は必要な態勢を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間注意する措置をとる。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前又は同時期に伊豆諸島・小笠原諸島に津波警報等が発表された場合、基本シナリオの「津波警報等の伝達」に基づき迅速な避難対応を促す。
- ・ 各種広報媒体を活用し、後発地震に備えるための情報提供を行う。

#### (主な連携内容と手順)

##### ○ 情報収集・発信

- ・ 都本部は気象庁が発表する南海トラフ地震関連情報を確認し、適宜島しょ町村を始めとした関係機関に共有する。
- ・ 収集した情報をホームページ・アプリ・SNS・デジタルサイネージなど多言語に対応したツールを活用して発信する。
- ・ （公財）東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳や、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
- ・ 東京観光情報センターや無料 Wi-Fi サービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用し、外国人旅行者に対する情報提供への協力を行う。
- ・ 在京大使館等との連絡調整を行う。

##### ○ 島内における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達

- ・ 島しょ町村は都本部等からの情報に基づき、地域防災行政無線やサイレンなどを用いて住民や観光客等にリスク情報を伝達する。
- ・ 震源から遠く離れた地域においても長周期地震動により被害が発生する可能性を考慮し、関係機関と連携して都民に対して巨大地震発生に関する情報を発信する。
- ・ 警視庁や第三管区海上保安本部等も必要な情報発信を行う。
- ・ 放送事業者は住民等が防災行動等をとるために必要な情報について、正確かつ迅速な報道を行う。

### 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達に係るポイント】

- ▶ 停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定した上で、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが重要
- ▶ 「大規模地震後の地震活動の見通し」と、「臨時情報発表に伴う呼びかけ」が混同されないように注意
- ▶ 日常生活を行いつつ、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定などの「日頃からの地震への備え」の再確認、及び、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに非難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの「特別な備え」を実施し、個々の状況に応じて後発地震発生に備えた防災行動をとることが基本

#### ○ SNS やホームページの活用

- ・ 気象庁から入手した情報について、東京都防災の X（旧ツイッター）アカウントや東京都公式ホームページを通じて情報を伝達する。

## （2）後発地震に備えたライフラインの確保

### （対処の概要）

- ・ 後発地震発生に備え、被災した場合のライフラインの迅速・円滑な応急復旧対策や燃料調達方法等について確認するなど、発災に備える。
- ・ 島しょ町村等の要請に応じて、各ライフラインに応じた確保支援を行う。

### （主な連携の内容と手順）

#### ○ ライフラインごとの備え

- ・ 都本部は、各ライフライン関係機関と情報共有を密に行い、円滑な復旧に向け備える。
- ・ 電力会社は、電源車等の暫定的対応及びその稼働に必要となる燃料調達の検討を行い、迅速に復旧できるように備える。
- ・ 各通信事業者は、重要通信を確保し又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象情報や当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況等を収集し、応急復旧対策に備える。
- ・ 水道については、島しょ町村が中心となり、後発地震が発生した場合に備え飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員、車両及び資機材の確保、情報収集連絡体制等の構築を行う。

### (3) 後発地震に備えた物資の確保

#### (対処の概要)

- ・ 後発地震の発生に備え、備蓄物資の状況を確認し、備蓄物資が不足している場合には必要に応じて調達・供給を行う。
- ・ 物資の調達等に当たっては、新物資システム（B-PLo）を活用し、効率的に調整を行う。
- ・ 物資の調達・供給に当たっては、島しょ町村の地域内輸送拠点を通じて円滑な輸送を行う。

#### (主な連携の内容と手順)

##### ○ 物資の確認と供給

- ・ 島しょ町村は、備蓄物資の状況を確認し、不足の状況を都に共有する。
- ・ 都の寄託物資や支庁（地方隊）にて備蓄をしている都備蓄物資を輸送してもなお不足する場合は、都本部は島しょ町村からの要請を踏まえ、関係機関と連携して、都備蓄物資の輸送や、協定団体への要請を行う。
- ・ 支庁（地方隊）は、上記取組の島しょ町村と都との間の連絡調整を行う。

##### ○ 物資の輸送

- ・ 都本部は、支庁（地方隊）を通じて地域内輸送拠点の把握等を行い、輸送に必要な船舶、航空機等を関係各局及び関係機関に要請する。
- ・ 平時の輸送ルートで対応できない場合には、関係事業者と調整し、船舶及び航空機等について臨時便の増発、チャーター等により空路移送・海上輸送手段等を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。
- ・ 島しょ町村等は、後発地震の発生に備え、浸水想定区域外へ荷役資機材等の重機の移動を行う。

##### ○ その他

- ・ その他、物資支援に当たっては、P59「第4節1（5）物資支援の実施」に準じて行う。

### 3 各機関等との連携体制及び時系列による主な応急対策活動の流れ

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の応急対策活動の流れは第3節3を参照すること。

ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合と比較して以下の相違点があることに注意する。

- ① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、先発地震が発生してから1週間の巨大地震警戒対応、その後さらに1週間の巨大地震注意対応を実施することとなる一方、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は1週間の巨大地震注意対応を行う。
- ② 南海トラフ地震臨時情報防災対策ガイドライン（令和7年8月改訂）では、巨大地震注意対応において、後発地震に備えた事前避難の検討までは求められていないが、各自治体の状況に応じて慎重に検討すべきこと。

### 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の後発地震警戒対応

#### 【想定される状況】

- 南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたマグニチュード6.8以上の地震（先発地震）が発生
- 南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw8.0以上の地震が発生したと評価され、気象庁から臨時情報（警戒）が発表
- 先発地震により被害が発生している場合は、第4節に基づき対応する。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報の基本的な考え方

南海トラフ地震臨時情報の基本的な考え方は第2節1と同様である。

#### 2 想定される後発地震警戒避難対応

##### （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

###### （対処の概要）

- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、都及び関係機関は必要な態勢を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。
- ・ 上記期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。
- ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表前又は同時期に伊豆諸島・小笠原諸島に津波警報等が発表された場合、第4節1（1）「津波警報等の伝達」に基づき迅速な避難対応を促す。
- ・ 各種広報媒体を活用し、後発地震に備えるための情報提供を行う。

###### 【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達に係るポイント】

- 停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定した上で、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせることが重要
- 「大規模地震後の地震活動の見通し」と、「臨時情報発表に伴う呼びかけ」が混同されないように注意
- 日常生活を行いつつ、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定などの「日頃からの地震への備え」の再確認、及び、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに非難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの「特別な備え」を実施し、個々の状況に応じて後発地震発生に備えた防災行動をとることが基本
- 津波による災害リスクが明らかに高く、津波非難が間に合わない地域については、後発地震に備えた避難のあり方や避難先を検討する必要

## **(主な連携内容と手順)**

### **○ 情報収集・発信**

- ・ 都本部は気象庁が発表する南海トラフ地震関連情報を確認し、適宜島しょ町村を始めとした関係機関に共有する。
- ・ 収集した情報をホームページ・アプリ・SNS・デジタルサイネージなど多言語に対応したツールを活用して発信する。
- ・ 外国人災害時情報センターを設置し、(公財) 東京都つながり創生財団と連携して外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳や、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。
- ・ 東京観光情報センターや無料 Wi-Fi サービス、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用し、外国人旅行者に対する情報提供への協力を行う。
- ・ 在京大使館等との連絡調整を行う。

### **○ 島内における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達**

- ・ 島しょ町村は都本部等からの情報に基づき、地域防災行政無線やサイレンなどを用いて住民や観光客等にリスク情報を伝達する。
- ・ 震源から遠く離れた地域においても長周期地震動により被害が発生する可能性を考慮し、関係機関と連携して都民に対して巨大地震発生に関する情報及び身の安全を確保する行動を取るよう促す。
- ・ 島しょ町村と警視庁等が連携し、住民等に対し事前避難対象地域内での車両走行は極力控えるように周知する。
- ・ 第三管区海上保安本部も必要な情報発信を行う。
- ・ 放送事業者は住民等が防災行動等をとるために必要な情報について、正確かつ迅速な報道を行う。

### **○ SNS やホームページの活用**

- ・ 気象庁から入手した情報について、東京都防災の X（旧ツイッター）アカウントや東京都公式ホームページを通じて、津波警報等の情報を伝達する。

## **(2) 後発地震に備えた避難継続（事前避難への切り替え）の検討**

### **(対処の概要)**

- ・ 後発地震に備え、避難指示を発令し都及び関係機関が連携して指定避難所等への誘導を行うなど、人命を重視した対策を実施する。
- ・ 各島しょ町村の状況に応じて島内での継続的な避難環境確保に係る支援を行う。
- ・ 避難所運営にあたっては、要配慮者等へのきめ細かな対応を行う。

### **(主な連携の内容と手順)**

#### **○ 避難指示と避難誘導**

- ・ 先発地震に続いて、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、島しょ町村は後発地震に警戒し、避難指示を継続する。
- ・ 避難継続の必要性の判断は、後発地震が実際に発生してからの避難で間に合うか否かを検討することを基本とする。
- ・ 避難誘導にあたっては、警視庁や消防団とも連携し円滑な避難を実施する。
- ・ 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者については、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認する。

#### **○ 避難所運営**

- ・ 島しょ町村は指定避難所等を開設・運営する。
- ・ 島しょ町村はプライバシーや清潔なトイレ環境、入浴机会の確保、個々の事情に応じた食事の提供、要配慮者等への対応、ペットの受入体制、暑さ・寒さ対策など、必要な措置を講じるよう努める。
- ・ 都本部は島しょ町村からの支援要請に対応し、避難所運営に必要な人員等について調整・派遣する。  
また、必要に応じて、救護ボランティアの応援要請等を行う。
- ・ 都本部は避難者に対する衛生管理対策の支援等を実施する。
- ・ 避難所においては、熱中症や高齢者等の生活機能低下などの二次災害を防止する。
- ・ 女性や子ども等に対する性暴力等の発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるとともに、福祉ニーズに的確に対応できる支援態勢を構築する。
- ・ 指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の日から1週間を目安とするが、災害の状況により延長の可能性も考慮して対応を行う。

### **(3) 後発地震に備えたライフラインの確保**

#### **(対処の概要)**

- ・ 後発地震発生に備え、被災した場合のライフラインの迅速・円滑な応急復旧対策や燃料調達方法等について確認するなど、発災に備える。
- ・ 島しょ町村等の要請に応じて、各ライフラインに応じた確保支援を行う。

### **(主な連携の内容と手順)**

#### **○ ライフラインごとの備え**

- ・ 都本部は各ライフライン関係機関と情報共有を密に行い、円滑な復旧に向け備える。
- ・ 電力会社は電源車等の暫定的対応及びその稼働に必要な燃料調達の検討を行い、迅速に復旧できるように備える。
- ・ 各通信事業者は、重要通信を確保し又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、気象情報や当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況等を収集し、応急復旧対策に備える。
- ・ 水道については、島しょ町村が中心となり、後発地震が発生した場合に備え飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員、車両及び資機材の確保、情報収集連絡体制等の構築を行う。

### **(4) 後発地震に備えた物資の確保**

#### **(対処の概要)**

- ・ 後発地震の発生に備え、備蓄物資の状況を確認し、備蓄物資が不足している場合には必要に応じて調達・供給を行う。
- ・ 物資の調達等に当たっては新物資システム（B-PLo）を活用し、効率的に調整を行う。
- ・ 物資の調達・供給に当たっては、島しょ町村の地域内輸送拠点を通じて円滑な輸送を行う。

### **(主な連携の内容と手順)**

#### **○ 物資の確認と供給**

- ・ 島しょ町村は、備蓄物資の状況を確認し、不足の状況を都に共有する。
- ・ 都の寄託物資や支庁（地方隊）にて備蓄をしている都備蓄物資を輸送してもなお不足する場合は、都本部は島しょ町村からの要請を踏まえ、関係機関と連携して、都備蓄物資の輸送や、協定団体への要請を行う。
- ・ 支庁（地方隊）は上記取組の島しょ町村と都との間の連絡調整を行う。

## ○ 物資の輸送

- ・ 都本部は、支庁（地方隊）を通じて地域内輸送拠点の把握等を行い、輸送に必要な船舶、航空機等を関係各局及び関係機関に要請する。
- ・ 平時の輸送ルートで対応できない場合には、関係事業者と調整し、船舶及び航空機等について臨時便の増発、チャーター等により空路移送・海上輸送手段等を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。
- ・ 島しょ町村等は、後発地震の発生に備え、浸水想定区域外へ荷役資機材等の重機の移動を行う。

## ○ その他

- ・ その他、物資支援に当たっては、P59「第4節1（5）物資支援の実施」に準じて行う。

### 3 各機関等との連携体制及び時系列による主な応急対策活動の流れ

#### (1) 総論

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後2週間程度を中心に取り組む4項目の応急対策活動テーマに関して、都部門・チーム、都関係局等、関係機関の主な対応主体を以下に示す。

#### 【各応急対策活動テーマと主な対応主体の対応関係】

【凡例】

- ：各対応テーマにおける主な対応主体
- ◎：上記のうち、特に対処の基軸となる対応主体

応急対策活動テーマ	都関係部門・チーム										主な都関係各局													関係機関・関係事業者											
	応急対策指令室			救出救助統括室	区市町村調整部門	国・他県市等広域調整部門	帰宅困難者対策部門	人員調整部門	広報チーム	部門本部	ライフライン調整チーム	医療救護チーム	道路調整チーム	物資・輸送調整チーム	福祉局	保健医療局	建設局	水防局	下水道局	環境局	交通局	生活文化局	産業観光局	4支庁(地方振興)	島しょ町村	島しょ町村	国(総務省)	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安庁	協定機関団体(医療機関等)	その他(広域・広域団体・関係事業者)		
	指令班	情報班	報道班																																
ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達	※			◎				◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
イ (後発地震に備えた) 島内避難	※			◎				◎					◎	◎													◎								◎
ウ (後発地震に備えた) ライフラインの確保	※			◎					◎								◎	◎																	◎
エ (後発地震に備えた) 物資の確保	※			○					○			○	◎	◎	◎																				◎

※ 応急対策指令室指令班は、災害対応全体の進捗等を把握・適宜調整を実施する役割として、全ての活動テーマに関与する。

#### 【各応急対策活動テーマに係る連携体制相関図とタイムライン】

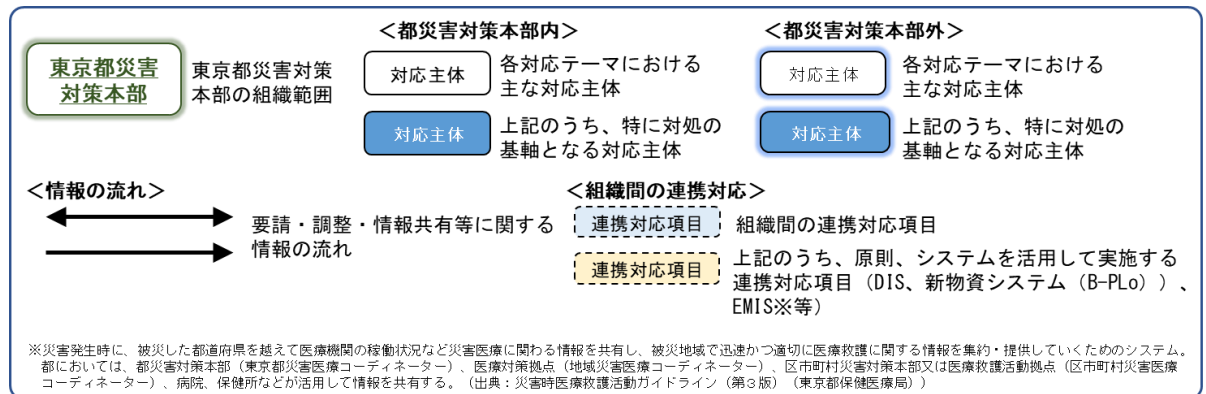
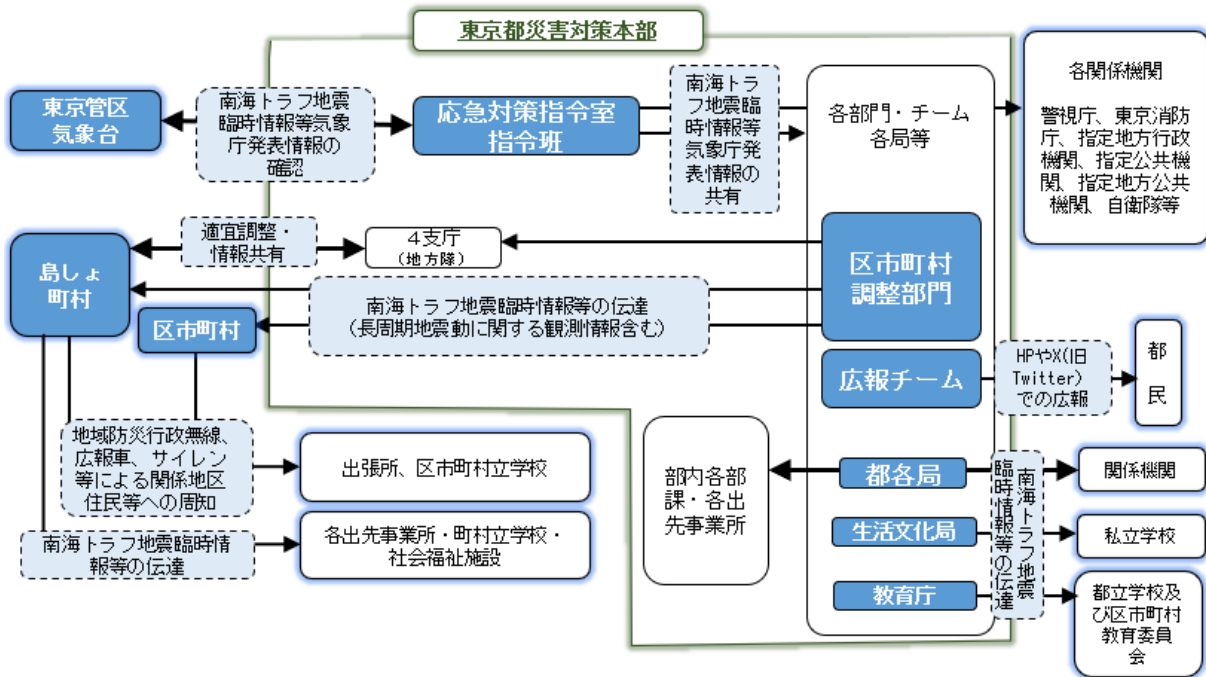
準備シナリオを想定し、「南海トラフ地震臨時情報」発表後2週間程度を中心に取り組む4項目の応急対策活動テーマに関して、主たる部門と各部門等との関係性、情報のやり取りなどを俯瞰的に把握・見える化した「連携体制相関図」及び時系列による主な応急対策活動の流れを整理した「タイムライン」を次項以降に示す。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・警戒）」が発表された場合、その後の状況によっては、班体制以下で応急対策活動等を実施することも想定される。班体制で対応する場合においても、以下に示す相関図等を準用して効果的・効率的な業務の実施に努める。

## (2) 各応急対策活動テーマに係る連携体制相関図

### ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達

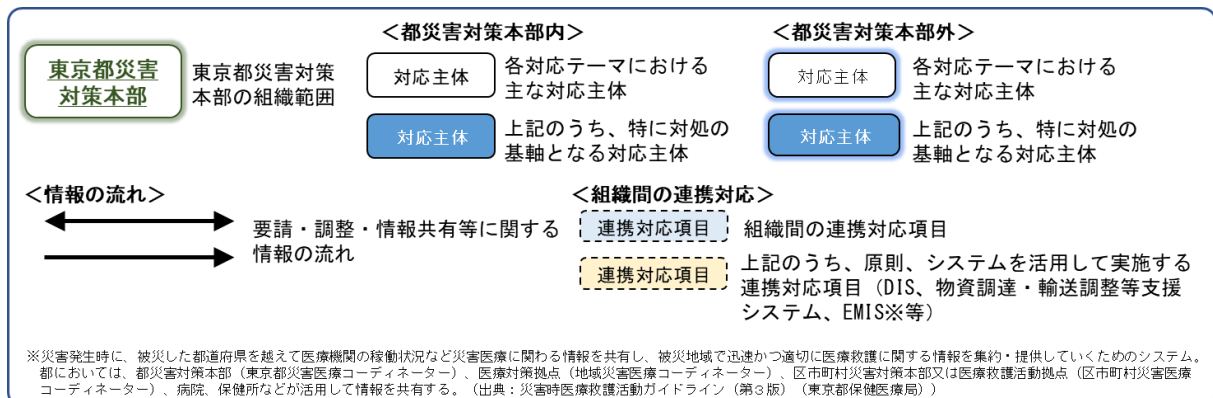
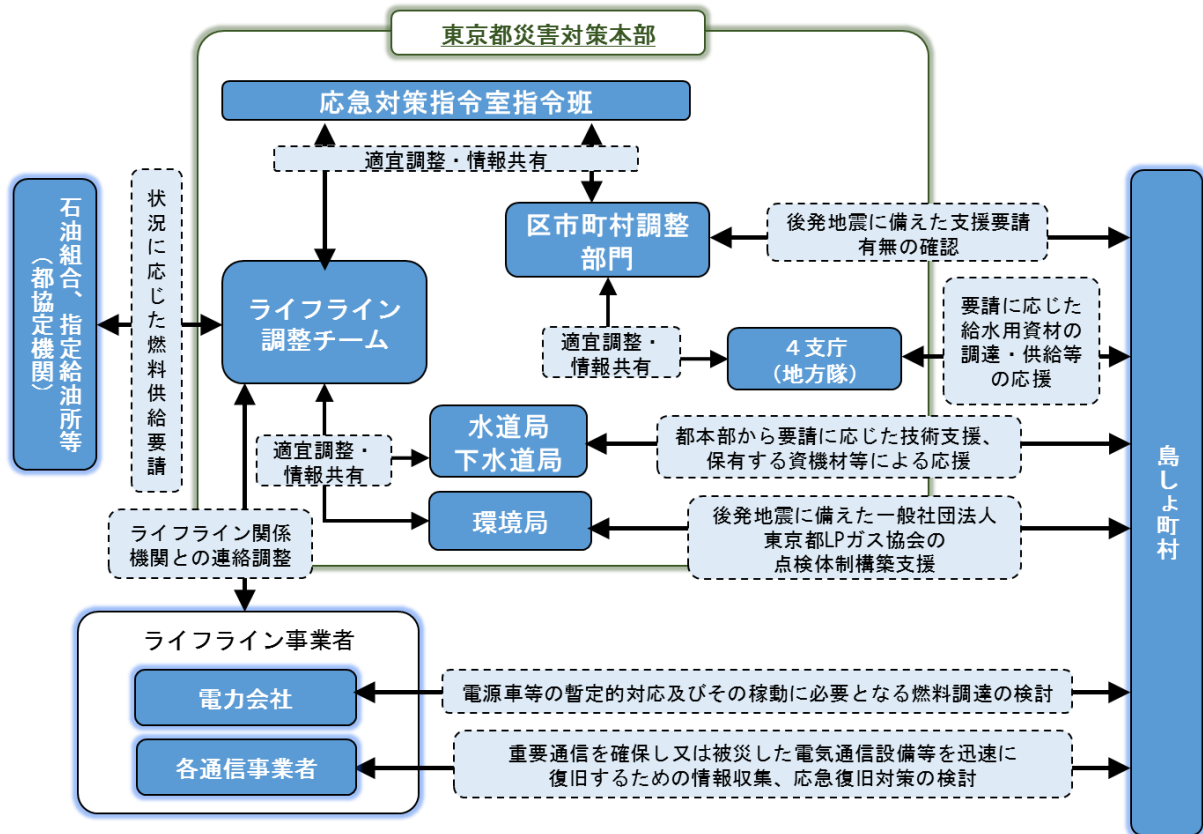
想定される事態	対処の概要
<p>▶南海トラフ沿いの先発地震の発生に伴い、気象庁（東京管区気象台）から南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了）が発表される。</p>	<p>▶南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、都及び関係機関は必要な態勢を構築し、情報の収集及び伝達に努めるとともに、後発地震に対して1週間警戒する措置をとる。</p> <p>▶南海トラフ地震臨時情報の発表前又は同時期に伊豆諸島・小笠原諸島に津波警報等が発表された場合、基本シナリオの「津波警報等の伝達」に基づき迅速な避難対応を促す。</p> <p>▶各種広報媒体を活用し、後発地震に備えるための情報提供を行う。</p>





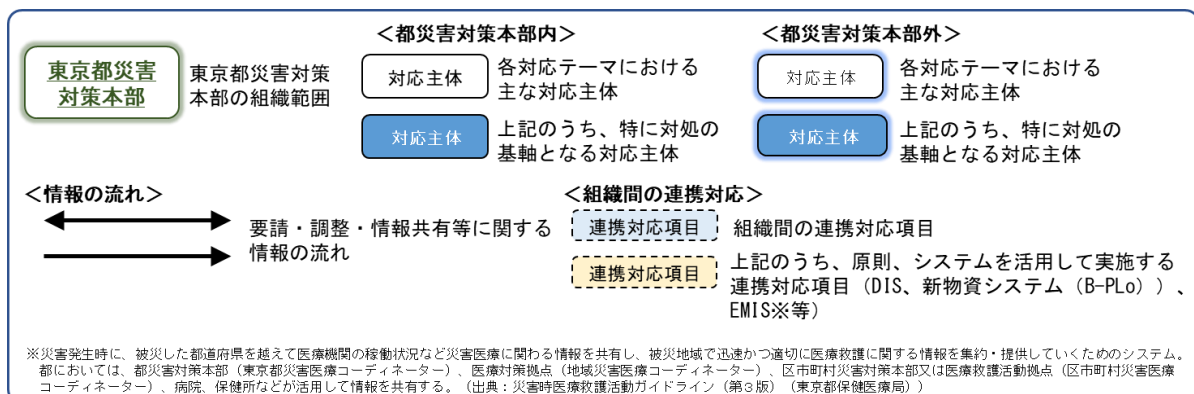
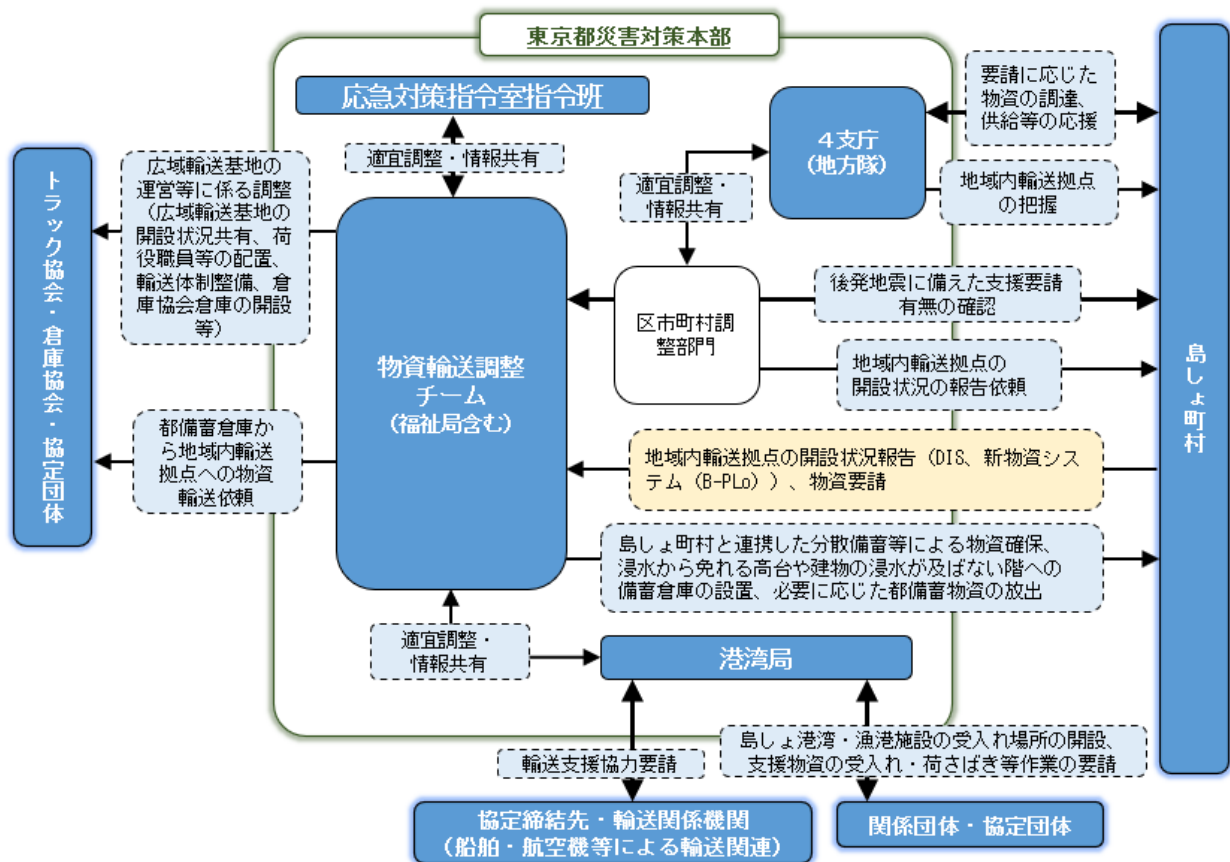
## ウ (後発地震に備えた) ライフラインの確保

想定される事態	対処の概要
<p>▶後発地震が発生し、津波により沿岸部が浸水した場合、一部のライフライン（電力、ガス、通信、水道、下水道）は停止するおそれがある。</p>	<p>▶後発地震発生に備え、被災した場合のライフラインの迅速・円滑な応急復旧対策や燃料調達方法等について確認するなど、発災に備える。</p> <p>▶島しょ町村等の要請に応じて、各ライフラインに応じた確保支援を行う。</p>



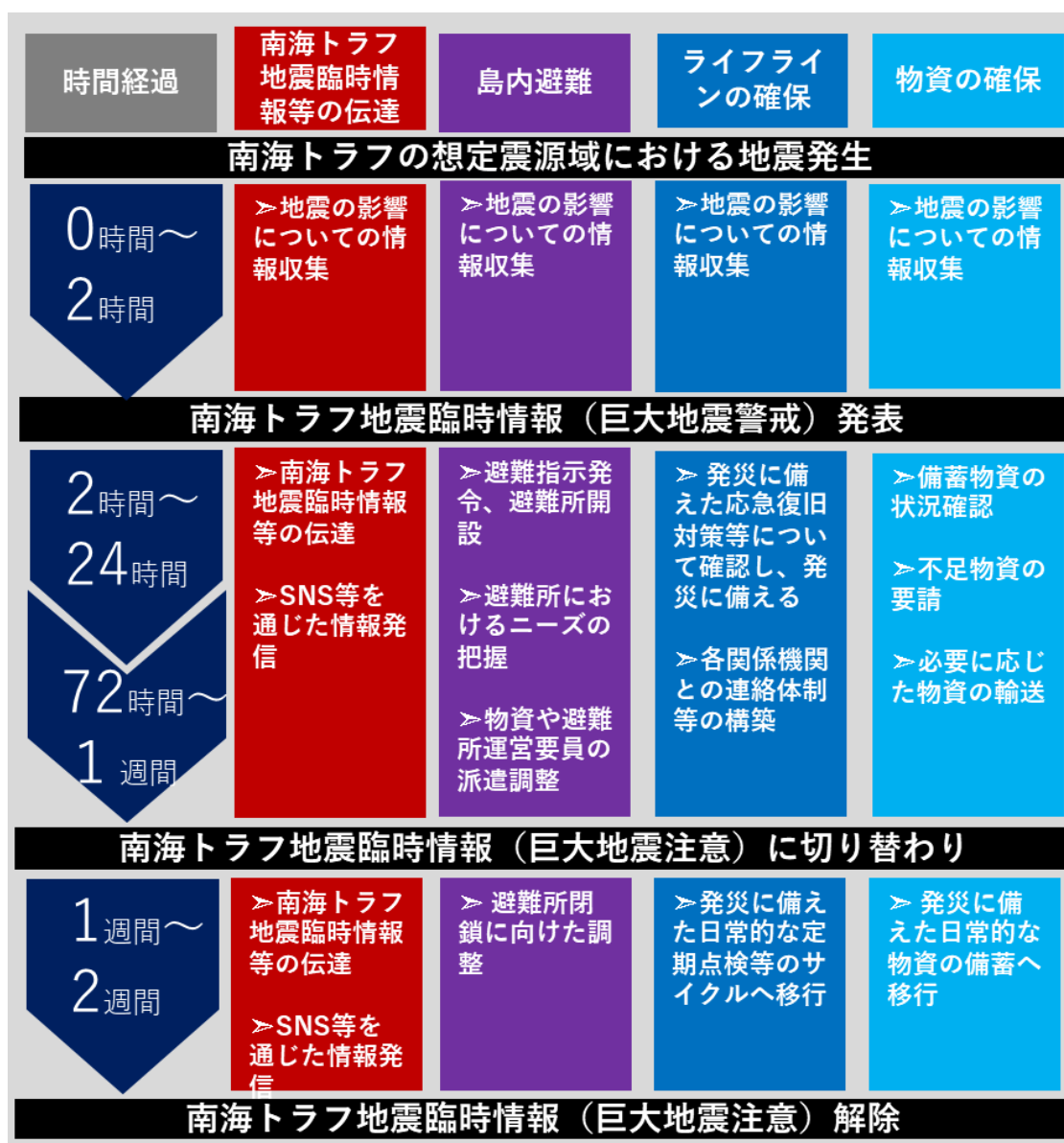
## エ (後発地震に備えた) 物資の確保

想定される事態	対処の概要
<p>▶後発地震の発生に伴う津波により港湾施設等が大きな被害を受けた場合は、船舶を利用した島しょ地域への物資輸送が困難となり、飲料水・食料・生活必需品等が不足する。</p>	<p>▶後発地震の発生に備え、備蓄物資の状況を確認し、備蓄物資が不足している場合には必要に応じて調達・供給を行う。</p> <p>▶物資の調達等に当たっては新物資システム (B-PLo) を活用し、効率的に調整を行う。</p> <p>▶物資の調達・供給に当たっては、地域内輸送拠点を通じて円滑な輸送を行う。</p>



### (3) 時系列による主な応急対策活動の流れ

#### ア 全体タイムライン



イ 各応急対策活動テーマに係るタイムライン

(ア) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部					区市町村	島しょ町村	東京管区気象台	各関係機関(警視庁、東京消防庁、指定地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等)
	応急対策指令室 指令班	区市町村調整部門	広報チーム	その他部局等 (生活文化局・教育庁等)	4支庁(地方隊)				
発災	南海トラフ西側の日向灘～四国沖を震源とした大規模地震(一部領域でM8クラス)の地震発生、津波警報発表(伊豆諸島、小笠原諸島)・津波注意報発表(東京湾内湾)、30分後に南海トラフ地震臨時情報(調査中)								
発災～2H	▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の確認							▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の確認	
	▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の共有			▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報等気象庁発表情報の共有
			▼都民に対するHPやTwitterでの広報	▼私立学校に対する南海トラフ地震臨時情報等の伝達(生活文化局) ▼都立学校及び区市町村教育委員会に対する南海トラフ地震臨時情報等の伝達(教育庁)			▼各出先事業所・町村立学校・社会福祉施設に対する南海トラフ地震臨時情報等の伝達		
		▼南海トラフ地震臨時情報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む) ▼適宜調整・情報共有					▼南海トラフ地震臨時情報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)	▼南海トラフ地震臨時情報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)	
					▼適宜調整・情報共有			▼適宜調整・情報共有	
						▼都民、観光客に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知	▼都民、観光客に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知		
	2時間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)								
2H～24H ～72h	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の確認							▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の確認	
	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の共有			▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)気象庁発表情報の共有
			▼都民に対するHPやTwitterでの広報(巨大地震警戒)	▼私立学校に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達(生活文化局) ▼都立学校及び区市町村教育委員会に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達(教育庁)			▼各出先事業所・町村立学校・社会福祉施設に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達		
		▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達					▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達	
		▼適宜調整・情報共有					▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	
						▼出張所、区市町村学校に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知	▼都民、観光客に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知		
	12時間～24時間後程度で津波警報は津波注意報に切り替え(伊豆諸島、小笠原諸島)								
72H～1週間			▼都民に対するHPやTwitterでの広報(津波注意報に切り替え)						
			▼都民に対するHPやTwitterでの広報(後発地震への注意喚起)						
	1週間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に切り替わり、2週間後程度まで継続								
1週間～2週間	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の確認							▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の確認	
	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の共有			▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の共有	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)気象庁発表情報の共有
			▼都民に対するHPやTwitterでの広報(備えの再確認)	▼私立学校に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達(生活文化局) ▼都立学校及び区市町村教育委員会に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達(教育庁)			▼各出先事業所・町村立学校・社会福祉施設に対する南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達		
		▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達					▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)	▼南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)	
		▼適宜調整・情報共有					▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	
						▼都民、観光客に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知	▼都民、観光客に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知		
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)解除								

(イ) (後発地震に備えた) 島内避難

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部						島しょ町村	警視庁	消防団	日赤	都立学校
	応急対策指令室	各局調整部門		福祉局	教育庁	4支庁(地方隊)					
	指令班	区市町村調整部門	部門本部	物資・輸送調整チーム							
発災	南海トラフ西側の日向灘～四国沖を震源とした大規模地震(一部領域でM9クラス)の地震発生、津波警報発表(伊豆諸島、小笠原諸島)・津波注意報発表(東京湾内湾)、30分後に南海トラフ地震臨時情報(調査中)										
発災～2H	▼南海トラフ地震臨時情報等の伝達										
	2時間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)										
	12時間～24時間後程度で津波警報は津波注意報に切り替え(伊豆諸島、小笠原諸島)										
2H～24H ～ 72h	▼後発地震に備えた避難指示発令の有無、支援要請の有無の確認										
	●事前避難対象地域の住民に対する避難指示の発令										
	▼生徒の避難誘導(計画に従う臨時休校の対応含む)										
	▼指定避難所等の開設運営支援										
	▼避難所情報等の共有										
	DIS情報共有										
	▼適宜調整・情報共有										
72H～ 1週間	▼避難住民に対する健康相談支援の衛生管理対策支援等										
	▼食料・生活必需品等の支援(福祉局のみで困難な場合)										
	▼救護ボランティアの応援要請等の措置										
	1週間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に切り替わり、2週間後程度まで継続										
1週間～ 2週間	▼避難所閉鎖に向けた調整										
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)解除										

(ウ) (後発地震に備えた) ライフラインの確保

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部 各局調整部門					島しょ町村	ライフライン事業者 (電力会社・各通信事業者)	石油組合、 指定給油所等 (都協定機関)
	応急対策指令室 指令班	区市町村調整部門	ライフライン調整 チーム	水道局・下水道局・環境局	4支庁(地方隊)			
発災	南海トラフ西側の日向灘～四国沖を震源とした大規模地震(一部領域でM9クラス)の地震発生、津波警報発表(伊豆諸島、小笠原諸島)・津波注意報発表(東京湾内湾)、30分後に南海トラフ地震臨時情報(調査中)							
発災～2H	▼南海トラフ地震臨時情報等の伝達							
2H～24H ～ 72h	2時間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)							
	12時間～24時間後程度で津波警報は津波注意報に切り替え(伊豆諸島、小笠原諸島)							
	▼ライフライン関係機関との連絡調整		▼ライフライン関係機関との連絡調整		▼ライフライン関係機関との連絡調整		▼ライフライン関係機関との連絡調整	
	▼後発地震に備えた一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制構築支援(環境局)		▼後発地震に備えた一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制構築支援		▼後発地震に備えた一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制構築支援		▼後発地震に備えた一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制構築支援	
	▼電源車等の暫定的対応及びその稼働に必要な燃料調達の検討		▼電源車等の暫定的対応及びその稼働に必要な燃料調達の検討		▼電源車等の暫定的対応及びその稼働に必要な燃料調達の検討		▼電源車等の暫定的対応及びその稼働に必要な燃料調達の検討	
▼重要通信を確保し又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するための情報収集、応急復旧対策の検討		▼重要通信を確保し又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するための情報収集、応急復旧対策の検討		▼重要通信を確保し又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するための情報収集、応急復旧対策の検討		▼重要通信を確保し又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するための情報収集、応急復旧対策の検討		
▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認		▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認		▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認		▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認		
▼適宜調整・情報共有		▼適宜調整・情報共有		▼適宜調整・情報共有		▼適宜調整・情報共有		
72H～ 1週間	▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認		▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認		▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認		▼後発地震に備えた支援要請の有無の確認	
	▼状況に応じた燃料供給要請		▼状況に応じた燃料供給要請		▼状況に応じた燃料供給要請		▼状況に応じた燃料供給要請	
1週間～ 2週間	1週間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に切り替わり、2週間後程度まで継続							
	▼発災に備えた日常的な定期点検等のサイクルへ移行		▼発災に備えた日常的な定期点検等のサイクルへ移行		▼発災に備えた日常的な定期点検等のサイクルへ移行		▼発災に備えた日常的な定期点検等のサイクルへ移行	
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)解除								

(エ) (後発地震に備えた) 物資の確保

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部 各局調整部門						
	応急対策指令室 指令班	区市町村調整部門	部門本部	物資・輸送調整チーム (福祉局)	港湾局等	4支庁(地方隊)	島しょ町村
発災	南海トラフ西側の日向灘～四国沖を震源とした大規模地震(一部領域でM8クラス)の地震発生、津波警報発表(伊豆諸島、小笠原諸島)・津波注意報発表(東京湾内海)、30分後に南海トラフ地震臨時情報(調査中)						
発災～2H	▼南海トラフ地震臨時情報等の伝達					▼南海トラフ地震臨時情報等の伝達	
2H～24H ～ 72h	2時間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)						
	12時間～24時間後程度で津波警報は津波注意報に切り替え(伊豆諸島、小笠原諸島)						
	▼地域内輸送拠点の開設状況の報告依頼		●浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への 備蓄倉庫の設置			●浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への 備蓄倉庫の設置	
	▼地域内輸送拠点の開設状況報告(DIS、新物資システム (B-PLo))、物資要請		DIS等情報共有			▼地域内輸送拠点の開設状況報告(DIS、新物資システム (B-PLo))、物資要請	
	▼後発地震に備えた支援要請有無の確認		▼後発地震に備えた支援要請有無の確認			▼地域内輸送拠点の把握	
	▼適宜調整・情報共有		▼適宜調整・情報共有			▼適宜調整・情報共有	
	▼広域輸送基地の運営等に係る調整(広域輸送基地の開設 状況共有、荷役職員等の配置、輸送体制整備、倉庫協会倉 庫の開設等)		▼必要に応じた都備蓄物資の放出			▼必要に応じた都備蓄物資の放出	
	▼島しょ町村と連携した分散備蓄等による物資確保		▼島しょ町村と連携した分散備蓄等による物資確保			▼島しょ町村と連携した分散備蓄等による物資確保	
	▼都備蓄倉庫から地域内輸送拠点への物資輸送依頼		▼輸送支援協力要請			▼輸送支援協力要請(協定締結先・輸送関係機関)	
			▼島しょ港湾・漁港施設の入入れ場所の開設			▼島しょ港湾・漁港施設の入入れ場所の開設	
		▼支援物資の受入れ・荷さばき等作業の要請			▼支援物資の受入れ・荷さばき等作業の要請		
		▼要請に応じた物資の調達、供給等の応援			▼要請に応じた物資の調達、供給等の応援		
1週間～ 2週間	1週間後に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に切り替わり、2週間後程度まで継続						
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)解除							
▼発災に備えた日常的な物資の備蓄へ移行							

## 第4節 島しょ地域を襲う津波発生時の応急対策活動

### 【想定される状況】

- ▶ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界におけるM9クラスの大規模地震が発生し、伊豆諸島及び小笠原諸島に大津波警報が発表され、東京湾内湾にも津波警報が発表
- ▶ 南海トラフ巨大地震により甚大な被害が発生

### 1 発災後72時間を中心に取り組む応急対策活動

#### (1) 津波警報等の伝達

##### (対処の概要)

- ・ 防災気象情報やニュース速報をはじめとした、あらゆる情報源から入手した津波情報等について、島しょ町村等に津波の情報を伝達し、即時避難を促す。
- ・ 各島の住民や観光客等が迅速に避難できるよう、円滑かつ確実な情報伝達を行う。

##### (主な連携内容と手順)

###### ○ 津波情報等の伝達

- ・ 都本部の特定管理職等及び警視庁、第三管区海上保安本部、NTT 東日本から島しょ町村・支庁へ迅速に津波の情報を伝達する。
- ・ 都本部等からの情報に基づき、地域防災行政無線やサイレンなどを用いて住民や観光客等にリスク情報を伝達する。
- ・ 警視庁、第三管区海上保安本部等は内部組織に津波情報を共有するとともに、関係地区の住民等に避難を促す行動を取る。
- ・ 島しょ町村や第三管区海上保安本部、東海汽船が連携して船舶の安全確保に向けた行動を取る。
- ・ 内陸部においても津波警報等が発表されるため、沿岸部からの避難を促すよう関係機関と連携して情報伝達を行う。
- ・ 震源から遠く離れた地域においても長周期地震動により被害が発生する可能性を考慮し、関係機関と連携して都民に対して巨大地震発生に関する情報及び身の安全を確保する行動を取るよう促す。

###### ○ SNS やホームページの活用

- ・ 気象庁その他報道機関から入手した情報について、東京都防災のX（旧ツイッター）アカウントや東京都防災アプリ、東京都公式ホームページを通じて、大津波警報等に関する情報提供を実施する。

## (2) 島内避難・島外避難の実施

### (対処の概要)

- ・ 避難所を開設し、住民の避難誘導を実施する。
- ・ 避難所運営のニーズについて把握するとともに、必要な物資の提供や運営要員の派遣などについて調整し、区市町村の避難所運営を支援する。
- ・ 島内避難が継続できない状況に陥った場合、要配慮者等の移送など、状況に応じて島外避難に向けた移送を検討・調整する。

### (主な連携の内容と手順)

#### ○ 避難指示と避難誘導

- ・ 島しょ町村は大津波警報等が発表された旨の情報伝達を受けた場合、直ちに避難指示を発令し、島しょ町村が指定する指定避難所、知人宅等へ避難誘導する。
- ・ 避難誘導にあたっては、警視庁や消防団とも連携し円滑な避難を実施する。
- ・ 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者については、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認する。

#### ○ 避難所運営

- ・ 島しょ町村は指定避難所等を開設・運営する。
- ・ 島しょ町村はプライバシーや清潔なトイレ環境、入浴機会の確保、個々の事情に応じた食事の提供、要配慮者等への対応、ペットの受入体制、暑さ・寒さ対策など、必要な措置を講じるよう努める。
- ・ 都本部は島しょ町村から来る支援要請に対応し、避難所運営に必要な人員等について調整・派遣する。  
また、必要に応じて、救護ボランティアの応援要請等を行う。
- ・ 都本部は避難者に対する衛生管理対策の支援等を実施する。
- ・ 避難所においては、高齢者等の生活機能低下などの二次災害を防止する。
- ・ 女性や子ども等に対する性暴力等の発生を防止するため、安全に配慮するよう努めるとともに、福祉ニーズに的確に対応できる支援態勢を構築する。
- ・ 指定避難所等の開設期間は災害発生の日から7日以内であるが、災害の状況により延長の可能性も考慮して対応を行う。

#### ○ 島内・島外避難

- ・ 都本部は、甚大な津波被災により島内の行政機能・生活継続機能が寸断される場合や、生活物資や燃料供給が長期的に寸断される場合、及び島内医療リソースが不足する場合等の状況においては、特に、医療的ケアが必要な要配慮者等の移送に関し、関係機関と連携して空路移送・海上輸送手段を確保し、

都内区部及び多摩地区の区市町村などと、広域避難に向けた移送調整を行う。

- ・ 津波による電源喪失で発電所が復旧するまでに相当の時間を要する場合等、島内で生活を継続することが不可能であると判断される場合には、状況によって都と関係機関が全島避難の可能性を含めて検討する。

#### ○ 関係機関との連絡体制の構築

- ・ 都本部は、NTT 回線電話、東京都防災行政無線、DIS 等により救出救助機関等との連絡体制を構築し、態勢構築状況及び初動対応状況について確認する。
- ・ 関係機関は L0 を都本部に派遣するよう努めるとともに、都本部は L0 を通じた情報収集を行う。

#### ○ 相互応援協力・派遣要請

- ・ 自衛隊への災害派遣要請について、東京都、島しょ町村及び自衛隊間で調整する。調整のいとまがない場合は、東京都から速やかに災害派遣を要請する。
- ・ 島しょ町村は、相互応援協力のための協定に基づき、島しょ町村間で協力して災害対応を行う。
- ・ 東京消防庁は、島しょ町村に対し、消防応援協定等に基づく応援を行う。
- ・ 東京都内の消防機関は、被害の状況により現有する消防力等だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、知事へ緊急消防援助隊の応援要請の求めを行う。

### (3) 救出救助活動の実施

#### (対応の概要)

- ・ 被害状況の情報収集を行い、被害の大きい地域に重点を置いて被災者の救出救助活動等を展開する。
- ・ 救出救助機関等が中心となり、救出救助活動等を展開する。
- ・ 被害状況や救出救助機関等の活動状況を踏まえ、部隊の投入について調整する。

#### (主な連携内容と手順)

##### ○ 情報収集・整理

- ・ 島しょ町村等の関係機関が収集した被害に関する情報を都本部で集約・整理する。
- ・ 情報収集にあたってはドローン等 DX に係る機材を用いるなど、あらゆる手段を活用する。

- ・ 都本部は島しょ町村から公表のための安否不明者情報を受け取った場合は、公表する。

### ○ 応援要請

- ・ 島しょ町村は、被害その他の状況により、必要があると認めたときは、都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。
- ・ 都本部は、救出救助活動に関し、島しょ町村から要請があった場合は、関係機関に対して依頼する。他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受入れ態勢を確保する。

### ○ 救出救助活動

- ・ 救出救助機関等と都本部や島しょ町村が連携して、迅速かつ円滑な救助等を行う。
- ・ 発災後しばらくの間は津波警報・津波警報が解除されないこと、港湾や漁港内の漂流物・障害物の処理に時間を要することが想定されることから、主にヘリや航空機を活用した救出救助活動を調整する。
- ・ 警視庁は、生存者の救出救助活動を最優先に部隊を投入し、救出した被災者を速やかに現場救護所や医療機関に引き継ぐ。
- ・ 東京消防庁（島によっては消防団）は、島しょ町村から要請があった場合、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用して迅速に行う。
- ・ 自衛隊は、知事からの派遣要請に基づき、部隊を派遣する（被害状況の把握、避難の援助、被災者の救出救助、人員及び物資の緊急輸送、応急医療、救護及び防疫など）。
- ・ 海上保安庁第三管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機等により遭難船舶、被災者の救出救助活動を行う。都知事の要請に基づき、巡視船を活用した医療救護活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所を提供する。
- ・ 救出救助機関等がそれぞれ連携を図りながら円滑かつ効果的に活動ができるよう、都本部における調整会議等で、随時、効果的な救出救助活動、消火活動に資する情報（救難情報、安否不明者の特定に資する情報等）の共有や活動方針等の調整を行う。

### ○ 医療救護活動

- ・ 都医療救護班等は、島しょ町村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、都保健医療局長が定める者が行う。島しょ町村は、災害

時において即時に医療救護活動を行えるよう、現地の開業医、勤務する医師等の協力を得て、必要な医療救護班を編成する。

- ・ 都本部は、島内の医療機関で対応できない傷病者に対して、島しょ町村などの関係機関との密接な連携により、島外の医療機関に搬送する。
- ・ 島しょ町村は、医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保を都支庁に要請する。
- ・ 都支庁は、管内町村長から負傷者等の島外への搬送等を要請されたときは、搬送手段及び受入医療機関の確保について、都本部に要請する。
- ・ 都本部（都総務局・都保健医療局）は、被災地から島外医療機関までの負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保に関して連絡調整を行う。
- ・ 具体的には、空路移送・海上輸送手段を有する関係機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施し、必要に応じて添乗医師及び受入医療機関を確保する。

#### **（４）島内輸送ルートの確保（航路啓開対応含む）**

##### **（対処の概要）**

- ・ 各種交通網の通行や施設使用の可否について、情報収集・整理を行い、情報共有する。
- ・ 人命救助に係る輸送ルートを最優先に、航路啓開・道路啓開を実施する。
- ・ 応急対策活動の進展に合わせ、物資輸送等に係る輸送ルートの検討・調整を行う。

##### **（主な連携内容と手順）**

###### **○ 情報収集・整理**

- ・ 道路・港湾施設の被害状況確認を都本部、救出救助機関等及び島しょ町村が連携して行い、輸送ルートの情報収集・整理を行う。

###### **○ 道路啓開**

- ・ 道路啓開は道路管理者（都・島しょ町村）及び島内事業者が連携して実施する。なお、輸送ルートの啓開にあたっては、空港、ヘリポート及び啓開済みの港湾から地域内輸送拠点・備蓄倉庫を繋ぐ路線を最優先とする。
- ・ 警視庁は必要な交通規制を行う。

###### **○ 航路啓開**

- ・ 航路啓開は、港湾管理者及び関東地方整備局が、海上保安庁（水路測量・海図公表）や復旧関連事業者（日本埋立浚渫協会等）と連携（重機・オペレーター派遣等）して実施する。

- ・ なお、啓開にあたっては、各島の緊急輸送用岸壁を有する港湾を最優先とし、可能な限り早期に各島港湾の緊急輸送航路の確保を目標として作業を行う。

#### ○ 状況の変化による輸送経路の再検討・調整

- ・ 応急対策活動の進展に合わせ、適宜輸送ルートの見直しを行い効率的な輸送を実施する。

#### ○ その他

- ・ 想定される島内輸送ルートについては、「巻末資料 島しょ地域の基礎情報～各離島への進出手段と活動展開～」に示す。
- ・ なお、発災時には本資料の情報に囚われず、都本部及び関係機関が収集した情報を活用して、円滑な輸送の実現に努める。

### (5) 物資支援の実施

#### (対処の概要)

- ・ 新物資システム (B-PLo)<sup>7</sup>等を活用して島しょ町村等から不足する物資に関する情報を収集する。
- ・ 都の寄託物資や備蓄物資を輸送してもなお不足する場合は、協定団体から調達した物資にて島しょ町村等への要請に対応する。必要に応じて国や他道府県等の物資支援を受け入れ、輸送を実施する。
- ・ 被害状況から要請を待ついとまがない場合は、要請を待たずにプッシュ型支援を実施するが、輸送手段や保管場所も考慮し、できる限り要請に基づく物資支援に努める。
- ・ 災害時の物資輸送についても、平常時に運航している船舶での輸送を基本とし、これらの船舶では対応できない場合は、臨時に船舶等を調達して対応する。

#### (主な連携の内容と手順)

##### ○ 情報収集・整理

- ・ 都本部、支庁（地方隊）及び島しょ町村が連携して必要物資の情報を収集する。

---

<sup>7</sup> 令和2年度から、「物資調達・輸送調達等支援システム（以下、「旧システム」という。）」の運用を開始している。平時には地方公共団体の物資の備蓄状況を簡便・迅速に把握できるほか、発災時には国・地方公共団体・民間事業者等の中で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現している。

これまで利用者から寄せられた意見や、令和6年能登半島地震で生じた課題等を踏まえて、旧システムの機能を踏襲しつつ、さらなる視認性及び操作性の向上や、円滑な物資支援が可能となるよう、新たに機能を追加した「新物資システム（呼称 B-PLo (Busshi Procurement and Logistics support system)）」を令和7年4月より運用開始している。（出典：内閣府 HP「国の物資支援について」(<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/push.html>)）

- ・ 都本部と支庁（地方隊）で連携し、支援物資の受入調整や地域内輸送拠点の体制確認等を実施する。

#### ○ 都備蓄物資等による支援

- ・ 都の寄託物資は、福祉局長の承認を得て島しょ町村が払い出す。ただし、緊急を要する場合は、事後に報告する。
- ・ 支庁（地方隊）にて備蓄をしている都備蓄物資は、管内町村と連携し放出する。
- ・ 避難所での生活環境の改善や感染症対策に必要な資機材等の支援については、多摩広域防災倉庫等からの払出もあわせて検討する。

#### ○ プッシュ型支援

- ・ 島しょ町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、島しょ町村からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、プッシュ型支援を実施するが、輸送手段や保管場所も考慮し、できる限り要請に基づく物資支援に努める。

#### ○ 輸送

- ・ 都本部は支庁（地方隊）を通じて地域内輸送拠点の把握等を行い、輸送に必要な船舶、航空機等を関係機関に要請する。
- ・ 平時の輸送ルートで対応できない場合には、関係事業者と調整し、船舶及び航空機等について臨時便の増発、チャーター等により空路移送・海上輸送手段等を確保し、輸送体制の迅速化及び複線化を図る。海路が使用できない場合は、空路を主体とした輸送の調整を行う。
- ・ 広域輸送基地（都本部と協定団体等で、緊急物資を受け入れ、島しょ町村の輸送拠点等へ輸送するための積替えを行う場所）の開設・運営等に係る調整を実施する。なお、必要に応じ、倉庫事業者や輸送事業者等と連携し、広域輸送基地で滞留する可能性がある物資の一時保管及び仕分けを行う拠点を確保する。
- ・ 海上輸送により輸送する場合は、辰巳ふ頭、芝浦ふ頭等の広域輸送基地を活用する。
- ・ 都本部内で輸送ルートの調整を行うとともに、警視庁と交通規制について情報共有する。
- ・ 避難所等への輸送に当たっては、都本部、支庁（地方隊）及び島しょ町村が連携し実施する。
- ・ 都の寄託物資や支庁（地方隊）にて備蓄をしている都備蓄物資を輸送してもなお不足する場合は、都本部と（一社）東京都トラック協会等の協定団体が連携し、都備蓄倉庫から海上輸送基地等までの輸送を調整する。海上輸送の

場合は、塩浜倉庫、城南大橋第二倉庫等からの放出を優先に検討する。

- ・ 都の備蓄物資を輸送しても不足する場合は、協定団体から調達した物資にて島しょ町村等への要請に対応する。なお、物資調達に当たっては、滞在観光客等も考慮する。

#### ○ 広域支援

- ・ 都の備蓄物資や調達では不足する場合に、広域応援団体と調整し支援を要請する。

※広域応援団体（全国知事会、関東地方知事会、九都県市、関西広域連合、21大都市等）

### (6) ライフライン復旧支援の実施

#### (対処の概要)

- ・ ライフラインの早期復旧に向け、優先的に応急復旧が必要な箇所や地域等についてライフライン事業者等と調整することを目的とし、航路啓開・道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報を共有する。
- ・ 各ライフライン種別に応じて当該関係機関が連携し復旧対応等を実施する。

#### (主な連携内容と手順)

##### ○ 情報収集・整理

- ・ 都本部は支庁の地方隊を通じて、島しょ町村からライフライン全般に関する情報共有や調整を実施する。

##### ○ 電力・ガス・通信

- ・ 都本部とライフライン事業者で、施設の被害情報や復旧見通し情報の共有及び重要施設の復旧調整を実施する。

また、迅速な復旧に必要な要請・支援についても連携して調整を行う。

※必要に応じて国とも調整

- ・ 都本部とライフライン事業者で道路・港湾復旧等の情報提供や道路上占用物除去の調整を行う。
- ・ 都本部と島しょ町村及び自衛隊で連携し、通信の敷設、通信機器貸出し要望へ対応する。

##### ○ 応急給水

- ・ 都本部と島しょ町村で、水道施設の被害情報や復旧見通し情報の共有を行う。また、迅速な復旧に必要な要請・支援についても連携して調整を行う。
- ・ 島しょ町村は緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急復旧対策を実施する。

○ 燃料・重機

- ・ 都本部と石油組合等の協定締結事業者で、燃料供給について調整を行う。
- ・ 都本部と協定締結事業者等で、燃料及び重機の輸送支援協力について調整を行う。

○ その他

- ・ 津波浸水被害等により電力・通信等の復旧が長期化する場合には、電源車、通信車等を派遣し、被災島しょ町村庁舎や避難所の機能継続支援を実施する。

**(関係機関から東京都へのアセット不足への対応)**

南海トラフ地震発生時は、警視庁・東京消防庁等を含む関係機関のリソースの大部分が西日本方面の地域へ割かれることが予想され、東京都へのアセット（支援に関する資源）が不足し、物資支援や島外避難の対応・調整が困難になることが想定される。

上記の場合に備え、限られた輸送手段（主に航空機）の東京都への配分を踏まえた物資・人員の効率的な輸送方法について対策を進めるとともに、民間事業者の活用や輸送の優先順位を定めた対応を推進する。加えて、避難生活が長期化することも視野に入れた備蓄物資の確保等についても対策を進める。

## 2 各機関等との連携体制及び時系列による主な応急対策活動の流れ

### (1) 総論

基本シナリオを想定し、発災後 72 時間を中心に取り組む 7 項目の応急対策活動テーマに関して、都部門・チーム、都関係局等、関係機関の主な対応主体を以下に示す。

#### 【各応急対策活動テーマと主な対応主体の対応関係】

##### 【凡例】

- ：各対応テーマにおける主な対応主体
- ◎：上記のうち、特に対処の基軸となる対応主体

応急対策活動テーマ	都関係部門・チーム										主な都関係各局										関係機関・関係事業者												
	応急対策指令室			救出救助統括室	区市町村調整部門	国・他県市等広域調整部門	帰宅困難者対策部門	人員調整部門	広報チーム	部門本部	ライフライン調整チーム	医療救護チーム	道路調整チーム	物資・輸送調整チーム	福祉局	建設局	水産局	下水道局	環境局	財務局	交通局	生活文化局	教育庁	4支庁(地方庁)	島(市町村)	区市町村	国(総務省・国交省等)	警視庁	東京消防庁	自衛隊	海上保安庁	協定機関(団体・医療機関等)	その他(広域連携団体・関係事業者)
	指令班	情報班	報道班																														
ア 津波警報等の伝達	※			◎				◎							○									○	◎	◎	◎				◎	○	
イ 島内・島外避難の実施	※		○	◎	○				◎			○	◎	◎	◎				○	○			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ウ 初動体制の確立	※	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
エ 負傷者の救出・救助活動の実施	※	○	◎	○					○		◎	○			◎									○		◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	
オ 島内輸送ルート確保(航路啓開対応含む)	※		○	○	○					○		◎	○		◎									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
カ 物資支援の実施	※		○	○	○				○			○	◎		◎									◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
キ ライフライン復旧支援の実施	※		○	○					○	◎		○			◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

※ 応急対策指令室指令班は、災害対応全体の進捗等を把握・適宜調整を実施する役割として、全ての活動テーマに関与する。

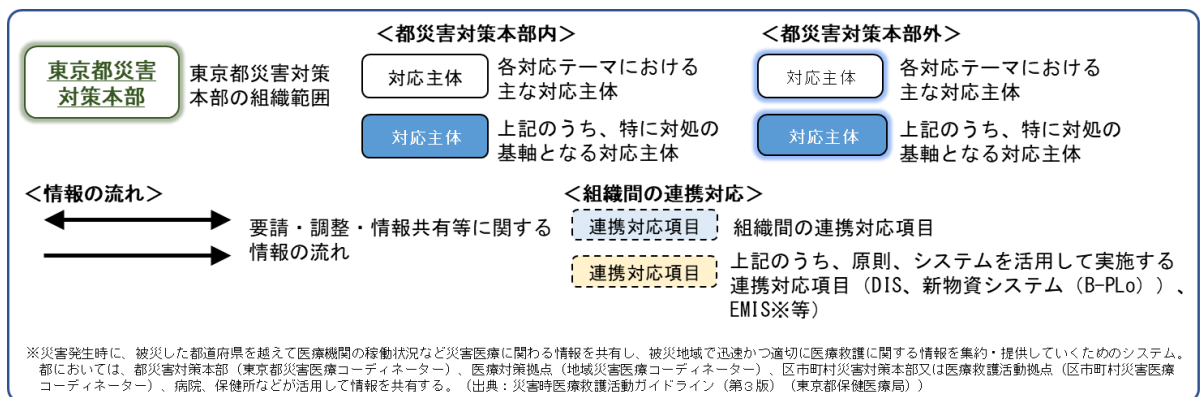
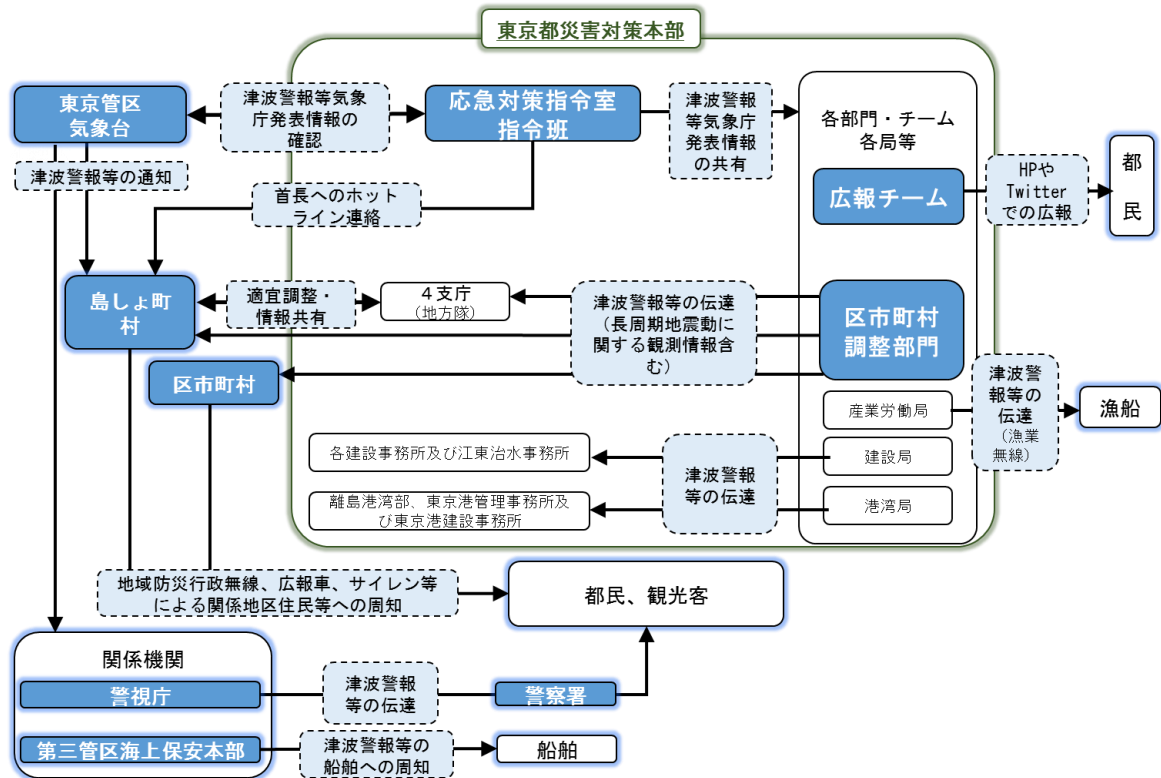
#### 【各応急対策活動テーマに係る連携体制相関図とタイムライン】

基本シナリオを想定し、南海トラフ地震発生後 72 時間を中心に取り組む 7 項目の応急対策活動テーマに関して、主たる部門と各部門等との関係性、情報のやり取りなどを俯瞰的に把握・見える化した「連携体制相関図」及び時系列による主な応急対策活動の流れを整理した「タイムライン」を次項以降に示す。

## (2) 各応急対策活動テーマに係る連携体制相関図

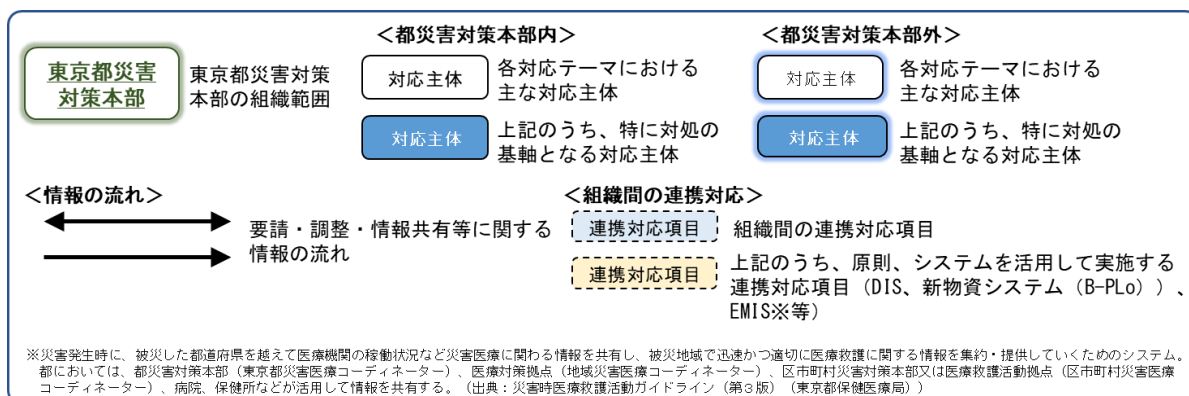
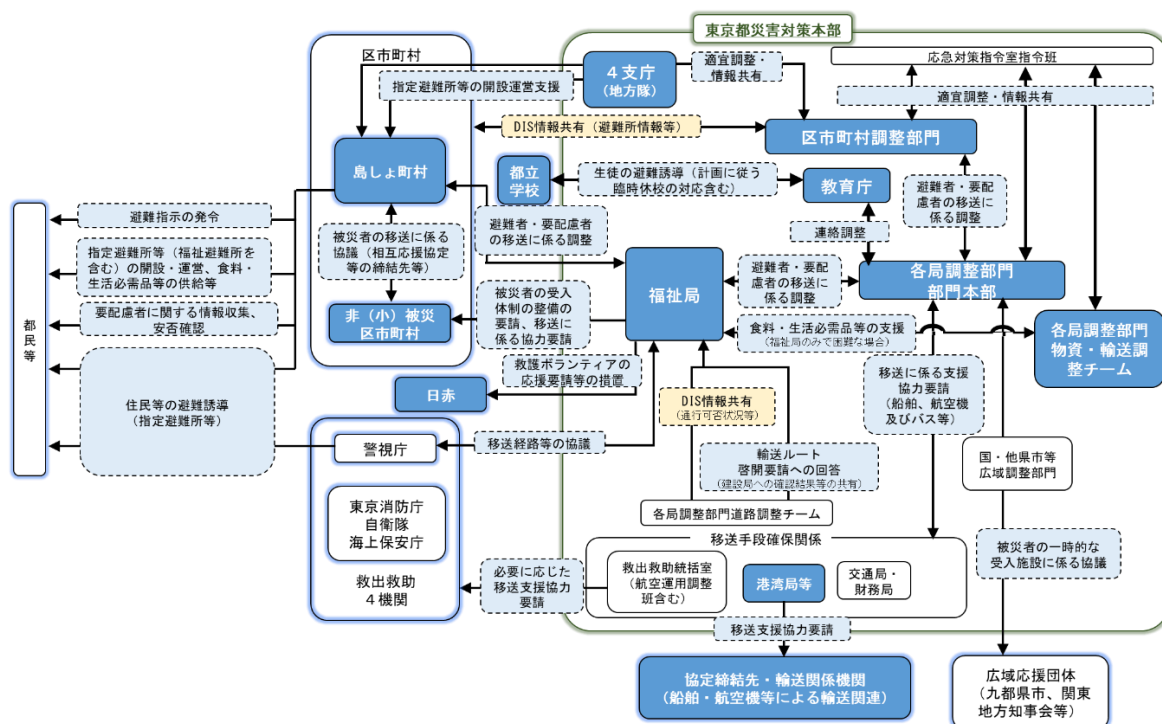
### ア 津波警報等の伝達

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶南海トラフ地震の発生に伴い、約3分後に気象庁（東京管区气象台）から津波警報等が発表される。</li> <li>▶迅速・適切な避難行動が遅れた場合、島しょ地域を中心に津波による甚大な被害の発生が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶防災気象情報やニュース速報等をはじめとした、あらゆる情報源から入手した津波情報について、島しょ町村に津波の情報を伝達し、即時避難を促す。</li> <li>▶各島の住民や観光客等が迅速に避難できるよう、円滑かつ確実な情報伝達を行う。</li> </ul>



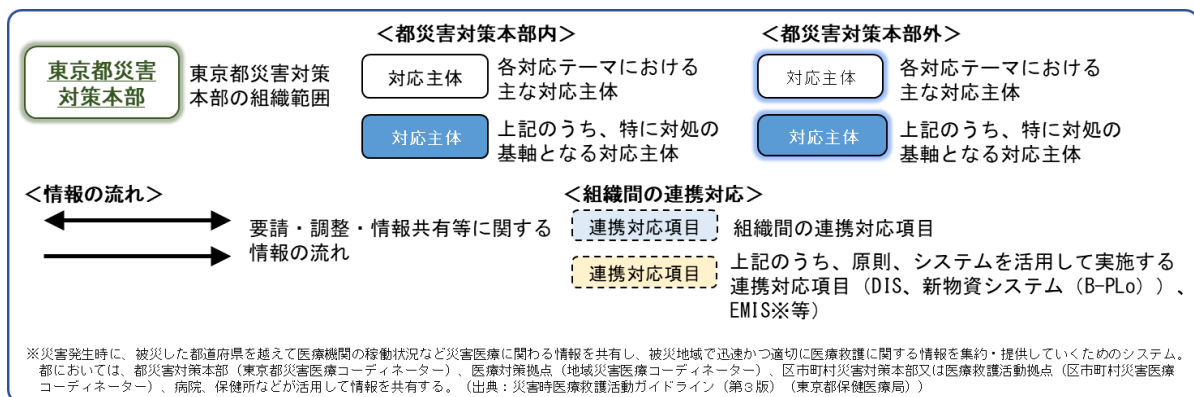
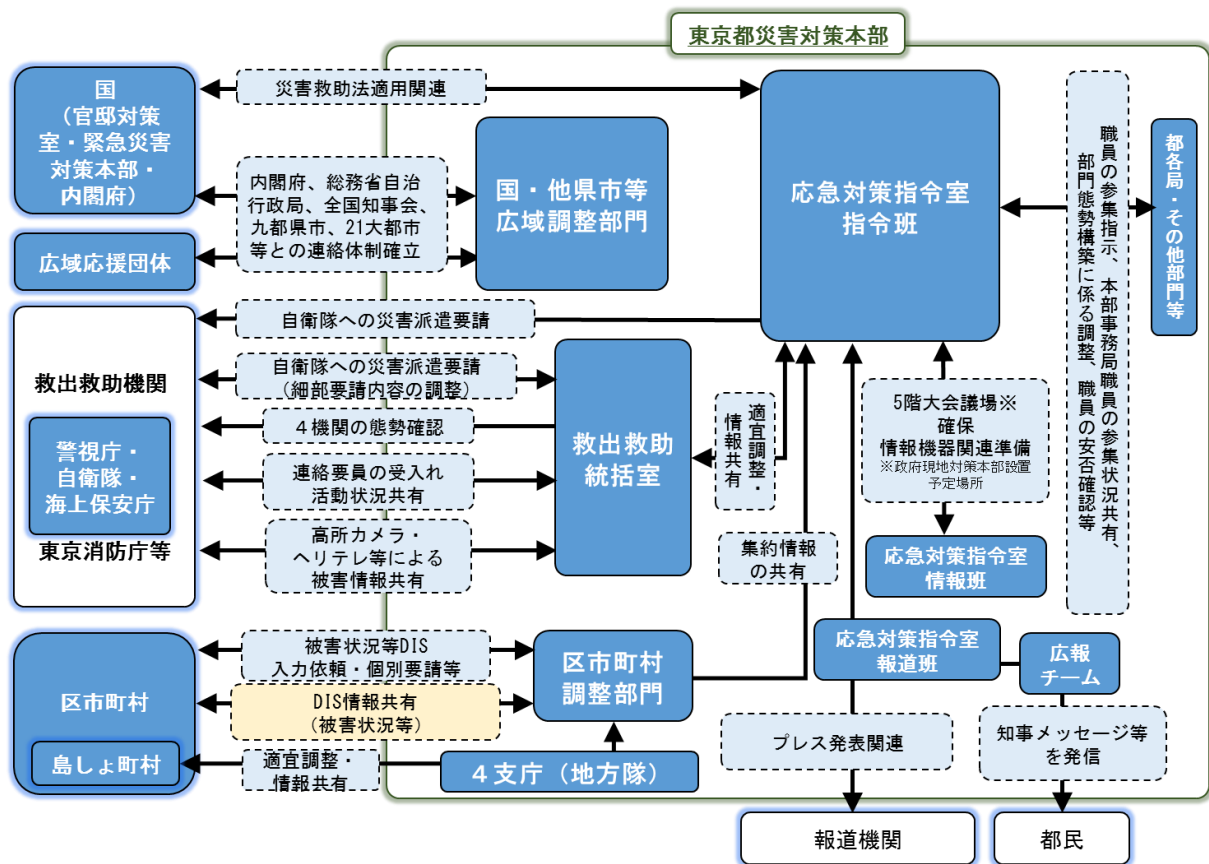
# イ 島内避難・島外避難の実施

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 島しょ地域を中心に津波浸水・建物倒壊・火災、断水、停電、ガスの停止等ライフラインの被害の発生により、避難所に多数の避難者が殺到する。</li> <li>▶ 多数の避難者の受入れにより、避難所の食料・生活物資が不足する。長期間に渡って避難者が密集して滞在するため、衛生環境が悪化し、感染症へのリスクが高まる。</li> <li>▶ 滞在環境悪化に伴い、島外避難要請（要配慮者等の移送要請）が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 避難所を開設し、住民の避難誘導を実施する。</li> <li>▶ 避難所運営のニーズについて把握するとともに、必要な物資の提供や運営要員の派遣などについて調整し、区市町村の避難所運営を支援する。</li> <li>▶ 基本的に島内避難を前提とするが、要配慮者等の移送など、状況に応じて島外避難に向けた移送を検討・調整する。</li> </ul>



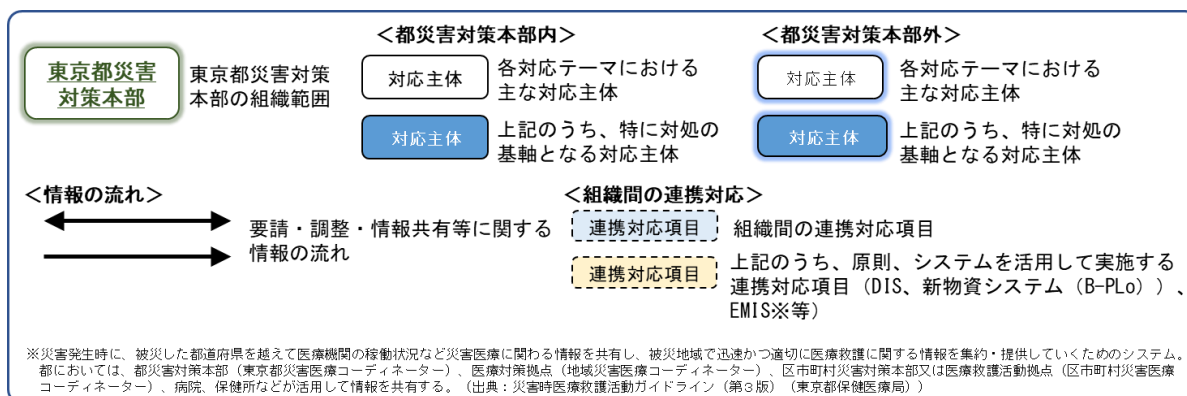
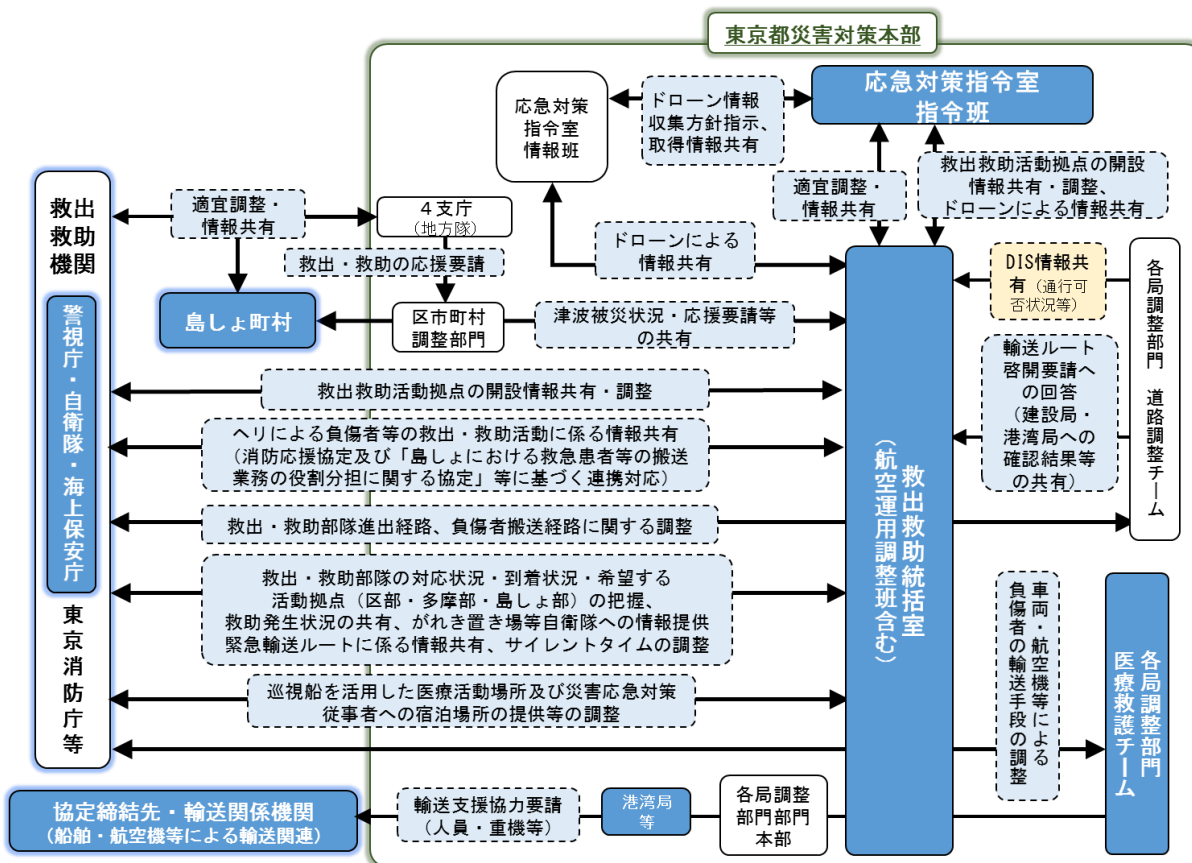
## ウ 初動体制の確立

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶南海トラフ地震により深刻な被害が発生する。(被害想定では、多くの地域が震度5強以下で、最大津波高はT.P.27.83m、津波到達時間は13.8分。建物被害は、全壊棟数が最大で1,258棟、うち津波による全壊棟数は1,235棟、人的被害は、死者数が最大で953人)</li> <li>▶応急対策の初動対応、都本部設置の必要性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶東京都災害対策本部を設置し、国や関係機関との連絡体制を構築し、被害状況等の収集を行う。</li> <li>▶災害対策本部会議を随時開催し、被害状況や応急対策活動の方針及び状況を共有するとともに、都民等への情報発信を行う。</li> </ul>



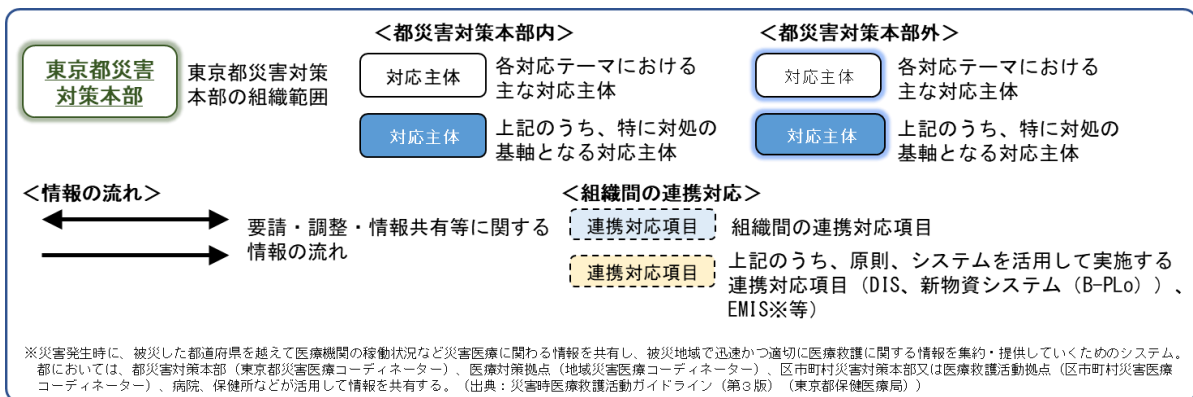
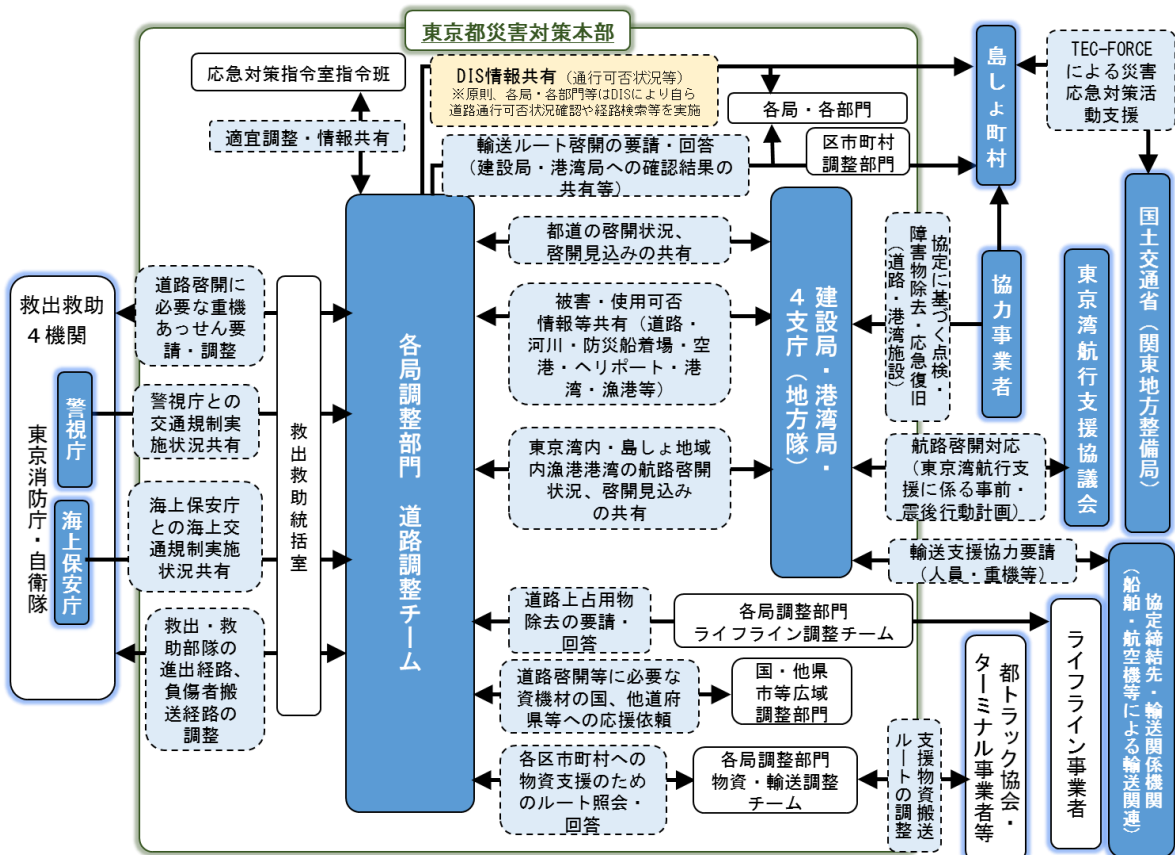
## エ 救出救助活動の実施

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶南海トラフ地震の発生に伴い、島しょ地域を中心に広範囲な津波浸水や一部揺れによる建物倒壊や急傾斜崩壊が発生し、道路閉塞も発生する。</li> <li>▶航路寸断や漁港・港湾被災に伴い、地域が孤立化する可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶被害状況の情報収集を行い、被害の大きい地域に重点を置いて被災者の救出救助活動を展開する。</li> <li>▶救出救助機関等が中心となり、救出救助活動を展開する。</li> <li>▶被害状況や関係機関の活動状況を踏まえ、部隊の投入について調整する。</li> </ul>



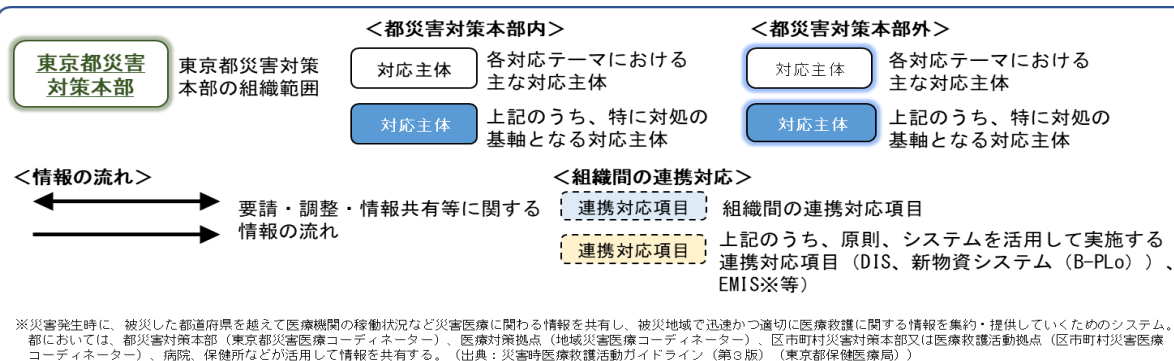
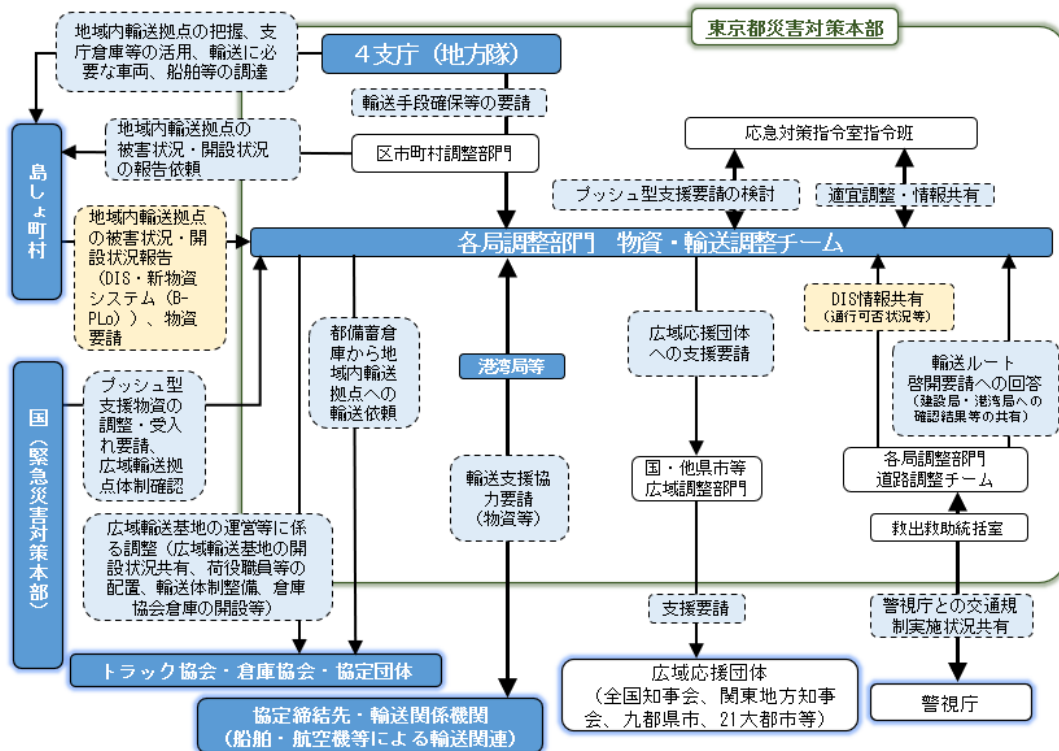
# オ 島内輸送ルートの確保（航路啓開対応含む）

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶南海トラフ地震の発生に伴い、島しょ地域を中心に広範囲な津波浸水や一部揺れによる建物倒壊・急傾斜崩壊が発生し、道路閉塞も発生する。港湾・漁港施設等を中心に被害が生じる。</li> <li>▶航路・道路等が閉塞することにより、救出救助活動や物資輸送などの応急対策活動実施における使用可能な経路が限定される状況となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶各種交通網の通行や施設使用の可否について、情報収集整理を行い情報共有する。</li> <li>▶人命救助に係る輸送ルートを最優先に、航路啓開・道路啓開を行う。</li> <li>▶応急対策活動の進展に合わせ、物資輸送等に係る経路の検討・調整を行う。</li> </ul>



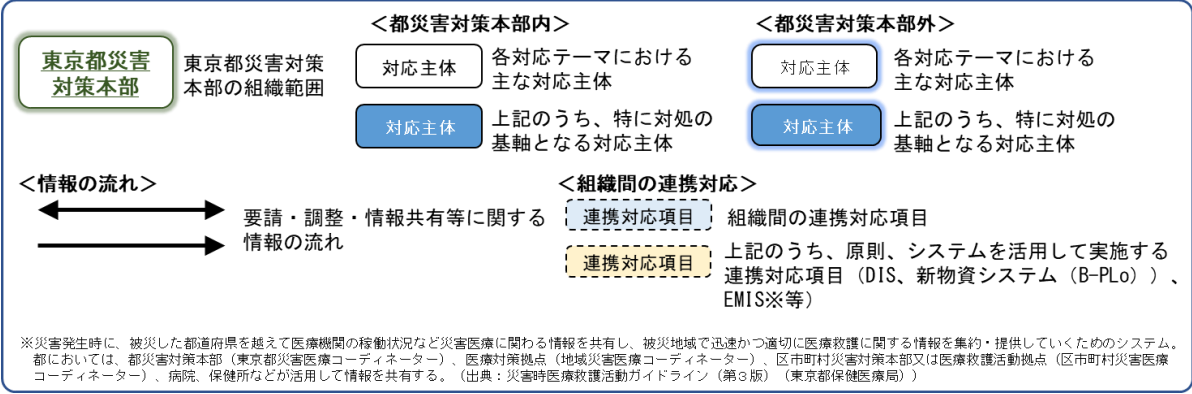
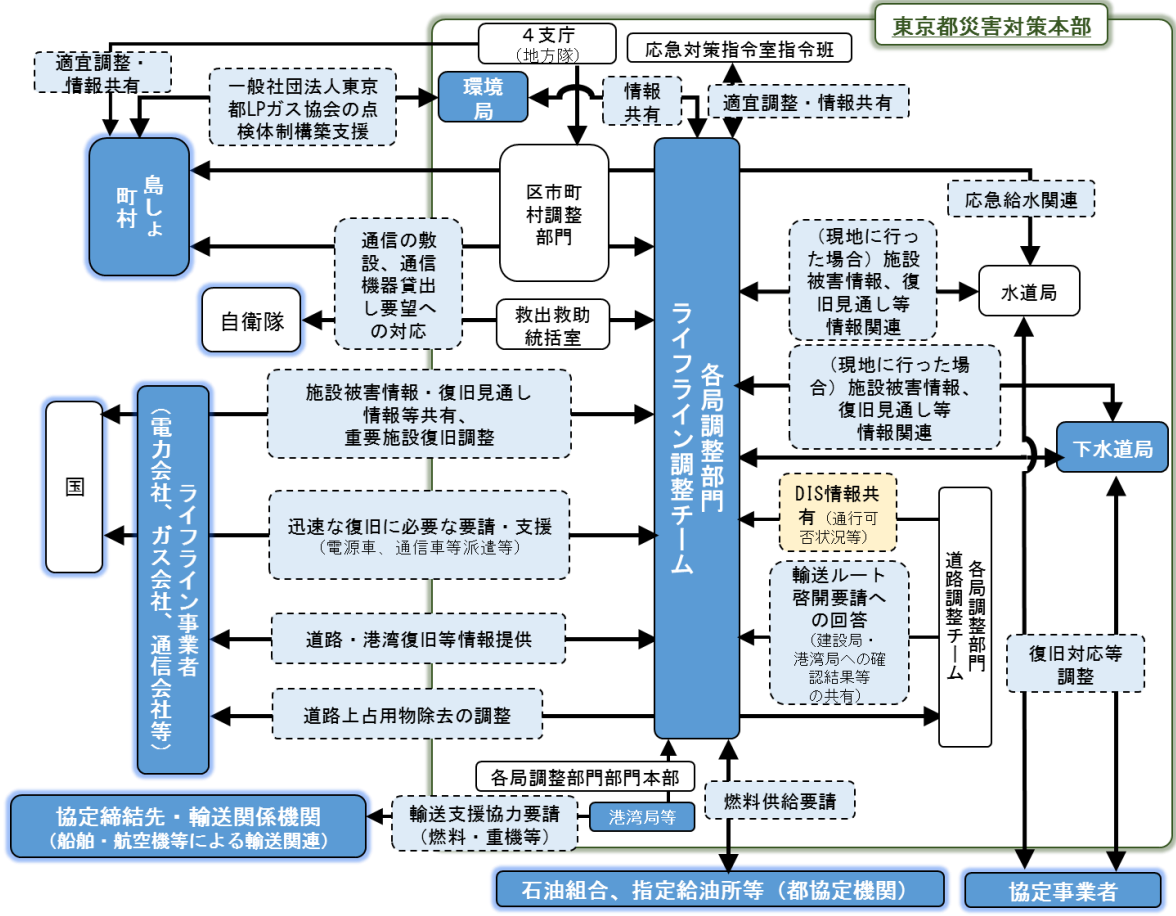
## カ 物資支援の実施

想定される事態	対処の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 島しょ地域を中心に津波浸水・建物倒壊・火災、断水、停電、ガスの停止等ライフラインの被害の発生により、多くの避難者が滞在している避難所では生活物資が不足する。</li> <li>▶ 自宅で生活を継続する場合も、ライフライン等の被害や食料、生活物資等の不足によって、支援が必要な人々が多数発生する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 物資調達・輸送調整等支援システム等を活用して島しょ町村等から不足する物資に関する情報を収集する。</li> <li>▶ 都の寄託物資や備蓄物資を輸送してもなお不足する場合は協定団体から調達した物資にて島しょ町村等への要請に対応する。必要に応じて国や他道府県等の物資支援を受け入れ、輸送を実施する。</li> <li>▶ 被害状況から要請を待ついとまがない場合は、要請を待たずにプッシュ型支援を実施するが、輸送手段や保管場所も考慮し、できる限り要請に基づく物資支援に努める。</li> <li>▶ 災害時の物資輸送についても、平常時に運航している船舶での輸送を基本とし、これらの船舶では対応できない場合は、臨時に船舶等を調達して対応する。</li> </ul>



# キ ライフライン復旧支援の実施

想定される事態	対処の概要
<p>島しょ地域を中心に、診療所、庁舎（支庁・町村・警察・消防）等の重要施設において、ライフライン（電力、ガス、通信、水道、下水道）が停止する。</p>	<p>▶ライフラインの早期復旧に向け、優先的に応急・復旧が必要な箇所や地域等についてライフライン事業者等と調整することを目的とし、航路啓開・道路啓開情報、避難所開設状況、その他災害全般情報など、復旧に資する情報を共有する。</p> <p>▶各ライフライン種別に応じて当該関係機関が連携して復旧対応等を実施する。</p>



### (3) 時系列による主な応急対策活動の流れ

#### ア 全体タイムライン

以下に、大津波警報発表～津波警報等の伝達～島内避難・島外避難～初動体制の確立～救出救助活動の実施～島内輸送ルート確保～物資支援～ライフライン復旧支援の対応の大枠を示す。

時間経過	津波情報等の伝達	島内・島外避難	初動体制の確立	救出・救助活動の実施	島内輸送ルート確保	物資支援	ライフライン復旧支援
<b>南海トラフ巨大地震発生（※津波到達予想：式根島13.8分～父島102.5分）</b>							
0時間～ 2時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波情報等の伝達（首長へのホットライン等）</li> <li>避難誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所開設</li> <li>避難所への誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況収集</li> <li>災対本部会議開催準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請を受けた出動準備</li> <li>被害状況等の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路・港湾施設の被害状況の収集</li> <li>輸送ルートの整理・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要物資の情報収集</li> <li>地域内輸送拠点に係る情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの被害状況の収集・共有</li> </ul>
2時間～ 24時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波情報等の伝達</li> <li>ホームページやSNSによる情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所におけるニーズの把握</li> <li>物資や避難所運営要員の派遣調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊への災害派遣要請</li> <li>災対本部会議開催(随時)</li> <li>情報収集・発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関との連絡・調整</li> <li>受入態勢の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路啓開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送ルート等の調整</li> <li>プッシュ型支援の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急・復旧に向けた調整</li> <li>応急・復旧活動の実施</li> </ul>
24時間～ 48時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページやSNSによる情報発信</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>随時被害状況のアップデート及び態勢の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関による救出・救助活動の展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航路啓開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域受援調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水や燃料等の輸送調整</li> </ul>
48時間～ 72時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波情報や生活に関する情報の随時発信</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>安否不明者の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急対策活動の進展に合わせた、輸送ルートの見直し</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>（復旧が長期化する場合）電源車等の派遣による避難所等の機能継続支援</li> </ul>
72時間～ 1週間		<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等の島外移送</li> </ul>					

イ 各応急対策活動テーマに係るタイムライン

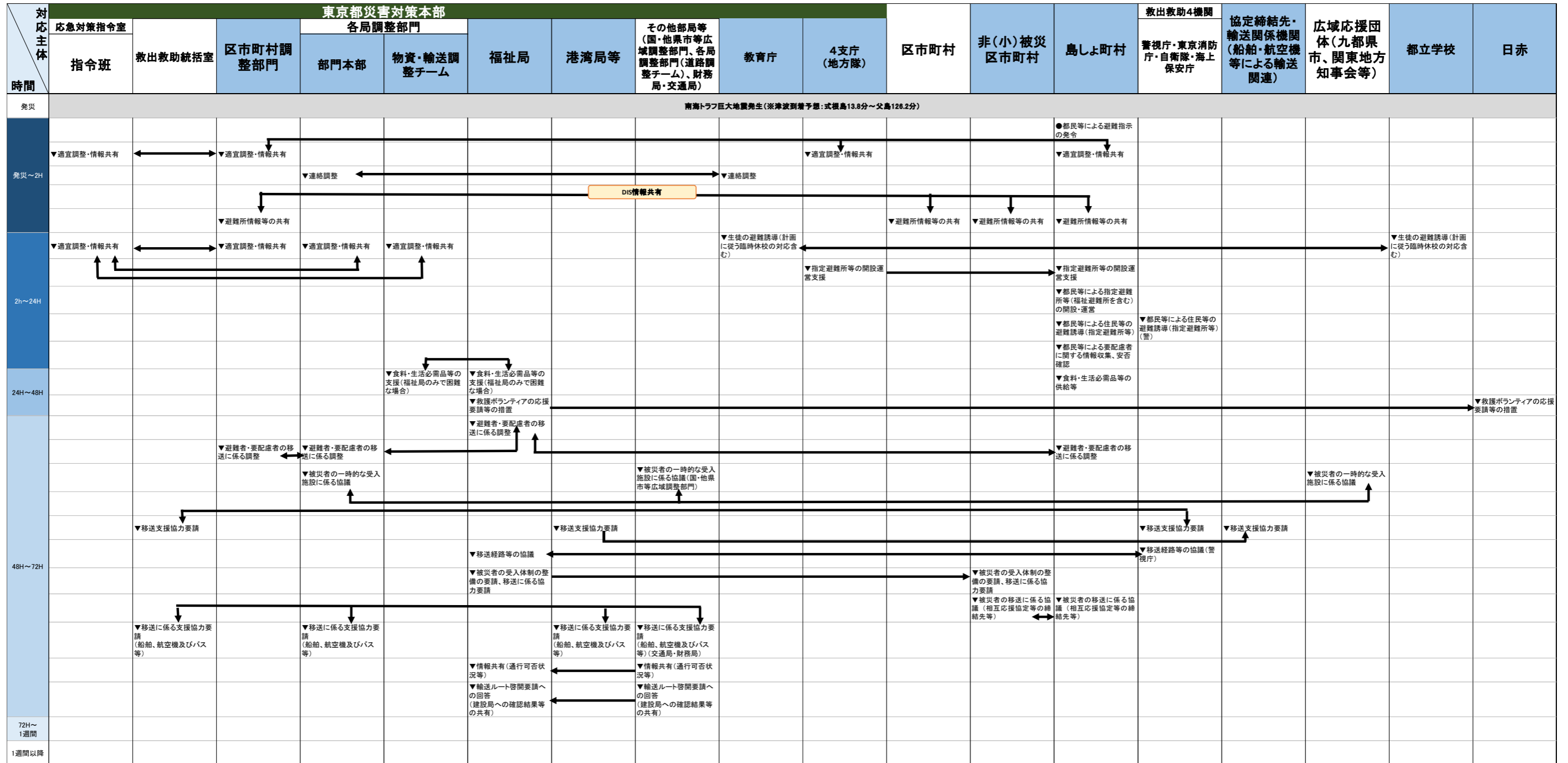
(ア) 津波警報等の伝達

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体	東京都災害対策本部					島しょ町村	区市町村	東京管区気象台	救出救助4機関		警察署、消防署・消防団等
	応急対策指令室 指令班	区市町村調整部門	広報チーム	建設局・港湾局・産業労働局等	4支庁(地方隊)				警視庁	第三管区海上保安部	
発災	南海トラフ巨大地震発生(※津波到着予想:式根島13.8分~父島126.2分)										
発災~2H	▼津波警報等気象庁発表情報の確認					▼津波警報等の通知		▼津波警報等気象庁発表情報の確認	▼津波警報等の通知	▼津波警報等の通知	
	▼首長へのホットライン連絡					▼首長へのホットライン連絡			▼津波警報等の伝達		▼都民、観光客に対する津波警報等の伝達(警察署)
	▼津波警報等気象庁発表情報の共有	▼津波警報等気象庁発表情報の共有	▼津波警報等気象庁発表情報の共有	▼津波警報等気象庁発表情報の共有		▼都民、観光客に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知	▼都民、観光客に対する地域防災行政無線、広報車、サイレン等による関係地区住民等への周知				
			▼都民に対するHPやTwitterでの広報								
		▼津波警報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)			▼津波警報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)	▼津波警報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)	▼津波警報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)	▼津波警報等の伝達(長周期地震動に関する観測情報含む)			
					▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有					▼津波警報等の船舶への周知
				▼各建設事務所及び江東治水事務所に対する津波警報等の伝達							
				▼龍島港湾部、東京港管理事務所及び東京港建設事務所に対する津波警報等の伝達							
				▼漁船に対する津波警報等の伝達(漁業無線)(産業労働局)							
2H~24H											
24H~48H											
48H~72H											
72H~1週間											
1週間以降											

(イ) 島内避難・島外避難の実施

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）



(ウ) 初動体制の確立

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部								救出救助4機関				広域応援団体 (全国知事会、 関東地方知事会、 九都県市、 21大都市)		
	応急対策指令室			救出救助統括室	区市町村調整部門	国・他県市等広域調整部門	広報チーム	4支庁(地方隊)	区市町村・島しょ町村	国(官邸対策室・緊急災害対策本部・内閣府)	警視庁	東京消防庁		自衛隊	海上保安庁
指令班	情報班	報道班													
発災	南海トラフ巨大地震発生(※津波到着予想:式根島13.8分~父島126.2分)														
発災~2H	▼都職員が参集開始														
	●職員の参集指示	●情報機器関連準備		▼被害状況等DIS入力依頼											
	▼職員の安否確認			▼被害状況等情報共有	DIS等情報共有			▼被害状況等情報共有							
	●自衛隊への災害派遣要請			●4機関の態勢の確認						●都本部との連絡窓口開設	●都本部との連絡窓口開設	●都本部との連絡窓口開設	●都本部との連絡窓口開設		
	●本部事務局職員の参集状況の把握			▼自衛隊への災害派遣要請(細部要請内容の調整)									●災害派遣要請の受領		
	●災害救助法適用関連の調整									●災害救助法適用関連の調整(国)			▼細部要請内容の調整		
	▼プレス発表関連(知事メッセージ等)の調整	●プレス家の作成		▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼個別要請の受領	▼知事メッセージ等を都民に発信(HP、Twitter)		▼個別要請			▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有	▼高所カメラ・ヘリテレ等による被害情報共有
	▼適宜調整・情報共有			▼適宜調整・情報共有				▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有						
	▼集約情報の共有				▼集約情報の共有						▼連絡委員の段階的派遣	▼連絡委員の段階的派遣	▼連絡委員の段階的派遣	▼連絡委員の段階的派遣	
	●部門体制構築に係る検討、調整			▼4機関の活動状況共有							▼活動状況共有	▼活動状況共有	▼活動状況共有	▼活動状況共有	
					●内閣府、総務省自治行政局、全国知事会、九都県市、21大都市等との連絡体制確立				●都災害対策本部との連絡体制確立					●都災害対策本部との連絡体制確立	
2H~24H	●第1回災害対策本部会議開催(被害状況や応急対策活動方針の共有、都民への情報発信) ※第1回災害対策本部会議は、発災から2時間以内、第2回災害対策本部会議は、発災から6時間後に実施(以降、災害対策本部会議の記載省略)														
24H~48H															
48H~72H															
72H~1週間															
1週間以降															

## (工) 救出救助活動の実施

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部						救出救助4機関				協定締結先・輸送関係機関 (船舶・航空機等による輸送関連)	
	応急対策指令室 指令班	救出救助統括室 (航空運用調整班含む)	各局調整部門 道路調整チーム	各局調整部門 医療救護チーム	その他部局等 (応急対策指令室情報班、区市町村調整部門、各局調整部門部門本部)	港湾局等	4支庁(地方隊)	島しょ町村	警視庁	東京消防庁 (緊急消防援助隊)		防衛省 (自衛隊)
発災	南海トラフ巨大地震発生(※津波到着予想:式根島13.8分~父島126.2分)											
発災~2H	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有					▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有
		▼連絡要員の受入(自・警・消・海保)							●LO派遣	●LO派遣	●LO派遣	●LO派遣
2H~24H	災害応急対策実施のための準備・人命救助を第一とした災害応急対策活動の実施											
	▼救助発生状況の共有	▼救助発生状況の共有			▼救出・救助の応援要請	▼救出・救助の応援要請			▼救助発生状況の共有	▼救助発生状況の共有	▼救助発生状況の共有	▼救助発生状況の共有
	▼津波被災状況・応援要請等の共有	▼津波被災状況・応援要請等の共有		▼津波被災状況・応援要請等の共有(区市町村調整部門)					▼大規模救出救助活動拠点の開設 情報共有・調整	▼大規模救出救助活動拠点の開設 情報共有・調整	▼大規模救出救助活動拠点の開設 情報共有・調整	▼大規模救出救助活動拠点の開設 情報共有・調整
	▼救出・救助部隊の部隊進出経路、 負傷者搬送経路に関する調整	▼救出・救助部隊の部隊進出経路、 負傷者搬送経路に関する調整						▼救出・救助部隊の部隊進出経路、 負傷者搬送経路に関する情報提供	▼救出・救助部隊の部隊進出経路、 負傷者搬送経路に関する情報提供	▼救出・救助部隊の部隊進出経路、 負傷者搬送経路に関する情報提供	▼救出・救助部隊の部隊進出経路、 負傷者搬送経路に関する情報提供	▼救出・救助部隊の部隊進出経路、 負傷者搬送経路に関する情報提供
	▼輸送ルート啓開情報の把握	▼輸送ルート啓開要請への回答						▼緊急輸送ルートに係る情報共有	▼緊急輸送ルートに係る情報共有	▼緊急輸送ルートに係る情報共有	▼緊急輸送ルートに係る情報共有	▼緊急輸送ルートに係る情報共有
	▼サイレントタイムの調整							●サイレントタイムの調整	●サイレントタイムの調整	●サイレントタイムの調整	●サイレントタイムの調整	●サイレントタイムの調整
	▼救出・救助部隊の対応状況・到着 状況・希望する活動拠点(区部・多摩 部・島しょ部)の把握	▼救出・救助部隊の対応状況・到着 状況・希望する活動拠点(区部・多摩 部・島しょ部)の把握						▼救出・救助部隊の対応状況・到着 状況・希望する活動拠点(区部・多摩 部・島しょ部)の情報提供	▼救出・救助部隊の対応状況・到着 状況・希望する活動拠点(区部・多摩 部・島しょ部)の情報提供	▼救出・救助部隊の対応状況・到着 状況・希望する活動拠点(区部・多摩 部・島しょ部)の情報提供	▼救出・救助部隊の対応状況・到着 状況・希望する活動拠点(区部・多摩 部・島しょ部)の情報提供	▼救出・救助部隊の対応状況・到着 状況・希望する活動拠点(区部・多摩 部・島しょ部)の情報提供
	▼ヘリによる負傷者等の救出・救助 活動に係る情報共有 (消防応援協定及び「島しょにおける 救急患者等の搬送業務の役割分担 に関する協定」等に基づく連携対応)	▼ヘリによる負傷者等の救出・救助 活動に係る情報共有 (消防応援協定及び「島しょにおける 救急患者等の搬送業務の役割分担 に関する協定」等に基づく連携対応)						▼ヘリによる負傷者等の救出・救助 活動に係る情報共有 (消防応援協定及び「島しょにおける 救急患者等の搬送業務の役割分担 に関する協定」等に基づく連携対応)	▼ヘリによる負傷者等の救出・救助 活動に係る情報共有 (消防応援協定及び「島しょにおける 救急患者等の搬送業務の役割分担 に関する協定」等に基づく連携対応)	▼ヘリによる負傷者等の救出・救助 活動に係る情報共有 (消防応援協定及び「島しょにおける 救急患者等の搬送業務の役割分担 に関する協定」等に基づく連携対応)	▼ヘリによる負傷者等の救出・救助 活動に係る情報共有 (消防応援協定及び「島しょにおける 救急患者等の搬送業務の役割分担 に関する協定」等に基づく連携対応)	▼ヘリによる負傷者等の救出・救助 活動に係る情報共有 (消防応援協定及び「島しょにおける 救急患者等の搬送業務の役割分担 に関する協定」等に基づく連携対応)
	▼輸送支援協力要請(人員・重機等)	▼輸送支援協力要請(人員・重機等)		▼輸送支援協力要請(人員・重機等) (各局調整部門部門本部)	▼輸送支援協力要請(人員・重機等)	▼輸送支援協力要請(人員・重機等)						▼輸送支援協力要請(人員・重機等)
	▼車両・航空機等による負傷者の輸 送手段の調整	▼車両・航空機等による負傷者の輸 送手段の調整						▼車両・航空機等による負傷者の輸 送手段の調整	▼車両・航空機等による負傷者の輸 送手段の調整	▼車両・航空機等による負傷者の輸 送手段の調整	▼車両・航空機等による負傷者の輸 送手段の調整	▼車両・航空機等による負傷者の輸 送手段の調整
	●ドローン情報収集方針指示 取得情報共有	▼ドローンによる取得情報の共有		▼ドローンによる情報共有(情報班)								
	▼巡視船を活用した医療活動場所及 び災害応急対策従事者への宿泊場 所の提供等の調整	▼巡視船を活用した医療活動場所及 び災害応急対策従事者への宿泊場 所の提供等の調整						▼巡視船を活用した医療活動場所及 び災害応急対策従事者への宿泊場 所の提供等の調整	▼巡視船を活用した医療活動場所及 び災害応急対策従事者への宿泊場 所の提供等の調整	▼巡視船を活用した医療活動場所及 び災害応急対策従事者への宿泊場 所の提供等の調整	▼巡視船を活用した医療活動場所及 び災害応急対策従事者への宿泊場 所の提供等の調整	▼巡視船を活用した医療活動場所及 び災害応急対策従事者への宿泊場 所の提供等の調整
24H~48H												
48H~72H		●がれき置き場等自衛隊への情報 提供										●がれき置き場等の情報把握
72H~ 1週間												
1週間以降												

(オ) 島内輸送ルートの確保 (航路啓開対応含む)

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部					救出救助4機関				関係機関・関係事業者			
	応急対策指令室 指令班	各局調整部門 道路調整チーム	その他部局等(救出救助統括室、国・他県市等広域調整部門、区市町村調整部門、各局調整部門ライフライン調整チーム、物資・輸送調整チーム等)	建設局・港湾局・4支庁(地方隊)	島しょ町村	国土交通省	東京湾航行支援協議会	都公安委員会	警視庁	海上保安庁	東京消防庁・自衛隊	協力事業者	協定締結先・輸送関係機関(船舶・航空機等による輸送関連)
発災	南海トラフ巨大地震発生(※津波到着予想:式根島13.8分~父島126.2分)												
発災~2H	▼被害・使用可否情報等共有(道路・河川・防災船着場・空港・ヘリポート・港湾・漁港等)	▼被害・使用可否情報等共有(道路・河川・防災船着場・空港・ヘリポート・港湾・漁港等)	▼被害・使用可否情報等共有(道路・河川・防災船着場・空港・ヘリポート・港湾・漁港等)	▼被害・使用可否情報等共有(道路・河川・防災船着場・空港・ヘリポート・港湾・漁港等)					▼交通規制実施状況共有				
	▼警視庁との交通規制実施状況共有	▼警視庁との交通規制実施状況共有(救出救助統括室)	▼警視庁との交通規制実施状況共有							▼交通規制実施状況共有			
	▼海上保安庁との海上交通規制実施状況共有	▼海上保安庁との海上交通規制実施状況共有	▼海上保安庁との海上交通規制実施状況共有							▼海上保安庁との海上交通規制実施状況共有			
	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有											
2H~24H	▼道路通行可否状況等の情報共有	▼道路通行可否状況等の情報共有(各局・各部門)	▼道路通行可否状況等の情報共有(各局・各部門)	▼道路通行可否状況等の情報共有(各局・各部門)	▼道路通行可否状況等の情報共有(各局・各部門)								
	▼輸送ルート啓開の要請・回答(建設局・港湾局への確認結果の共有等)	▼輸送ルート啓開の要請・回答(建設局・港湾局への確認結果の共有等)(区市町村調整部門、各局・各部門)	▼輸送ルート啓開の要請・回答(建設局・港湾局への確認結果の共有等)(区市町村調整部門、各局・各部門)	▼輸送ルート啓開の要請・回答(建設局・港湾局への確認結果の共有等)									
	▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整	▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整(救出救助統括室)	▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整(救出救助統括室)	▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整(救出救助統括室)					▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整	▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整	▼救出・救助部隊の進出経路、負傷者搬送経路の調整		
	▼道路上占用物除去の要請	▼道路上占用物除去の要請・回答(ライフライン調整チーム)	▼道路上占用物除去の要請・回答(ライフライン調整チーム)									▼道路上占用物除去に関する回答(ライフライン事業者)	
	▼都道の啓開状況、啓開見込みの共有	▼都道の啓開状況、啓開見込みの共有	▼都道の啓開状況、啓開見込みの共有	▼都道の啓開状況、啓開見込みの共有									
	▼東京湾内・島しょ地域内漁港港湾の航路啓開状況、啓開見込みの共有	▼東京湾内・島しょ地域内漁港港湾の航路啓開状況、啓開見込みの共有	▼東京湾内・島しょ地域内漁港港湾の航路啓開状況、啓開見込みの共有	▼東京湾内・島しょ地域内漁港港湾の航路啓開状況、啓開見込みの共有			▼航路啓開対応(東京湾航行支援に係る事前・震後行動計画)						
24H~48H			▼輸送支援協力要請(人員・重機等)	▼輸送支援協力要請(人員・重機等)								▼輸送支援協力要請(人員・重機等)(協定締結先・輸送関係機関)	
	▼TEC-FORCEによる災害応急対策活動支援	▼TEC-FORCEによる災害応急対策活動支援	▼TEC-FORCEによる災害応急対策活動支援	▼TEC-FORCEによる災害応急対策活動支援									
	▼道路啓開に必要な重機のあっせん要請・調整	▼道路啓開に必要な重機のあっせん要請・調整(救出救助統括室)	▼道路啓開に必要な重機のあっせん要請・調整(救出救助統括室)	▼道路啓開に必要な重機のあっせん要請・調整(救出救助統括室)									
	▼道路啓開に必要な資機材の国、他道府県等への応援依頼	▼道路啓開に必要な資機材の国、他道府県等への応援依頼(国他県市調整部門)	▼道路啓開に必要な資機材の国、他道府県等への応援依頼(国他県市調整部門)	▼道路啓開に必要な資機材の国、他道府県等への応援依頼(国他県市調整部門)									
	▼各区市町村への物資支援のためのルート調整	▼各区市町村への物資支援のためのルート調整(物資・輸送調整チーム)	▼各区市町村への物資支援のためのルート調整(物資・輸送調整チーム)	▼各区市町村への物資支援のためのルート調整(物資・輸送調整チーム)									
48H~72H		▼支援物資輸送ルートの調整(物資・輸送調整チーム)	▼支援物資輸送ルートの調整(物資・輸送調整チーム)	▼支援物資輸送ルートの調整(物資・輸送調整チーム)								▼支援物資輸送ルートの調整(都トラック協会・ターミナル事業者等)	
72H~1週間			▼応急復旧対応(道路・港湾施設)	▼応急復旧対応(道路・港湾施設)									
1週間以降													

(カ) 物資支援の実施

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部											
	応急対策指令室 指令班	区市町村調整部門	各局調整部門 物資・輸送調整チーム	その他部局等(救出救助統括室、国・他県市等広域調整部門、各局調整部門本部、道路調整チーム等)	港湾局等	4支庁(地方隊)	島しょ町村	国(緊急災害対策本部)	警視庁	トラック協会・倉庫協会・協定団体	協定締結先・輸送関係機関(船舶・航空機等による輸送関連)	広域応援団体(全国知事会、関東地方知事会、九都県市、21大都市等)
発災	南海トラフ巨大地震発生(※津波到着予想:式根島13.8分~父島126.2分)											
発災~2H		●地域内輸送拠点の被害状況・開設状況の報告依頼	▼地域内輸送拠点の被害状況・開設状況(DIS、新物資システム(B-PLo))、物資要請状況、通行可否状況等の把握	▼交通規制実施状況の共有(救出救助統括室・道路調整チーム)				▼交通規制実施状況の共有				
2H~24H	●都プッシュ型支援の検討	▼適宜調整・情報共有	●都プッシュ型支援の検討・決定	▼情報共有(通行可否状況等)(道路調整チーム)								
	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	●都備蓄倉庫荷役職員配置、輸送体制整備	▼情報共有(通行可否状況等)(道路調整チーム)								
			▼都備蓄倉庫から地域内輸送拠点への輸送依頼									●都備蓄倉庫荷役職員配置、輸送体制整備
	▼輸送手段確保等の要請	▼輸送手段確保等の要請	▼輸送手段確保等の要請	▼輸送手段確保等の要請								▼輸送手段確保等の要請
		▼輸送支援協力要請(物資等)	▼輸送支援協力要請(物資等)									▼輸送支援協力要請(物資等)
		▼輸送ルートの啓閉状況の把握	▼輸送ルート啓閉要請への回答(建設局・港湾局への確認結果等の共有)(道路調整チーム)									
		▼プッシュ型支援物資の受入れ調整、広域輸送拠点体制調整	▼プッシュ型支援物資の受入れ調整、広域輸送拠点体制調整									
		▼広域応援団体への支援要請	▼支援要請(国・他県市等広域調整部門)									▼要請内容を元に、カウンターパート団体の選定に向けた調整
24H~48H			●支援受入れ準備									▼都備蓄倉庫から払出し、地域内輸送拠点へ
48H~72H			▼広域応援団体からの支援物資の受入れ									▼カウンターパート団体の決定、支援受入れ準備要請
72H~1週間												
1週間以降												

(キ) ライフライン復旧支援の実施

凡例：●単発、▼継続的に実施、DIS等情報共有：DISによる情報共有（原則、システムを活用して実施する連携対応項目）

対応主体 時間	東京都災害対策本部							島しょ町村	ライフライン事業者 (電力会社、ガス会社、通信会社等)、協 定事業者	石油組合、指定給 油所等(都協定機 関)	協定締結先・ 輸送関係機関 (船舶・航空機等による輸送関連)	国	自衛隊
	応急対策指令室 指令班	各局調整部門 ライフライン調整チーム	救出救助統括室	その他部局等 (区市町村調整部門、 各局調整部門部門本 部、道路調整チーム)	港湾局	水道局・下水道 局・環境局	4支庁(地方隊)						
発災	南海トラフ巨大地震発生(※津波到着予想:式根島13.8分~父島126.2分)												
発災~2H	▼施設被害情報、復旧対応情報共有	DIS情報共有	▼情報共有(通行可否状況等)(道路調整チーム)	▼(現地に行った場合)施設被害情報、復旧対応情報共有(水道局・下水道局)				▼施設被害情報、復旧見直し情報等共有				▼施設被害情報、復旧見直し情報等共有	
2H~24H	▼適宜調整・情報共有	▼道路・港湾復旧等の情報提供 ▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼適宜調整・情報共有	▼道路・港湾復旧等の情報提供					
		▼応急給水関連の対応	▼応急給水関連の対応(区市町村調整部門)	▼応急給水関連の対応(水道局)			▼応急給水関連の要望						
		▼道路上占用物除去の調整	▼道路上占用物除去の調整	▼復旧対応等調整(下水道局・水道局)			▼復旧対応等調整(電力会社、通信会社等)						
		▼輸送ルート啓開状況の把握	▼輸送ルート啓開要請への回答(建設局・港湾局への確認結果等共有)(道路調整チーム)				▼復旧対応等調整						
		▼重要施設復旧調整					▼重要施設復旧調整					▼重要施設復旧調整	
24H~48H	▼通信の敷設、通信機器貸出し要望への対応	▼通信の敷設、通信機器貸出し要望への対応	▼通信の敷設、通信機器貸出し要望への対応(区市町村調整部門)				▼通信の敷設、通信機器貸出し要望						▼通信の敷設、通信機器貸出し要望
	▼輸送支援協力要請(燃料・重機等)	▼輸送支援協力要請(燃料・重機等)	▼輸送支援協力要請(燃料・重機等)(各局調整部門部門本部)	▼輸送支援協力要請(燃料・重機等)								▼輸送支援協力要請(燃料・重機等)	
	▼燃料供給要請											▼燃料供給要請	
48H~72H	▼迅速な復旧に必要な要請・支援(電源車、通信車等派遣等)(必要に応じて)						▼迅速な復旧に必要な要請・支援(電源車、通信車等派遣等)(必要に応じて)					▼迅速な復旧に必要な要請・支援(電源車、通信車等派遣等)(必要に応じて)	
72H~1週間													
1週間以降													

## 第5節 早期生活再建

### 【想定される状況】

- ▶ 南海トラフ巨大地震により甚大な被害が発生
- ▶ 救出救助活動等の応急対策活動に一定の目途

### 1 生活再建

#### (1) 義援金の受付、配分等

義援金について、都本部、島しょ町村、日本赤十字社等各機関は、早期に口座を開設するとともに、全国に向け義援金募集の周知を図る。義援金は、り災者支援のため、被害状況を勘案し、迅速に配分する。

なお、小口・混載の支援物資については、内容物の確認、仕分け、管理等に混乱を来すことから、特定個人向けのものであって配送可能な場合を除き、抑制を図る必要があるため、都本部及び島しょ町村は、適宜広報等を通じて周知する。

都本部及び島しょ町村は、義援金以外に生活再建のための資金援助として、災害弔慰金等の支給や災害援護資金の貸付けなど、生活再建のための資金援助を行う。また、日本赤十字社では災害見舞品の配分を行う。

#### (2) ボランティアとの連携

災害時におけるボランティア活動について、島しょ町村に設置される町村災害ボランティアセンターにおいて、ボランティア・ニーズ等の情報を収集する。町村災害ボランティアセンターからの情報は、都本部が東京ボランティア・市民活動センターとの協働により設置する東京都災害ボランティアセンターにおいて収集する。

東京都災害ボランティアセンター及び町村災害ボランティアセンターは連携してボランティア・ニーズの情報を発信する。

ボランティアの受入れ及び活動支援は、地域に精通した町村災害ボランティアセンターが中心となり行う。

都本部は、島しょ町村からの要請に基づき、町村災害ボランティアセンターの代替施設又は資機材の備蓄場所等が不足した場合の施設を確保する。

#### (3) 生活再建に向けた相談業務等の支援

都本部は、就労相談や健康相談など様々な生活相談を含む総合的な相談業務の実施や学校再開のための環境整備などを島しょ町村と連携し進めるとともに、被災地外の他道府県へ相談要員や教員の派遣等を依頼し、速やかな生活再建を図る。

#### (4) 産業廃棄物処理

(ごみ処理)

都本部は、島しょ町村の被災状況や要請を踏まえ、広域処理体制を確保し、迅速な処理を実施する。

(がれき処理)

都本部は、島しょ町村の被災状況及び委託要請を踏まえ、一次集積場所等を確保し、再利用、適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。

## 2 住宅対策

### (1) 被災住宅の応急危険度判定

島しょ町村は、二次災害を防止するため、余震等による被災建物倒壊等の危険度判定を実施する。

島しょ町村から支援要請があれば、都は応急危険度判定員、宅地危険度判定士の出動要請等を行う。

### (2) り災証明発行等支援

島しょ町村は、住宅の応急修理又は供給のための基礎資料、り災証明書の発行根拠となる家屋・住家被害認定調査を実施する。

また、認定調査に基づき、り災証明書を発行する。

島しょ町村から支援要請があれば、都本部は調査・発行要員の派遣を行うとともに、必要人数・輸送手段・支援先等を調整の上、都内の非(小)被災区市町村、他道府県に対して応援要請を行う。

### (3) 被災住宅の修理、応急仮設住宅等の供給

家屋の応急修理について、都本部は、住居の半壊・半焼により、自らの資力では修理ができないうり災者のため、居住に必要な最小限の応急修理を実施する。被災により住居を滅失し、自らの資力では住居を確保できないうり災者のために、民間賃貸住宅又は公的住宅、建設した仮設住宅の方法で応急的に仮設住宅を供給する。

なお、都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行うとともに、住宅の供給状況等を情報共有し、地域コミュニティに配慮した入居体制を整備する。

## 全体構成

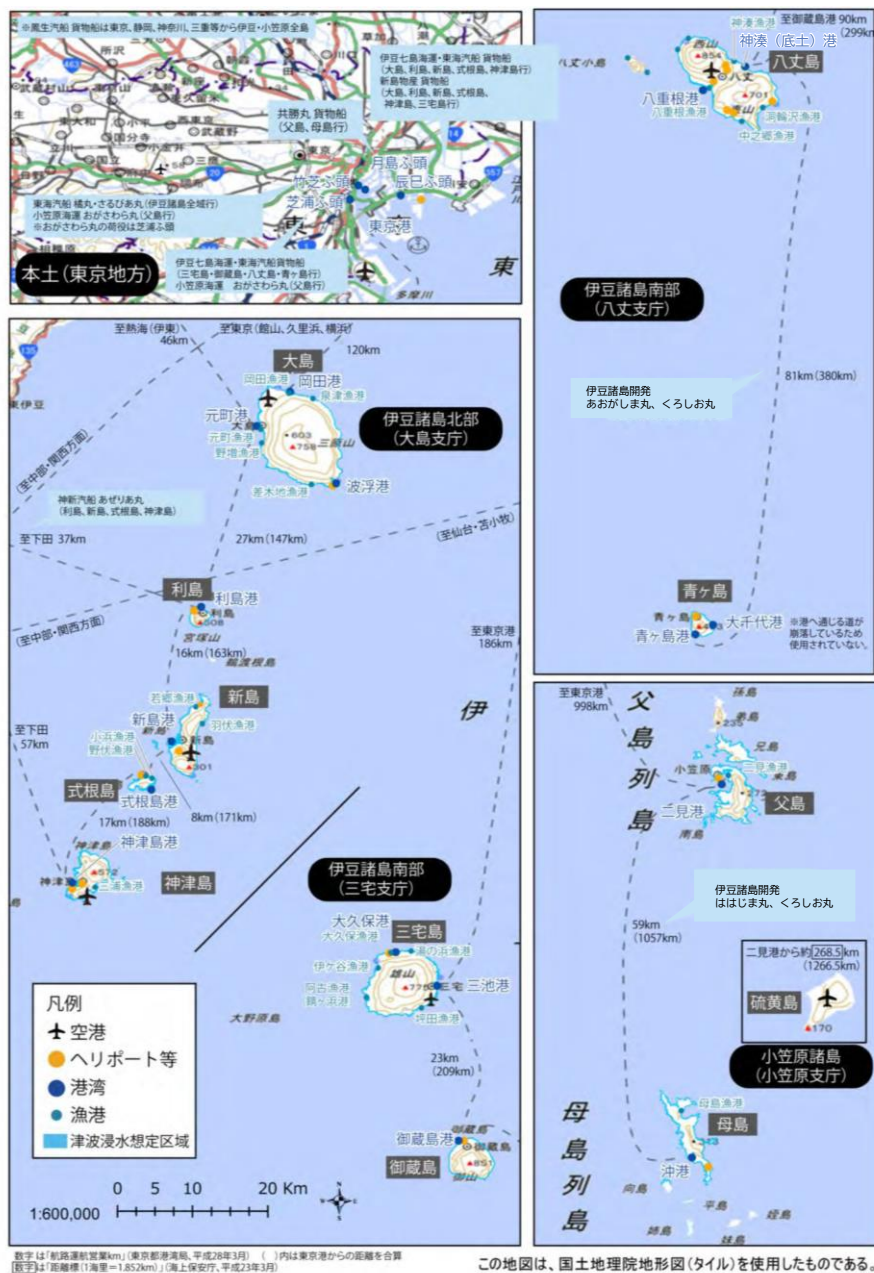
- 1 島しょ地域の被害と都による物資等輸送支援について
  - 1-1 島しょ地域の地理的特徴
  - 1-2 南海トラフ地震による島しょ地域の被害の概要
  - 1-3 2種類の活動展開図の作成
  
- 2 伊豆諸島北部（大島支庁管轄）の島しょ地域について
  - 2-1 基礎情報・被災リスク
  - 2-2 想定される進出経路・輸送主体
  - 2-3 広域輸送ルート図 大島・利島、新島・式根島・神津島
  - 2-4 各島別の活動展開図
    - 2-4-1 大島における活動展開図
    - 2-4-2 利島における活動展開図
    - 2-4-3 新島における活動展開図
    - 2-4-4 式根島における活動展開図
    - 2-4-5 神津島における活動展開図
  
- 3 伊豆諸島南部（三宅支庁管轄）の島しょ地域について
  - 3-1 基礎情報・被災リスク
  - 3-2 想定される進出経路・輸送主体
  - 3-3 広域輸送ルート図 三宅島・御蔵島
  - 3-4 各島別の活動展開図
    - 3-4-1 三宅島における活動展開図
    - 3-4-2 御蔵島における活動展開図
  
- 4 伊豆諸島南部（八丈支庁管轄）の島しょ地域について
  - 4-1 基礎情報・被災リスク
  - 4-2 想定される進出経路・輸送主体
  - 4-3 広域輸送ルート図 八丈島・青ヶ島
  - 4-4 各島別の活動展開図
    - 4-4-1 八丈島における活動展開図
    - 4-4-2 青ヶ島における活動展開図
  
- 5 小笠原諸島（小笠原支庁管轄）の島しょ地域について
  - 5-1 基礎情報・被災リスク
  - 5-2 想定される進出経路・輸送主体
  - 5-3 広域輸送ルート図 父島・母島
  - 5-4 各島別の活動展開図
    - 5-4-1 父島における活動展開図
    - 5-4-2 母島における活動展開図
  
- 6 海上輸送基地（東京港におけるふ頭）の情報

# 1 島しょ地域の被害と都による物資等輸送支援について

## 【島しょ地域への支援に係る基本的考え方】

- 大規模災害時における島しょ地域で必要となる生活支援物資、重機・資機材、燃料は、まずは各島内での備蓄及び調達により対応し、それでも不足する場合は、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し要請を行う。
- 離島への進出手段は、定期航路を持つ民間の輸送事業者を最大限に活用した物資輸送を速やかに行うとともに、輸送体制の複線化を図る。
- 各支庁管轄範囲の4地域区分を基本の支援活動単位として設定する。

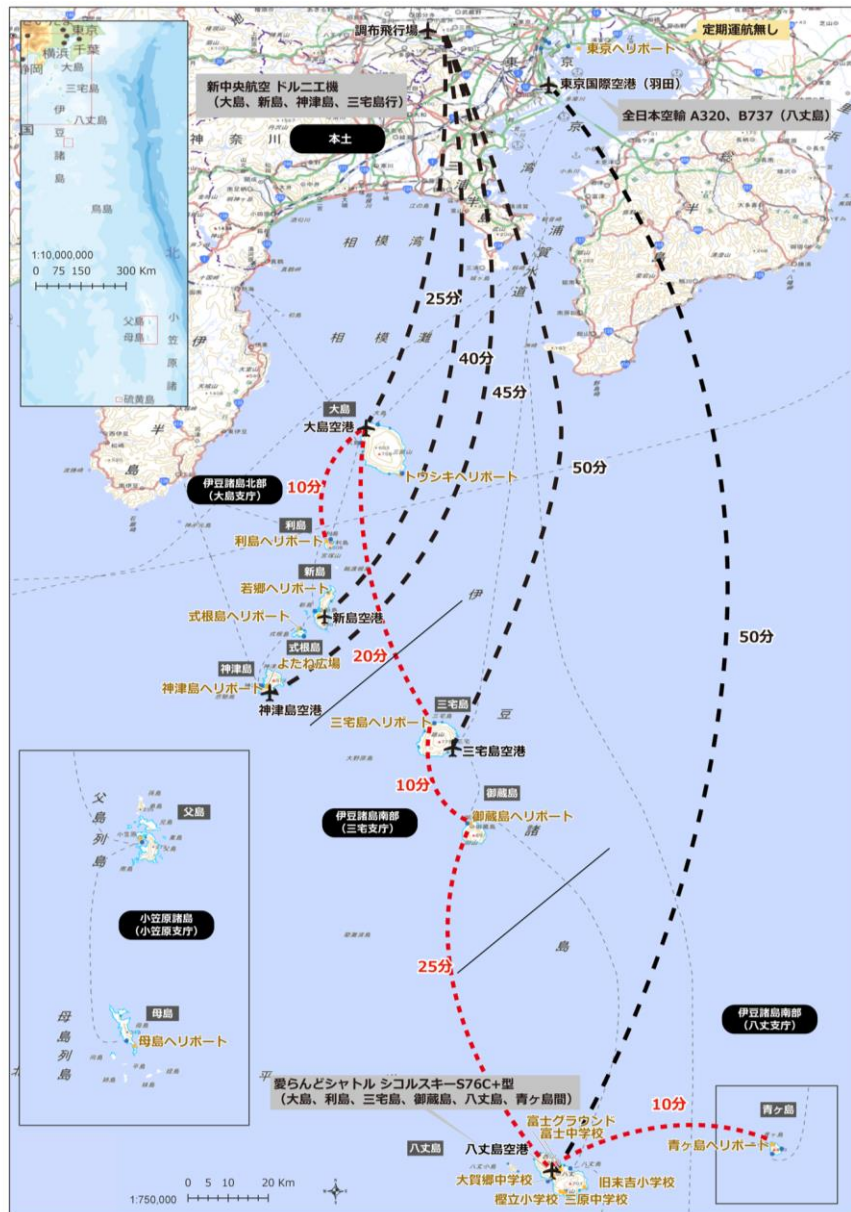
## 【平時の輸送ルート（航路）】



## 1-1 島しょ地域の地理的特徴

- 島しょ地域は、本土より約 120km 離れた大島から、約 1,026km 離れた母島までの伊豆諸島・小笠原諸島をさし、平時から民間事業者による航路、空路を主体とした人員・物資輸送が行われている。
- 空路拠点として、大島、新島、神津島、三宅島、八丈島には空港があり、本土から定期就航便が運航、災害時も輸送拠点として期待される。
- 伊豆諸島については、本土からの航空機以外にも、島しょ間でヘリコプター（東京愛らんどシャトル）が定期就航しており、島民等の重要な移動手段となっている。

### 【平時の輸送ルート（航空路）】



## 1-2 南海トラフ地震による島しょ地域の被害の概要

- 都被害想定における島しょ地域の最大震度は、震源に近い大島支庁管内の大島、利島、新島、式根島、神津島で5強の地域が多く分布する。人的・物的被害（死者数・全壊数）は新島が特に甚大と見込まれる。
- 津波到達時間は、大島支庁管内の島で到達時間が最短となり10～20分程度（式根島が最短で13.8分）、三宅・八丈支庁管内の島で20～40分程度、小笠原支庁管内の島で100～130分程度となっており、地域差があるのが特徴である。
- 大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、八丈島、父島、母島では、重要施設や居住地域が浸水想定区域内に立地し、特に新島、神津島、三宅島、父島では、発電所が浸水想定区域内に立地し、発災時に電源喪失及び長期停電の可能性がある。

町村名	島	南海トラフ地震による被災リスク（地震動・津波浸水）					重要施設や居住地域の浸水リスク
		想定震度（最大）	津波到達時間（分）※1	死者数（人）※2	負傷者数（人）※2	全壊数（棟）※3	
大島町	大島	99%以上が5強（一部6弱）	22.8	5	5	36	・居住地域が一部浸水 ・海水浴場が浸水
利島村	利島	98%以上が5強（一部6弱）	18.1	3	0	8	・海水浴場が浸水
新島村	新島	98%以上が5強（一部6弱）	16.1	815	18	777	・役場庁舎が浸水 ・支庁庁舎が浸水 ・居住地域が浸水 ・海水浴場が浸水 ・発電施設が浸水 ・診療所が浸水
	式根島	99%以上が5強（一部6弱）	13.8	9	0	16	・海水浴場が浸水
神津島村	神津島	98%以上が5強（一部6弱）	15.7	185	9	194	・支庁庁舎が浸水 ・居住地域が浸水 ・海水浴場が浸水 ・発電施設が浸水
三宅村	三宅島	99%以上が5弱（一部5強）	24.7	7	0	123	・居住地域が浸水 ・海水浴場が浸水 ・発電施設が浸水
御蔵島村	御蔵島	5弱	30.4	0	0	0	浸水区域内に分布無し
八丈町	八丈島	4以下	32.2	3	0	67	・居住地域が一部浸水 ・海水浴場が浸水
青ヶ島村	青ヶ島	4以下	36.0	0	0	0	浸水区域内に分布無し
小笠原村	父島	ほとんど揺れず（一部震度3以下）	102.5	6	1	187	・役場庁舎が浸水 ・支庁庁舎が一部浸水 ・居住地域が浸水 ・海水浴場が浸水 ・発電施設が浸水 ・ヘリポートが浸水 ・診療所が浸水
	母島	ほとんど揺れず（一部震度3以下）	107.7	3	0	44	・役場庁舎が浸水 ・居住地域が浸水 ・海水浴場が浸水

※1：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大津波高の到達時間

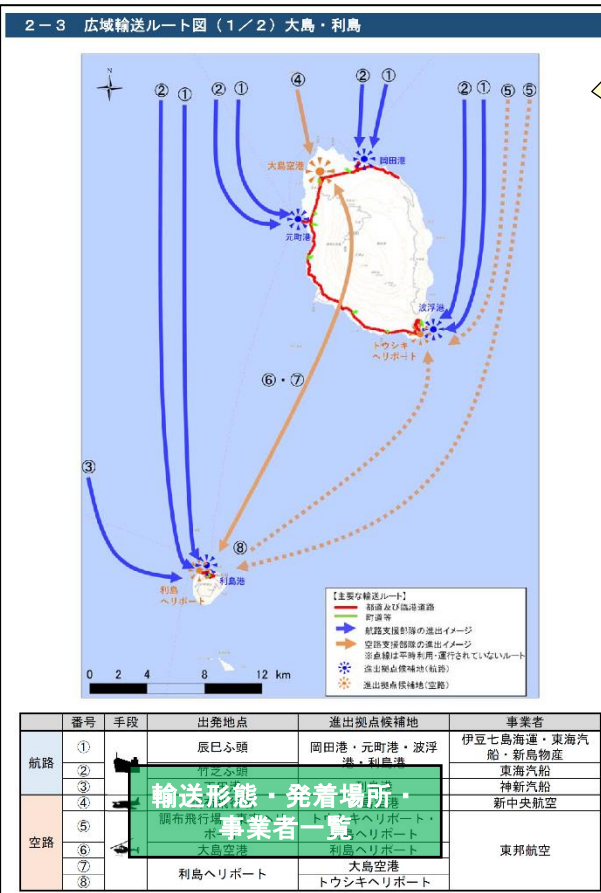
※2：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝、冬・昼のうちの各島の最大人数

※3：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大全壊棟数

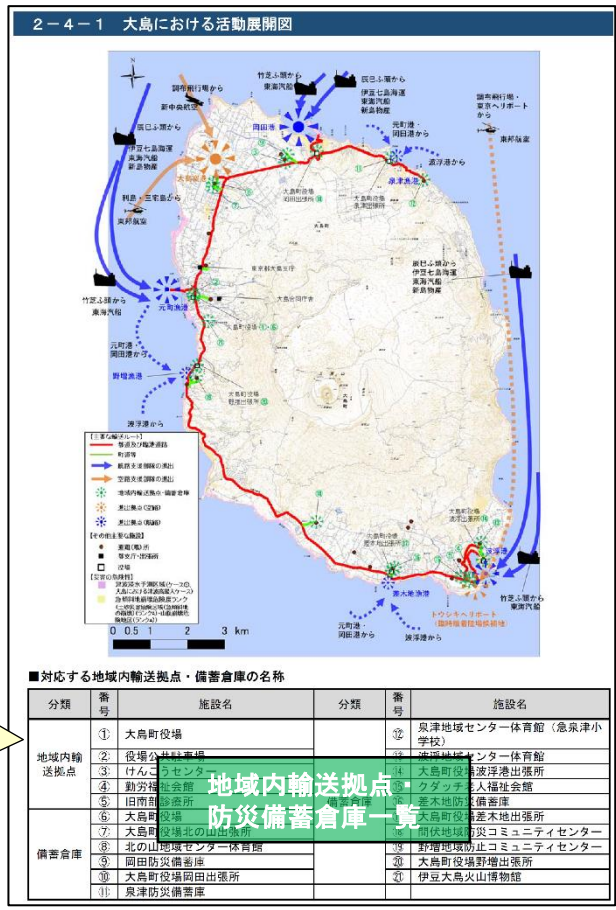
参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

# 1-3 2種類の活動展開図の作成

- 縮尺の異なる2段階の活動展開図（広域輸送ルート図・各島別の活動展開図）を作成し、活用を想定する航路空路の進出手段・経路を見える化した。
- 【広域輸送ルート図】は、支庁管轄エリアごとに本土から離島への進出手段に着目し、進出拠点候補や輸送形態、輸送事業者等を整理した。
- 【各島別の活動展開図】は、島内の輸送経路や輸送先に着目し、進出拠点候補地から地域内輸送拠点・備蓄倉庫までの輸送経路を整理した。また、津波浸水想定区域・急傾斜地崩壊等土砂災害リスクの高い区間も明示した。



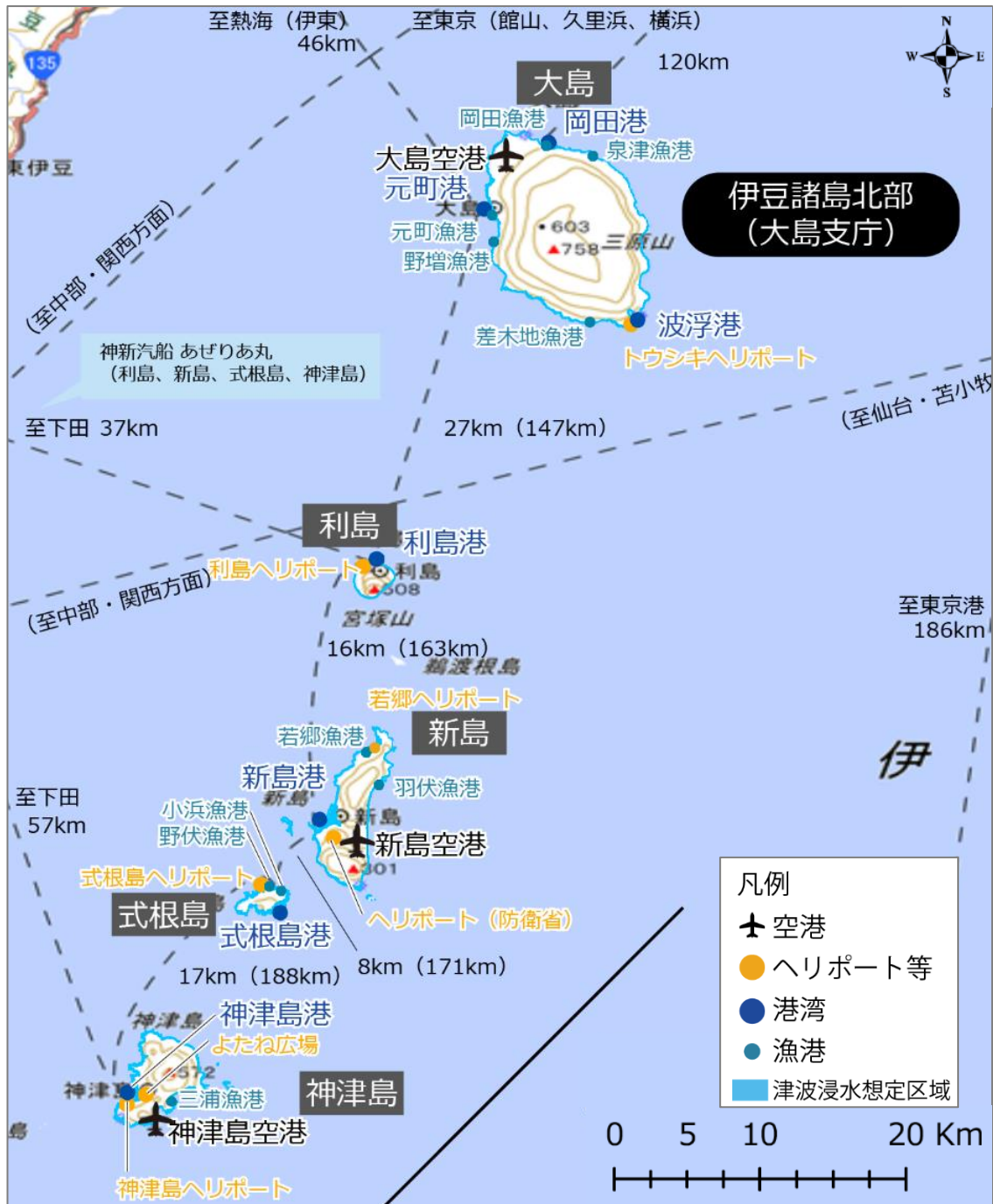
【広域輸送ルート図】  
各支庁管轄における、進出拠点候補地ごとの島外輸送経路、進出手段数や運航形態（平時利用・緊急時利用のみ）を整理・矢印で表現



【各島別の活動展開図】  
地域内輸送拠点の分布、輸送ルート表記により、内地から進出後の島内輸送イメージを可視化

## 2 伊豆諸島北部（大島支庁管轄）の島しょ地域について

- 伊豆諸島北部は、伊豆諸島で最も本土に近い大島支庁の管轄である。大島、利島、新島、式根島、神津島が管轄内に分布する。
- 大島、新島、神津島には空港が存在するため、本土からの移動手段として、航路のみならず、空路も選択可能である。



## 2-1 基礎情報・被災リスク（1/3）

- 各島における人口や面積等の基礎情報を示す。
- 利島、式根島には、本土から航空機が就航していない。平時において本土から空路でこれらの島に移動するには、最寄りの島からヘリコプターに乗り換える必要があり、時間と手間を要する。

町村名	島	1. 基礎情報				
		人口 (人) ※1	面積 (k m <sup>2</sup> )	本土からの距離・時間		
				東京からの 距離 (km)	航路 (最短)	空路 (直通)
大島町	大島	7,102 (7,998)	91.06	120	竹芝棧橋発 高速ジェット船 1時間45分 大型客船 6時間 (夜行船)	調布飛行場 新中央航空 約25分
利島村	利島	327 (416)	4.12	130	竹芝棧橋発 高速ジェット船 2時間25分 大型客船 7時間35分 (夜行船)	-
新島村	新島	1,967 (2,194)	23.91	150	竹芝棧橋発 高速ジェット船 2時間20分 大型客船 8時間30分 (夜行船)	調布飛行場 新中央航空 約40分
	式根島	474 (611)	3.92	154	竹芝棧橋発 高速ジェット船 2時間20分 大型客船 9時間 (夜行船)	-
神津島村	神津島	1,855 (1,938)	18.58	178	竹芝棧橋発 高速ジェット船 3時間5分 大型客船 9時間55分 (夜行船)	調布飛行場 新中央航空 約45分

※1：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝の人口（（ ）内は各ケースの冬・昼の人口）

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

東京の観光公式サイト GO TO TOKYO 島へのアクセス (<https://www.gotokyo.org/jp/plan/getting-around/going-to-islands/index.html?PHPSESSID=3dmj9dusggofusqt84i1noj75>)

## 2-1 基礎情報・被災リスク（2/3）

- 南海トラフ地震に伴う各島の被災リスクを示す。
- 大島支庁管内では、多くの地域で最大震度5強を示し、大島、利島、新島、神津島の一部で震度6弱が想定されている。
- 新島における人的・物的被害が特に甚大であり、災害発生から迅速な対応、支援が必要と考えられる。
- 新島は役場庁舎や支庁庁舎が浸水想定区域内に位置し、被災後の行政機能維持に課題が生じるおそれがある（津波警報等発表時は、職員も避難するため連絡が取れなくなる可能性がある等）。
- 新島と神津島では、発電施設が浸水想定区域内に位置することから、発災時に電源喪失及び長期停電の可能性がある。式根島は、新島より電気を送電しているため、新島の停電に伴い、式根島も停電するリスクを有している。

町村名	島	2. 被災リスク				
		想定震度（最大）	津波到達時間（分）※1	死者数（人）※2	負傷者数（人）※2	全壊数（棟）※3
大島町	大島	99%以上が5強 （一部6弱）	22.8	5	5	36
利島村	利島	98%以上が5強 （一部6弱）	19.1	3	0	8
新島村	新島	98%以上が5強 （一部6弱）	17.1	815	18	777
	式根島	99%以上が5強 （一部6弱）	13.8	9	0	16
神津島村	神津島	98%以上が5強 （一部6弱）	16.7	185	9	194

※1：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大津波高の到達時間

※2：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝、冬・昼のうちの各島の最大人数

※3：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大全壊棟数

町村名	島	2. 被災リスク							
		重要施設や居住地域の浸水 【凡例】●：あり、▲：一部あり、×：なし（想定浸水域外に施設は存在する）、 斜線：島内に施設自体が存在しない							
		役場庁舎	支庁庁舎	居住地域	海水浴場	発電施設	空港	ヘリポート	診療所
大島町	大島	×	×	▲	●	×	×	斜線	×
利島村	利島	×	斜線	×	●	×	斜線	×	×
新島村	新島	●	●	●	●	●	×	斜線	●
	式根島	×	斜線	×	●	斜線	斜線	×	×
神津島村	神津島	×	●	●	●	●	×	斜線	×

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

## 2-1 基礎情報・被災リスク (3/3)

- 港、空港及び災害時臨時離着陸場候補地の基礎情報を以下に示す。

### 【港の基礎情報】

島名	港名	区分	水深 (m)	延長 (m)	備考
大島	元町港	岸壁	-7.5	300	5,000t 級
			-6.0	160	500t 級
		物揚場	-3.0	50	小型船
	岡田港	岸壁	-7.5	150	5,000t 級
			-6.5	125	4,000t 級
			-5.0	110	500t 級
			-4.5	45	500t 級
	波浮港	岸壁	-6.5	135	4,000 t 級
		物揚場	-3.0	757	小型船
	元町漁港	岸壁	-3.0	187	小型船
	岡田漁港	岸壁	-3.0	284	小型船
野増漁港	岸壁	-3.0	140	小型船	
差木地漁港	岸壁	-3.0	111	小型船	
泉津漁港	岸壁	-3.0	90	小型船	
利島	利島港	岸壁	-7.5	450	5,000t 級
		岸壁	-6.0	80	500t 級
		物揚場	-3.0	137	小型船
新島	新島港	岸壁	-7.5	300	5,000t 級
		岸壁	-6.0	80	500t 級
		物揚場	-3.0	200	小型船
	若郷漁港	岸壁	-6.0	45	小型船
		岸壁	-4.5	51	小型船
		岸壁	-3.0	448	小型船
	羽伏漁港	岸壁	-7.5	155	5,000t 級
岸壁		-3.0	295	小型船	
式根島	式根島港	岸壁	-7.5	150	5,000t 級
		物揚場	-3.0	80	小型船
	野伏漁港	岸壁	-7.5	195	5,000t 級
		岸壁	-3.0	380	小型船
	小浜漁港	岸壁	-3.0	93	小型船
物揚場		-2.0	110	小型船	
神津島	神津島港	岸壁	-7.5	440	5,000t 級
		物揚場	-2.0~-3.0	617	小型船
	三浦漁港	岸壁	-7.5	155	5,000t 級
		岸壁	-5.0	150	500t 級
		岸壁	-3.0	766	小型船

【空港の基礎情報】

島名	空港名	内容	数値等
大島	大島空港	空港敷地面積	62ha
		滑走路	1,800m×45m
		駐機場	13 スポット
		ターミナルビル	—
		駐車場	233 台
新島	新島空港	空港敷地面積	18ha
		滑走路	800m×25m
		駐機場	3 スポット
		ターミナルビル	—
		駐車場	62 台
神津島	神津島空港	空港敷地面積	26ha
		滑走路	800m×25m
		駐機場	3 スポット
		ターミナルビル	—
		駐車場	44 台

【災害時臨時離着陸場候補地の基礎情報】

島名	施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況
大島	大島トウシキヘリポート	大島町	5,000	広場
	大島空港	大島町元町字北の山 270	81,000	飛行場
利島	利島ヘリポート	利島村	672	ヘリポート
新島	式根島臨時ヘリポート	新島村式根島 910	1,600	ヘリポート
	若郷臨時ヘリポート	新島村若郷字野原霞山 79 番	2,500	ヘリポート
	新島空港	新島村本村	20,000	飛行場
神津島	神津島臨時ヘリポート	神津島村字鷗穴 157	625	ヘリポート
	神津島空港	神津島村字金長	20,000	飛行場

## 2-2 想定される進出経路・輸送主体（1/2）海上

- 想定される航路による輸送主体・輸送経路（出発・到着地点）を示す。
- 利島、新島、式根島、神津島では、本土からの輸送出発地として、東京都（竹芝ふ頭・辰巳ふ頭）のほか静岡県（下田港）からの定期便も有しており、状況に応じた複数の輸送経路が想定される。
- 航路において、新島・式根島間では連絡船が定期就航しており、平時より島間の輸送を行っている。

町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体			
		海上輸送			
		輸送主体	経路		
出発地点	到着地点				
大島町	大島	さるびあ丸・橘丸（東海汽船）	竹芝ふ頭（横浜経由有）	岡田港（※1）・元町港・波浮港	
		貨物船（伊豆七島海運・東海汽船）	辰巳ふ頭		
		貨物船（新島物産）			
利島村	利島	さるびあ丸・橘丸（東海汽船）	竹芝ふ頭（横浜経由有）	利島港（※1）	
		貨物船（伊豆七島海運・東海汽船）	辰巳ふ頭		
		貨物船（新島物産）			
		フェリーあぜりあ（神新汽船）	下田港		
新島村	新島	さるびあ丸・橘丸（東海汽船）	竹芝ふ頭（横浜経由有）	新島港（※1）	
		貨物船（伊豆七島海運・東海汽船）	辰巳ふ頭		
		貨物船（新島物産）			
		フェリーあぜりあ（神新汽船）	下田港		
		連絡船にしき（新島村）	野伏漁港・式根島港		
	式根島	式根島	さるびあ丸・橘丸（東海汽船）	竹芝ふ頭（横浜経由有）	野伏漁港（※1）・式根島港
			貨物船（伊豆七島海運・東海汽船）	辰巳ふ頭	
			貨物船（新島物産）		
			フェリーあぜりあ（神新汽船）	下田港	
連絡船にしき（新島村）	新島港				
神津島村	神津島	さるびあ丸・橘丸（東海汽船）	竹芝ふ頭（横浜経由有）	神津島港（※1）・三浦漁港	
		貨物船（伊豆七島海運・東海汽船）	辰巳ふ頭		
		貨物船（新島物産）			
		フェリーあぜりあ（神新汽船）	下田港		

※1：緊急輸送用岸壁

## 2-2 想定される進出経路・輸送主体（2/2）航空

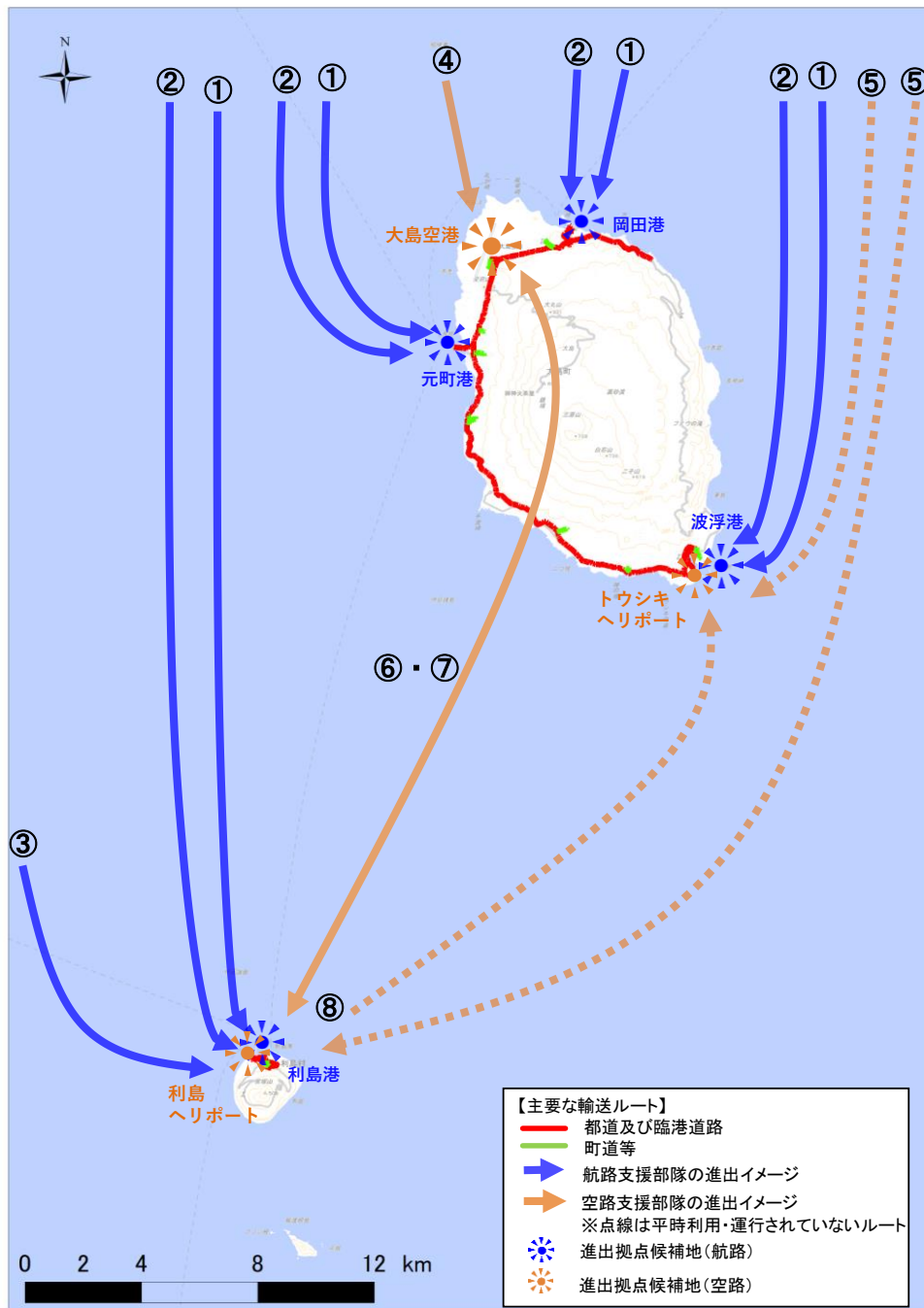
- 想定される空路による輸送主体・輸送経路（出発・到着地点）を示す。
- 航路において、大島・利島間では、ヘリコプター（東京愛らんどシャトル）が定期運航しており、平時より島間の移動を行っている。
- 大島空港を拠点に利島や三宅島にヘリコプターが運航しているが、新島・神津島では、調布飛行場からの航空機のみ運航、利島、式根島では、本土からの定期便はない。

町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体		
		航空輸送		
		輸送主体	経路	
出発地点	到着地点			
大島町	大島	ドルニエ機 （新中央航空）	調布飛行場	大島空港
		ヘリコプター （東邦航空）	利島／三宅島 （東京愛らんどシャトル）	
		ヘリコプター （東邦航空）	調布飛行場 利島／三宅島 （東京愛らんどシャトル）	トウシキヘリポート （※1）
利島村	利島	ヘリコプター （東邦航空）	大島空港 （東京愛らんどシャトル）	利島ヘリポート
		ヘリコプター （東邦航空）	調布飛行場／ 東京ヘリポート	利島ヘリポート（※1）
新島村	新島	ドルニエ機 （新中央航空）	調布飛行場	新島空港
		ヘリコプター （東邦航空）	調布飛行場	新島空港（※1） 若郷臨時ヘリポート （※1）
			東京ヘリポート	新島空港（※1） 若郷臨時ヘリポート （※1）
	式根島	ヘリコプター （東邦航空）	調布飛行場／ 東京ヘリポート	式根島臨時ヘリポート （※1）
	神津島村	神津島	ドルニエ機 （新中央航空）	調布飛行場
ヘリコプター （東京消防庁等を 想定）			調布飛行場	神津島空港（※1）
ヘリコプター （※2）			東京ヘリポート	

※1：平時利用・運行されていないルート

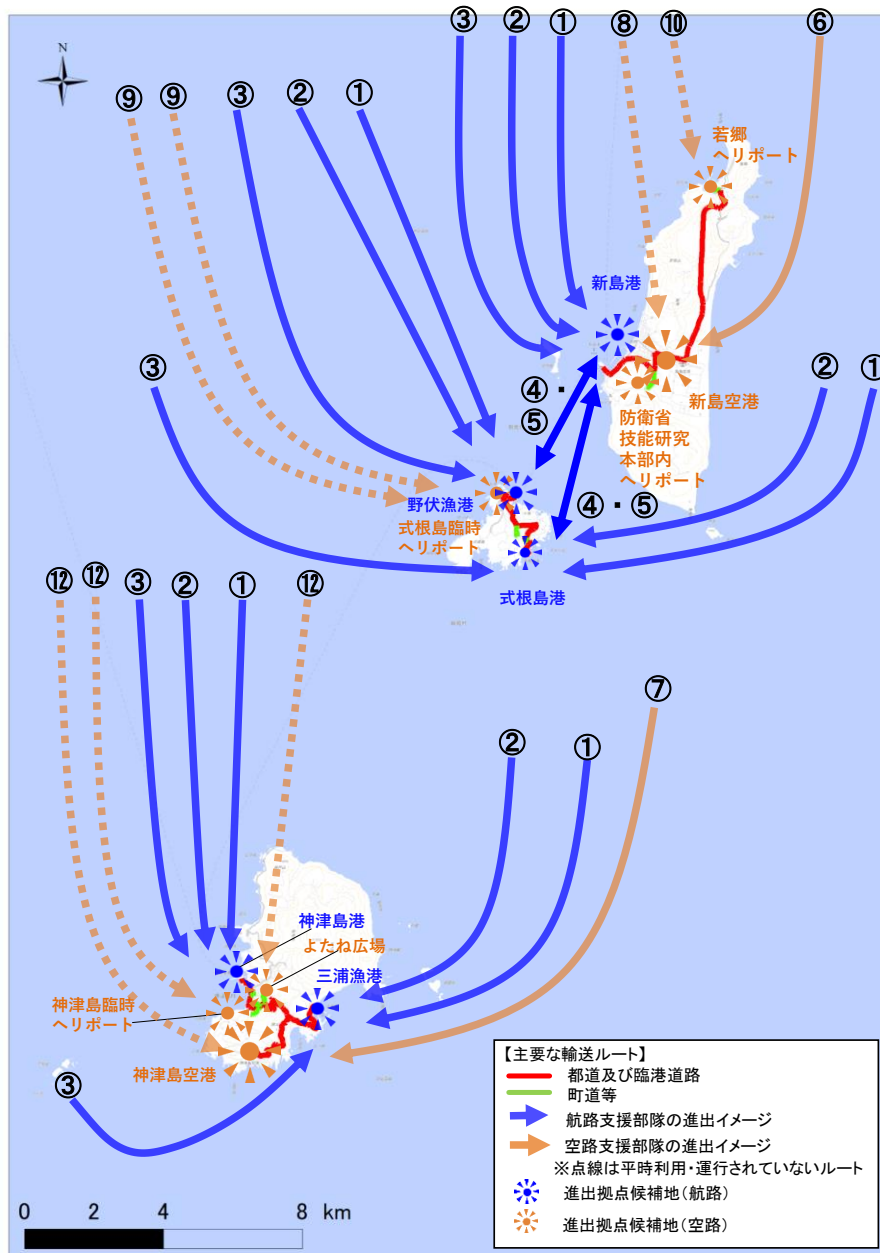
※2：発災時の状況に応じて救出救助機関等に要請

2-3 広域輸送ルート図 (1/2) 大島・利島



	番号	手段	出発地点	進出拠点候補地	事業者
航路	①		辰巳ふ頭	岡田港・元町港・ 波浮港・利島港	伊豆七島海運・東海汽船 船・新島物産
	②		竹芝ふ頭		
	③		下田港		
空路	④		調布飛行場	大島空港	新中央航空
	⑤		調布飛行場・ 東京ヘリポート	トウシキヘリポート・ 利島ヘリポート	東邦航空
	⑥		大島空港	利島ヘリポート	
	⑦		利島ヘリポート	大島空港	
	⑧		利島ヘリポート	トウシキヘリポート	

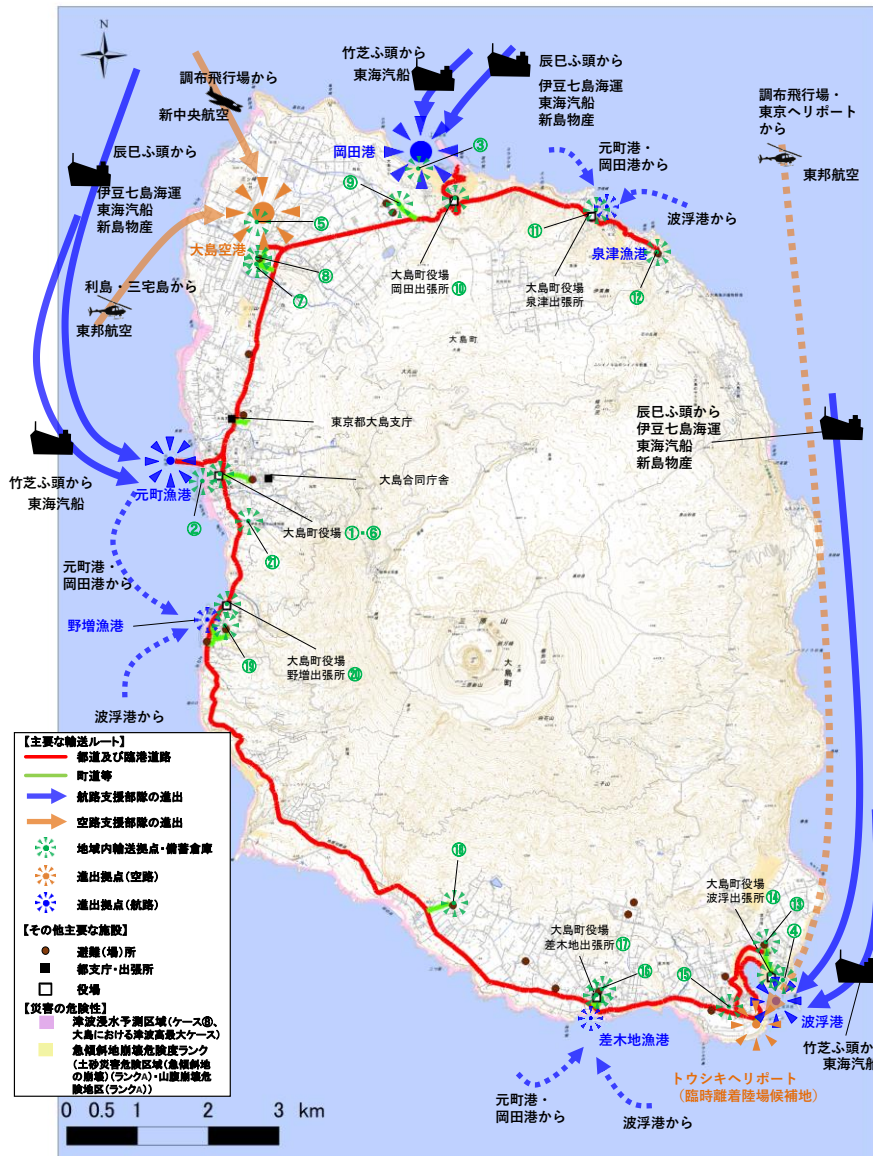
2-3 広域輸送ルート図 (2/2) 新島・式根島・神津島



	番号	手段	出発地点	進出拠点候補地	事業者
航路	①		辰巳ふ頭	新島港・野伏漁港・ 式根島港・神津島港・ 三浦漁港	伊豆七島海運・東海汽船・ 新島物産
	②		竹芝ふ頭		東海汽船
	③		下田港		神新汽船
	④		野伏漁港・式根島港	新島港	連絡船にしき (新島村)
	⑤		新島港	野伏漁港・式根島港	
空路	⑥		調布飛行場	新島空港	新中央航空
	⑦			神津島空港	
	⑧			新島空港	東邦航空
	⑨	式根島臨時ヘリポート			
	⑩	若郷ヘリポート			
	⑪	式根島臨時ヘリポート			
	⑫	東京ヘリポート	神津島空港・場外離着 陸場・よたね広場	(発災時の状況に応じて 救出救助機関等に要請)	

2-4 各島別の活動展開図

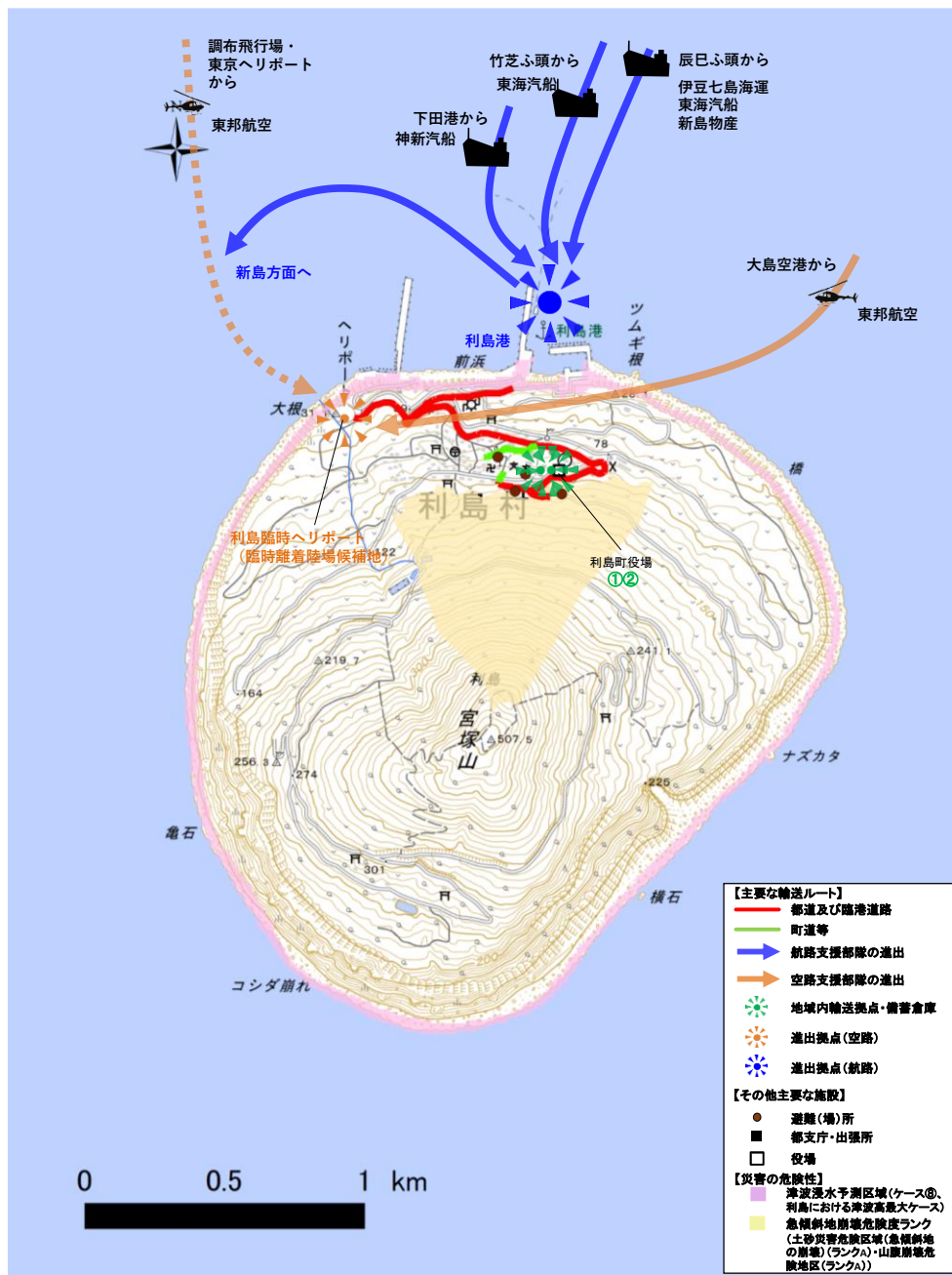
2-4-1 大島における活動展開図



【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名	分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	大島町役場	備蓄倉庫	⑫	泉津地域センター体育館（旧泉津小学校）
	②	元町港		⑬	波浮地域センター体育館
	③	岡田港		⑭	大島町役場波浮港出張所
	④	波浮港		⑮	クダッチ老人福祉会館
	⑤	大島空港		⑯	差木地防災備蓄庫
備蓄倉庫	⑥	大島町役場		⑰	大島町役場差木地出張所
	⑦	大島町役場北の山出張所		⑱	間伏地域防災コミュニティセンター
	⑧	北の山地域センター体育館		⑲	野増地域防災コミュニティセンター
	⑨	岡田防災備蓄庫		⑳	大島町役場野増出張所
	⑩	大島町役場岡田出張所		㉑	伊豆大島火山博物館
	⑪	泉津防災備蓄庫			

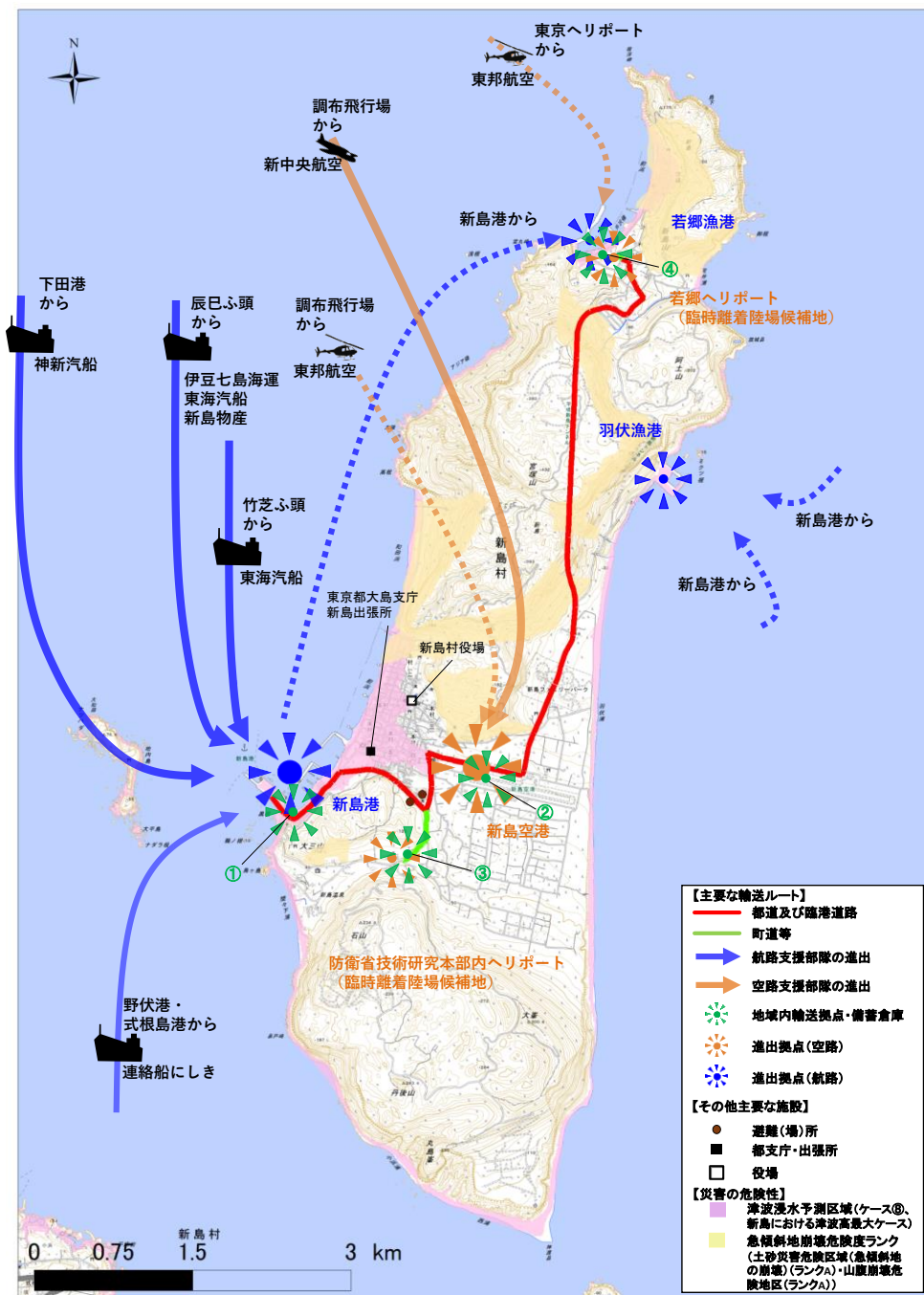
## 2-4-2 利島における活動展開図



【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	利島村役場
備蓄倉庫	②	利島村消防倉庫

## 2-4-3 新島における活動展開図

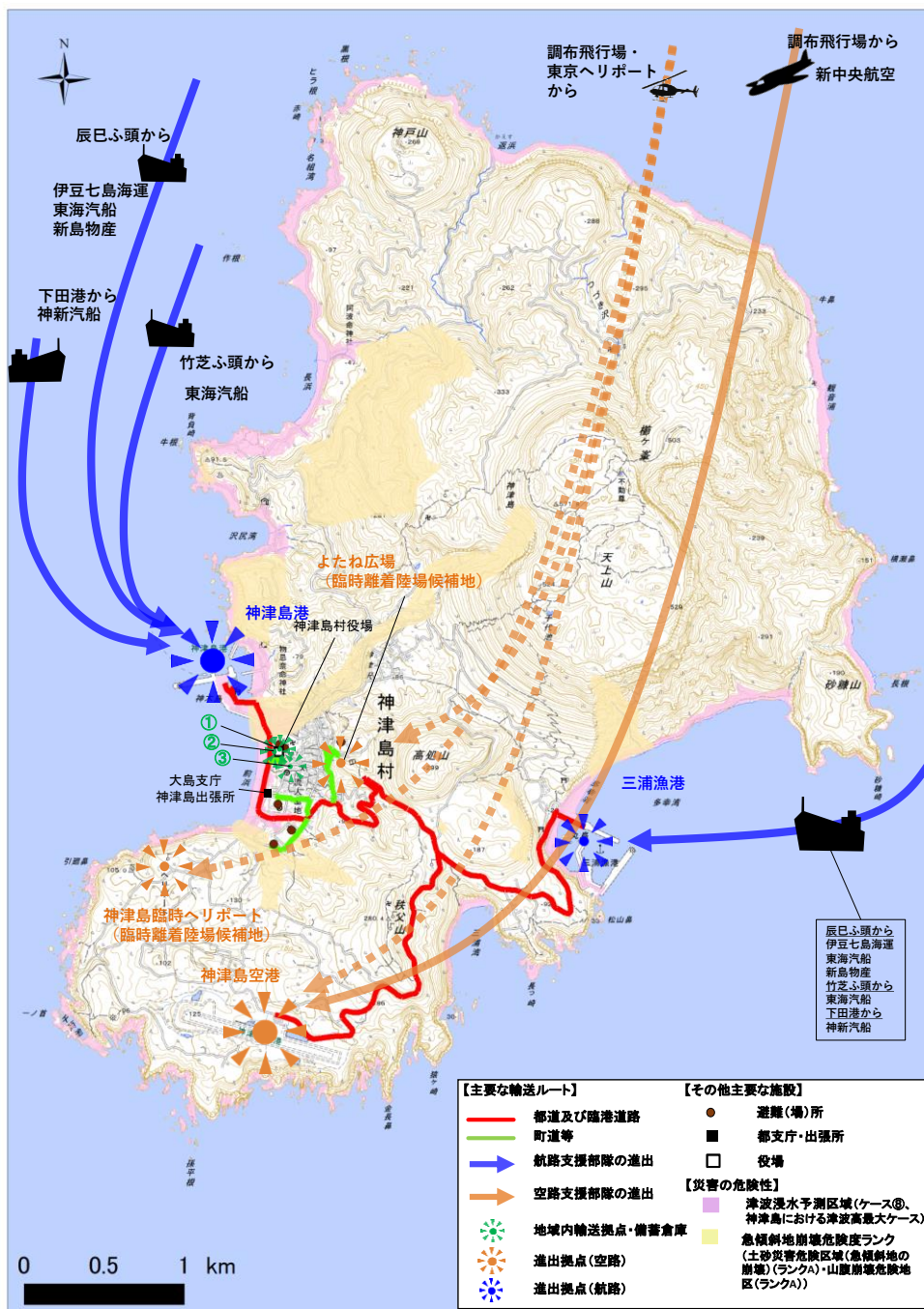


【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	新島港
	②	新島空港
備蓄倉庫	③	新島村防災備蓄倉庫
	④	若郷防災備蓄倉庫



## 2-4-5 神津島における活動展開図



### 【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	神津島村役場
備蓄倉庫	②	役場下詰所倉庫
	③	蛇沢倉庫

### 3 伊豆諸島南部（三宅支庁管轄）の島しょ地域

- 伊豆諸島南部は、三宅支庁管区と八丈支庁管区に分かれている。
- 三宅支庁管区には、三宅島、御蔵島が分布する。
- 三宅島には空港が存在するため、本土からの移動手段として、航路のみならず、空路も選択可能である。



### 3-1 基礎情報・被災リスク (1/2)

- 各島における人口や面積等の基礎情報、南海トラフ地震に伴う各島の被災リスクを示す。
- 御蔵島には、本土から航空機が就航していない。平時において本土から空路で移動するには、最寄りの島（三宅島）からヘリコプターに乗り換える必要があり、時間と手間を要する。
- 三宅島では、発電施設が浸水区域内に位置することから、発災時に電源喪失及び長期停電の可能性がある。
- 御蔵島では、重要施設や居住地域が浸水区域内に位置せず、浸水リスクは港や漁港周辺に留まる。

町村名	島	1. 基礎情報				
		人口 (人) ※1	面積 (k m <sup>2</sup> )	本土からの距離・時間		
				東京からの 距離 (km)	航路 (最短)	空路 (直通)
三宅村	三宅島	2,273 (2,574)	55.5	180	竹芝棧橋発 6時間30分 (夜行船)	調布飛行場 新中央航空 約50分
御蔵島村	御蔵島	323 (431)	20.58	200	竹芝棧橋発 7時間25分 (夜行船)	-

※1：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝の人口（（ ）内は各ケースの冬・昼の人口）

町村名	島	2. 被災リスク				
		想定震度 (最大)	津波到達 時間 (分) ※2	死者数 (人) ※3	負傷者数 (人) ※3	全壊数 (棟) ※4
三宅村	三宅島	99%以上が5弱 (一部5強)	24.7	7	0	123
御蔵島村	御蔵島	5弱	30.4	0	0	0

※2：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大津波高の到達時間

※3：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝、冬・昼のうちの各島の最大人数

※4：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大全壊棟数

町村名	島	2. 被災リスク							
		重要施設や居住地域の浸水 【凡例】●：あり、▲：一部あり、×：なし（想定浸水域外に施設は存在する）、 斜線：島内に施設自体が存在しない							
		役場庁 舎	支庁庁 舎	居住地 域	海水浴 場	発電施 設	空港	ヘリポート	診療所
三宅村	三宅島	×	×	●	●	●	×	斜線	×
御蔵島村	御蔵島	×	斜線	×	斜線	×	斜線	×	×

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

東京の観光公式サイト GO TO TOKYO 島へのアクセス (<https://www.gotokyo.org/jp/plan/getting-around/going-to-islands/index.html?PHPSESSID=3dmj9dusggofusqt84i1noj75>)

### 3-1 基礎情報・被災リスク（2/2）

- 港・空港及び災害時臨時離着陸場候補地の基礎情報を以下に示す。

#### 【港の基礎情報】

島名	港名	区分	水深（m）	延長（m）	備考
三宅島	三池港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
		岸壁	-6.0	80	500t級
	大久保港	物揚場	-3.0	30	休止中
	湯の浜漁港	岸壁	-3.0	210	小型船
		岸壁	-7.5	150	5,000t級
	伊ヶ谷漁港	物揚場～岸壁	-2.0～ -3.0	148	小型船
		大久保漁港	物揚場	-2.0	101
	坪田漁港	岸壁	-3.0	225	小型船
		物揚場	-2.0～ -2.5	210	小型船
	阿古漁港	岸壁	-7.5	150	5,000t級
岸壁		-5.0	120	小型船	
岸壁		-3.0	790	小型船	
御蔵島	御蔵島港	岸壁	-7.5	300	5,000t級
		物揚場	-3.0	162	小型船

#### 【空港の基礎情報】

島名	空港名	内容	数値等
三宅島	三宅島空港	空港敷地面積	29ha
		滑走路	1,200m×30m
		駐機場	6スポット
		ターミナルビル	－ ※仮設
		駐車場	53台

#### 【災害時臨時離着陸場候補地の基礎情報】

島名	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況
三宅島	三宅島空港	三宅島村坪田 1378	36,000	飛行場
御蔵島	御蔵島ヘリポート	御蔵島村字古入金	957	ヘリポート

### 3-2 想定される進出経路・輸送主体

- 想定される航路による輸送主体・輸送経路（出発・到着地点）を示す。
- 三宅島、御蔵島では、本土からの海上輸送出発地として、東京都（竹芝ふ頭・芝浦ふ頭・辰巳ふ頭）からの定期便のみ有している。
- 航路において、三宅島・御蔵島間では、ヘリコプター（東京愛らんどシャトル）が定期運航しており、平時より島間の移動を行っている。
- 三宅島は、本土からの定期便として調布飛行場からの航空機が運航しているが、御蔵島は、本土からの定期便はない。

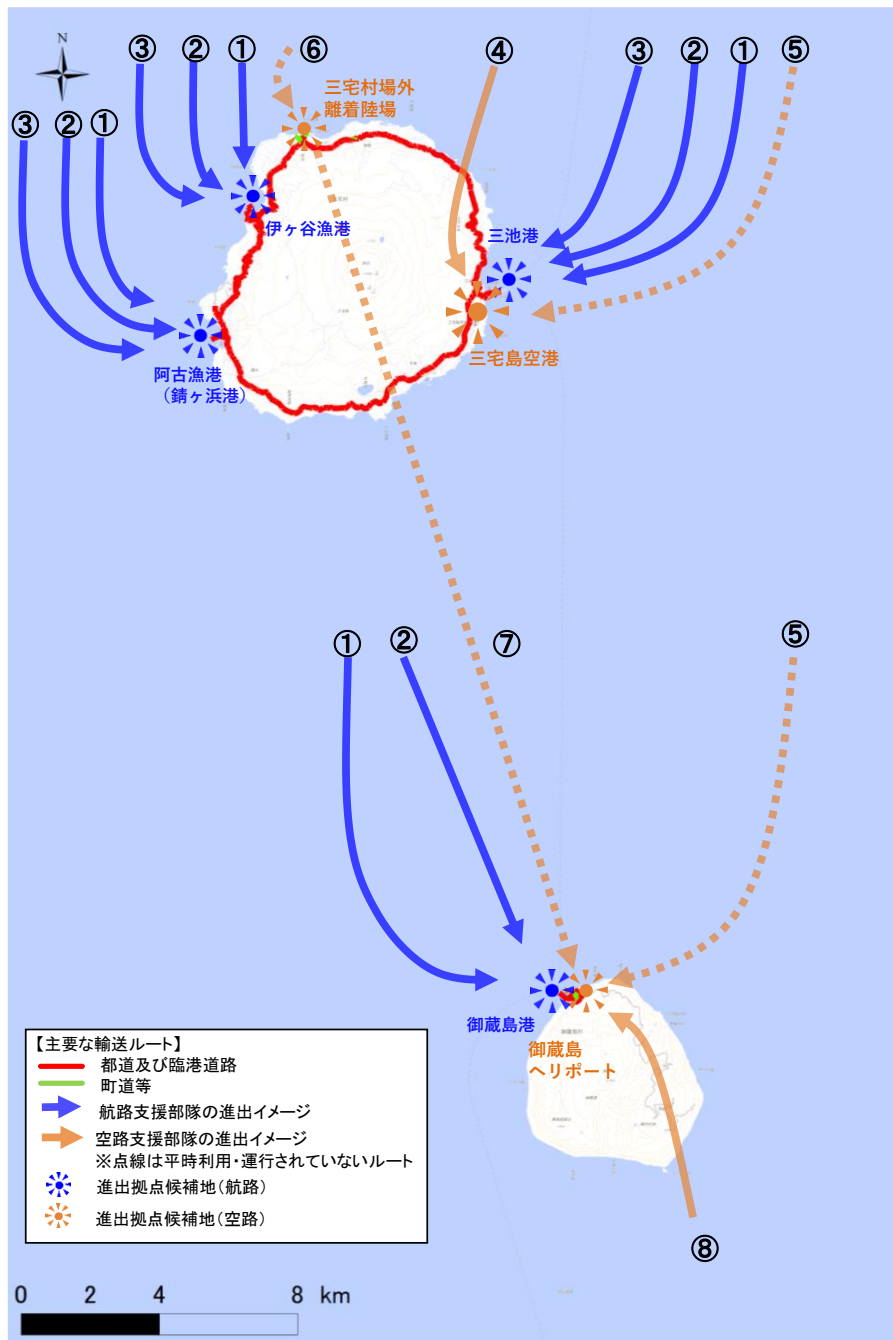
町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体		
		海上輸送		
		輸送主体	経路	
出発地点	到着地点			
三宅村	三宅島	さるびあ丸・橘丸 (東海汽船)	竹芝ふ頭	三池港、 阿古漁港(※1) (鏑ヶ浜港)、伊ヶ谷港
		貨物船 (伊豆七島海運・ 東海汽船)	芝浦ふ頭	
		貨物船(新島物産)	辰巳ふ頭	
御蔵島村	御蔵島	さるびあ丸・橘丸 (東海汽船)	竹芝ふ頭	御蔵島港(※1)
		貨物船 (東海汽船)	芝浦ふ頭	

町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体		
		航空輸送		
		輸送主体	経路	
出発地点	到着地点			
三宅村	三宅島	ドルニエ機 (新中央航空)	調布飛行場	三宅島空港
		ヘリコプター (東邦航空)	御蔵島・大島 (東京愛らんどシャトル)	三宅島空港
		ヘリコプター (東邦航空)	調布飛行場 東京ヘリポート	三宅島空港 (※2)
御蔵島村	御蔵島	ヘリコプター (東邦航空)	八丈島・三宅島 ヘリポート	御蔵島ヘリポート
		ヘリコプター (東邦航空)	調布飛行場/ 東京ヘリポート	御蔵島ヘリポート (※2)

※1：緊急輸送用岸壁

※2：平時利用・運行されていないルート

### 3-3 広域輸送ルート図 三宅島・御蔵島



	番号	手段	出発地点	進出拠点候補地	事業者
航路	①		竹芝ふ頭	三池港、阿古漁港（鏑ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港	東海汽船
	②		芝浦ふ頭	三池港、阿古漁港（鏑ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港、御蔵島港	伊豆七島海運・東海汽船
	③		辰巳ふ頭	三池港、阿古漁港（鏑ヶ浜港）、伊ヶ谷漁港	新島物産
空路	④		調布飛行場	三宅島空港	新中央航空
	⑤		調布飛行場、東京ヘリポート	三宅島空港、御蔵島ヘリポート	東邦航空
	⑥		三宅島ヘリポート	三宅島ヘリポート	
	⑦		三宅島ヘリポート	御蔵島ヘリポート	
	⑧		八丈島ヘリポート	御蔵島ヘリポート	

### 3-4 各島別の活動展開図

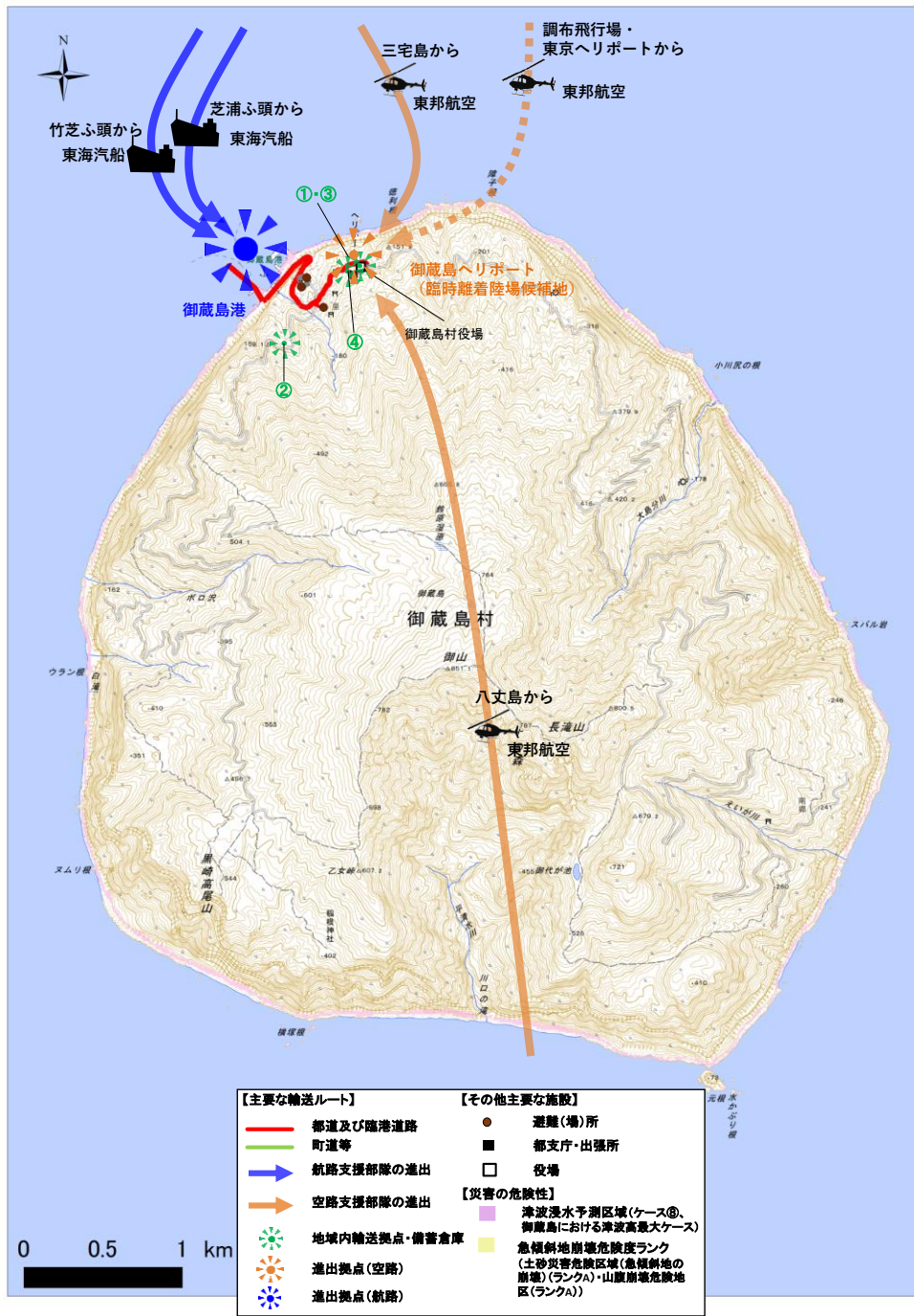
#### 3-4-1 三宅島における活動展開図



#### 【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	旧坪田小学校体育館
備蓄倉庫	②	旧三宅村役場本庁舎
	③	三宅村坪田福祉会館(旧坪田小学校)
	④	三宅村文化会館
	⑤	阿古体育館
	⑥	三宅村コミュニティセンター
	⑦	活動火山対策避難施設
	⑧	神着老人福祉会館

### 3-4-2 御蔵島における活動展開図

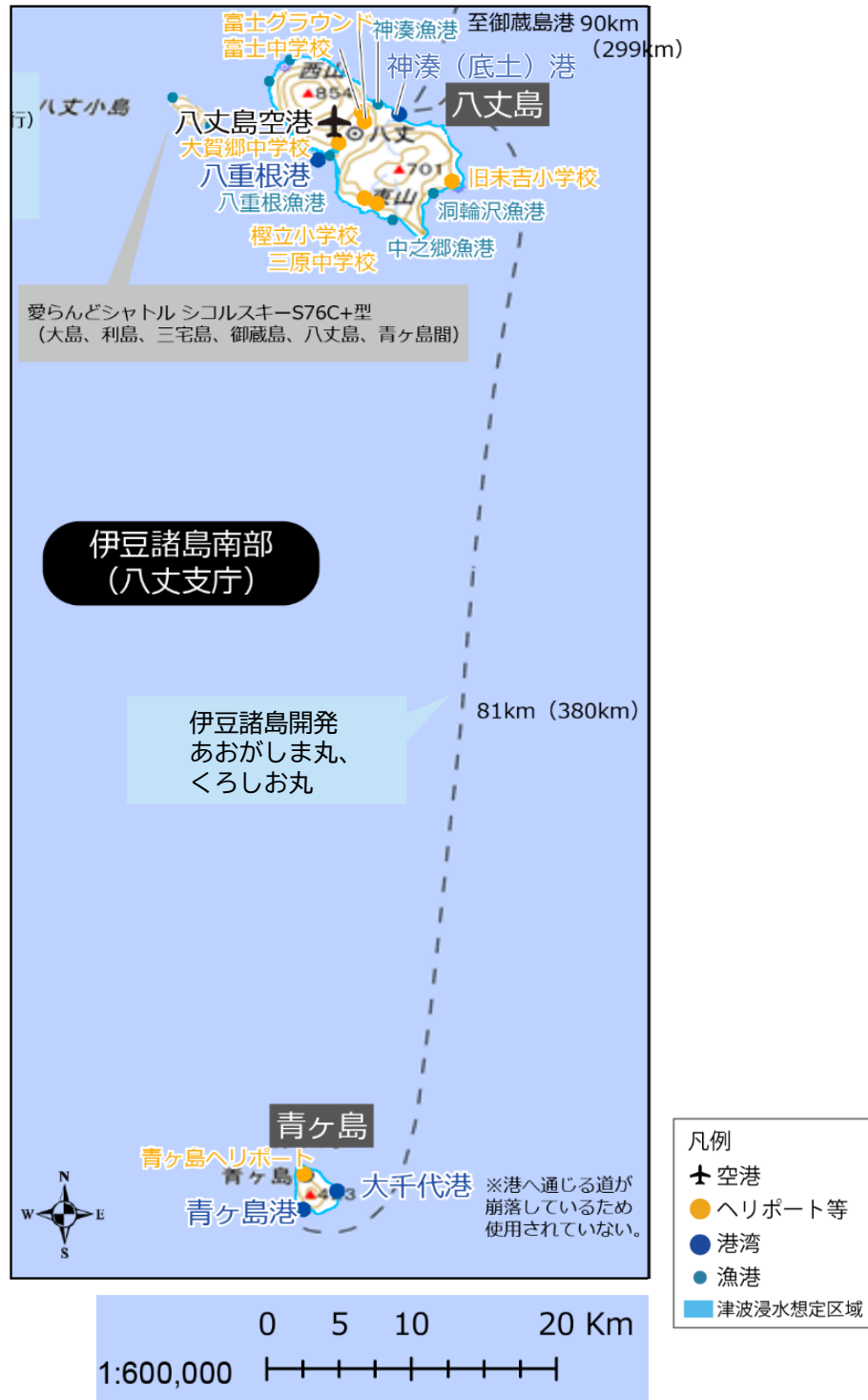


【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	御蔵島村役場
	②	西川防災倉庫
備蓄倉庫	③	御蔵島村産業センター(地階)
	④	御蔵島小中学校

#### 4 伊豆諸島南部（八丈支庁管轄）の島しょ地域について

- 伊豆諸島南部は、三宅支庁管区と八丈支庁管区に分かれている。
- 八丈支庁管区には、八丈島、青ヶ島が分布する。
- 八丈島には空港が存在するため、本土からの移動手段として、航路のみならず、空路も選択可能である。



## 4-1 基礎情報・被災リスク (1/2)

- 各島における人口や面積等の基礎情報、南海トラフ地震に伴う各島の被災リスクを示す。
- 青ヶ島には、本土から航空機が就航していない。平時において本土から空路でこれらの島に移動するには、最寄りの島（八丈島）からヘリコプターに乗り換える必要があり、時間と手間を要する。
- 八丈支庁管区では、最大震度4以下を示し、これは伊豆諸島における各島の震度想定の中で最も低い。
- 青ヶ島では、重要施設や居住地域が浸水区域内に位置せず、浸水リスクは港や漁港周辺に留まる。

町村名	島	1. 基礎情報				
		人口 (人) ※1	面積 (k m <sup>2</sup> )	本土からの距離・時間		
				東京からの 距離 (km)	航路 (最短)	空路 (直通)
八丈町	八丈島	7,042 (7,731)	72.62	286	竹芝棧橋発 10時間20分 (夜行船)	羽田空港 ANA 約50分
青ヶ島村	青ヶ島	169 (225)	5.98	358	八丈島発 約3時間	-

※1：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝の人口（（ ）内は各ケースの冬・昼の人口）

町村名	島	2. 被災リスク				
		想定震度 (最大)	津波到達 時間 (分) ※2	死者数 (人) ※3	負傷者数 (人) ※3	全壊数 (棟) ※4
八丈町	八丈島	4以下	32.2	3	0	67
青ヶ島村	青ヶ島	4以下	34.6	0	0	0

※2：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大津波高の到達時間

※3：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝、冬・昼のうちの各島の最大人数

※4：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大全壊棟数

町村名	島	2. 被災リスク							
		重要施設や居住地域の浸水 【凡例】●：あり、▲：一部あり、×：なし（想定浸水域外に施設は存在する）、 斜線：島内に施設自体が存在しない							
		役場庁 舎	支庁庁 舎	居住地 域	海水浴 場	発電施 設	空港	ヘリポート	診療所
八丈町	八丈島	×	×	▲	●	×	×	斜線	×
青ヶ島村	青ヶ島	×	斜線	×	斜線	×	斜線	×	×

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

東京の観光公式サイト GO TO TOKYO 島へのアクセス (<https://www.gotokyo.org/jp/plan/getting-around/going-to-islands/index.html?PHPSESSID=3dmj9dusggofusqt84i1noj75>)

## 4-1 基礎情報・被災リスク（2/2）

- 港、空港及び災害時臨時離発着陸場候補地の基礎情報を以下に示す。

### 【港の基礎情報】

島名	港名	区分	水深（m）	延長（m）	備考
八丈町	神湊港	岸壁	-7.5	150	5,000t 級
		岸壁	-6.0	160	500t 級
	八重根港	岸壁	-7.5	150	5,000t 級
		岸壁	-6.5	80	500t 級
	洞輪沢漁港	岸壁	-3.0	229	小型船
	中之郷漁港	岸壁	-3.0	105	小型船
	神湊漁港	岸壁	-5.0	105	小型船
		岸壁	-4.5	114	小型船
		岸壁	-3.0	809	小型船
八重根漁港	岸壁	-3.0	752	小型船	
青ヶ島村	青ヶ島港	岸壁	-3.0	54	小型船
	大千代港	岸壁	-3.0	50	小型船

### 【空港の基礎情報】

島名	空港名	内容	数値等
八丈町	八丈島空港	空港敷地面積	76ha
		滑走路	2,000m×45m
		駐機場	3スポット
		ターミナルビル	—
		駐車場	415台

### 【災害時臨時離発着場候補地の基礎情報】

島名	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況
八丈島	八丈島空港	八丈町大賀郷 2839-2	90,000	飛行場
	富士中学校	八丈町三根 4655	—	小中校庭
	富士野球場	八丈町三根	—	小中校庭
	大賀郷中学校	八丈町大賀郷 3073	—	小中校庭
	三原中学校	八丈町中之郷 2474	—	小中校庭
	末吉運動場	八丈町末吉 2648	—	グラウンド（公共等）
	樫立運動場	八丈町	—	グラウンド（公共等）
青ヶ島	青ヶ島臨時ヘリポート	青ヶ島村	—	ヘリポート

## 4-2 想定される進出経路・輸送主体

- 想定される航路による輸送主体・輸送経路（出発・到着地点）を示す。
- 八丈島、青ヶ島では、本土からの海上輸送出発地として、東京都（竹芝ふ頭・芝浦ふ頭）からの定期便のみ有している。
- 航路において、青ヶ島は、八丈島より貨客船が定期就航しており、平時より島間の輸送を行っている。
- 航路において、八丈島・青ヶ島間では、ヘリコプター（東京愛らんどシャトル）が定期運航しており、平時より島間の移動を行っている。
- 八丈島は、本土からの定期便として羽田空港からの航空機が運航しているが、青ヶ島は、本土からの定期便は有さず、緊急時のみヘリコプターが運航する。

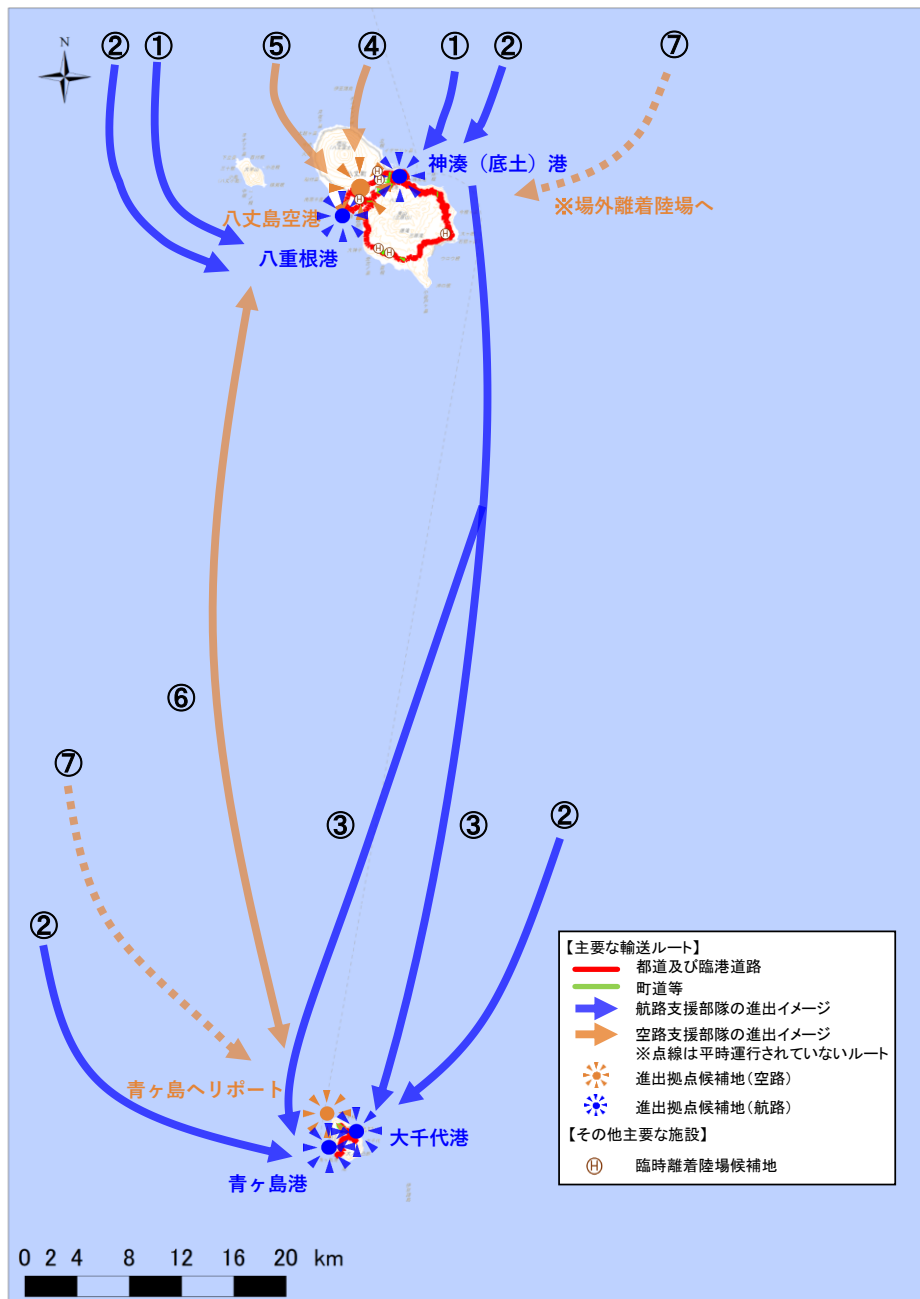
町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体		
		海上輸送		
		輸送主体	経路	
出発地点	到着地点			
八丈町	八丈島	さるびあ丸・橘丸 （東海汽船）	竹芝ふ頭	神湊（底土）港（※1）、 八重根港（※1）
		貨物船 （東海汽船）	芝浦ふ頭	
青ヶ島村	青ヶ島	あおがしま丸・ くろしお丸 （伊豆諸島開発）	神湊（底土）港	青ヶ島港（※1）、 大千代港
		貨物船 （東海汽船）	芝浦ふ頭	

町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体		
		航空輸送		
		輸送主体	経路	
出発地点	到着地点			
八丈町	八丈島	A320・B787-700 （全日本空輸）	羽田空港	八丈島空港
		ヘリコプター （東邦航空）	御蔵島／青ヶ島 （東京愛らんどシャトル）	
		ヘリコプター （東邦航空）	調布飛行場／ 東京ヘリポート	場外離着陸場候補地 （※2）
青ヶ島村	青ヶ島	ヘリコプター （東邦航空）	八丈島空港	青ヶ島ヘリポート
		ヘリコプター （東邦航空）	調布飛行場／ 東京ヘリポート	青ヶ島ヘリポート（※2）

※1：緊急輸送用岸壁

※2：平時利用・運行されていないルート

### 4-3 広域輸送ルート図 八丈島・青ヶ島



	番号	手段	出発地点	進出拠点候補地	事業者
航路	①	船	竹芝ふ頭	神湊（底土）港、八重根港	東海汽船
	②		芝浦ふ頭	神湊（底土）港、八重根港、青ヶ島港、大千代港	
	③		神湊（底土）港	青ヶ島港、大千代港	伊豆諸島開発 全日本空輸
空路	④	機	羽田空港	八丈島空港	東邦航空
	⑤		御蔵島ヘリポート		
	⑥		青ヶ島ヘリポート		
	⑦	ヘリ	調布飛行場／東京ヘリポート	八丈島場外離発着場候補地（富士中学校、富士野球場、大賀郷中学校、榎立運動場、三原中学校、末吉運動場）、青ヶ島ヘリポート	

## 4-4 各島別の活動展開図

### 4-4-1 八丈島における活動展開図



【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名	分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	八丈町役場	備蓄倉庫	⑩	檜立公民館
備蓄倉庫	②	三根公民館		⑪	檜立屋外運動場
	③	三根小学校		⑫	中之郷屋内運動場
	④	富士中学校		⑬	三原小学校
	⑤	八丈町役場防災倉庫		⑭	三原中学校
	⑥	大賀郷公民館		⑮	あおぞら保育園
	⑦	大賀郷中学校		⑯	末吉屋内運動場
	⑧	八丈高等学校		⑰	洞輪沢コンテナ倉庫
	⑨	八丈島空港ターミナルビル			

## 4-4-2 青ヶ島における活動展開図



【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	青ヶ島村役場
備蓄倉庫	②	青ヶ島小中学校

## 5 小笠原諸島（小笠原支庁管轄）の島しょ地域について

- 小笠原諸島は、本土から約 1,000 km 南に位置する島々であり、その中で一般人が居住している島は父島と母島だけである。
- 主に父島、母島が管轄内に分布する。
- 父島、母島には空港が存在しないため、本土からの移動手段として、平時は航路での移動を行う。



## 5-1 基礎情報・被災リスク (1/2)

- 各島における人口や面積等の基礎情報や南海トラフ地震に伴う各島の被災リスクを示す。
- 父島・母島には、空港が存在しないため、平時は船舶による移動主体のみとなるため、多くの時間を要する。
- 父島・母島は役場庁舎や支庁庁舎が浸水想定区域内に位置し、被災後の行政機能維持に課題が生じるおそれがある（津波警報等発表時は、職員も避難するため連絡が取れなくなる可能性がある等）。
- 父島は、発電所が浸水区域内に位置することから、発災時に電源喪失及び長期停電の可能性はある。

町村名	島	1. 基礎情報				
		人口 (人) ※1	面積 (k m <sup>2</sup> )	本土からの距離・時間		
				東京からの 距離 (km)	航路 (最短)	空路 (直通)
小笠原村	父島	2,114 (2,530)	23.8	984	竹芝棧橋発 約24時間	-
	母島	447 (464)	20.21	1,026	父島発 約2時間	-

※1：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝の人口（（ ）内は各ケースの冬・昼の人口）

町村名	島	2. 被災リスク				
		想定震度 (最大)	津波到達 時間 (分) ※2	死者数 (人) ※3	負傷者数 (人) ※3	全壊数 (棟) ※4
小笠原村	父島	ほとんど揺れず (一部震度3以下)	126.2	6	1	187
	母島	ほとんど揺れず (一部震度3以下)	107.8	3	0	44

※2：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大津波高の到達時間

※3：ケース①②⑤⑥⑧の冬・早朝、冬・昼のうちの各島の最大人数

※4：ケース①②⑤⑥⑧のうちの各島の最大全壊棟数

町村名	島	2. 被災リスク							
		重要施設や居住地域の浸水 【凡例】●：あり、▲：一部あり、×：なし（想定浸水域外に施設は存在する）、 斜線：島内に施設自体が存在しない							
		役場庁 舎	支庁庁 舎	居住地 域	海水浴 場	発電施 設	空港	ヘリポート	診療所
小笠原村	父島	●	▲	●	●	●	斜線	●	▲
	母島	●	×	●	●	×	斜線	×	×

参考：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）

東京の観光公式サイト GO TO TOKYO 島へのアクセス (<https://www.gotokyo.org/jp/plan/getting-around/going-to-islands/index.html?PHPSESSID=3dmj9dusggofusqt84i1noj75>)

## 5-1 基礎情報・被災リスク（2/2）

- 港及び災害時臨時離発着陸場候補地の基礎情報を以下に示す。

### 【港の基礎情報】

島名	港名	区分	水深（m）	延長（m）	備考
父島	二見港	岸壁	-7.5	200	10,000t 級
		岸壁	-5.0	140	500t 級
		物揚場	-3.0	130	小型船
	二見漁港	岸壁	-4.5	90	小型船
		物揚場～岸壁	-2.0～ -4.0	627	小型船
母島	沖港	岸壁	-4.5	180	500t 級
		物揚場	-3.0	363	小型船

### 【災害時臨時離発着陸場候補地の基礎情報】

島名	施設名	所在地	確保面積（㎡）	現況
父島	小笠原高等学校グラウンド	小笠原村父島字清瀬	4,950	高校グラウンド
	小笠原村小中学校グラウンド	小笠原村父島字宮之浜	2,064	小中校庭
	奥村運動場	小笠原村父島字奥村	9,100	グラウンド（公共等）
母島	母島臨時ヘリポート	小笠原村母島		ヘリポート
	母島小中学校グラウンド	小笠原村母島字元地	4,225	小中校庭
	評議平グラウンド	小笠原村母島字評議平	4,800	グラウンド（公共等）

## 5-2 想定される進出経路・輸送主体

- 想定される航路による輸送主体・輸送経路（出発・到着地点）を示す。
- 父島、母島では、本土からの海上輸送出発地として、東京都（竹芝ふ頭・月島ふ頭）からの定期便のみ有している。
- 航路において、母島は、父島より貨客船が定期就航しており、平時より島間の輸送を行っている。
- 父島、母島には、本土から航空機が就航していない。平時において本土から空路で移動するには、最寄りの島（硫黄島）からヘリコプターに乗り換える必要があり、時間と手間を要する。

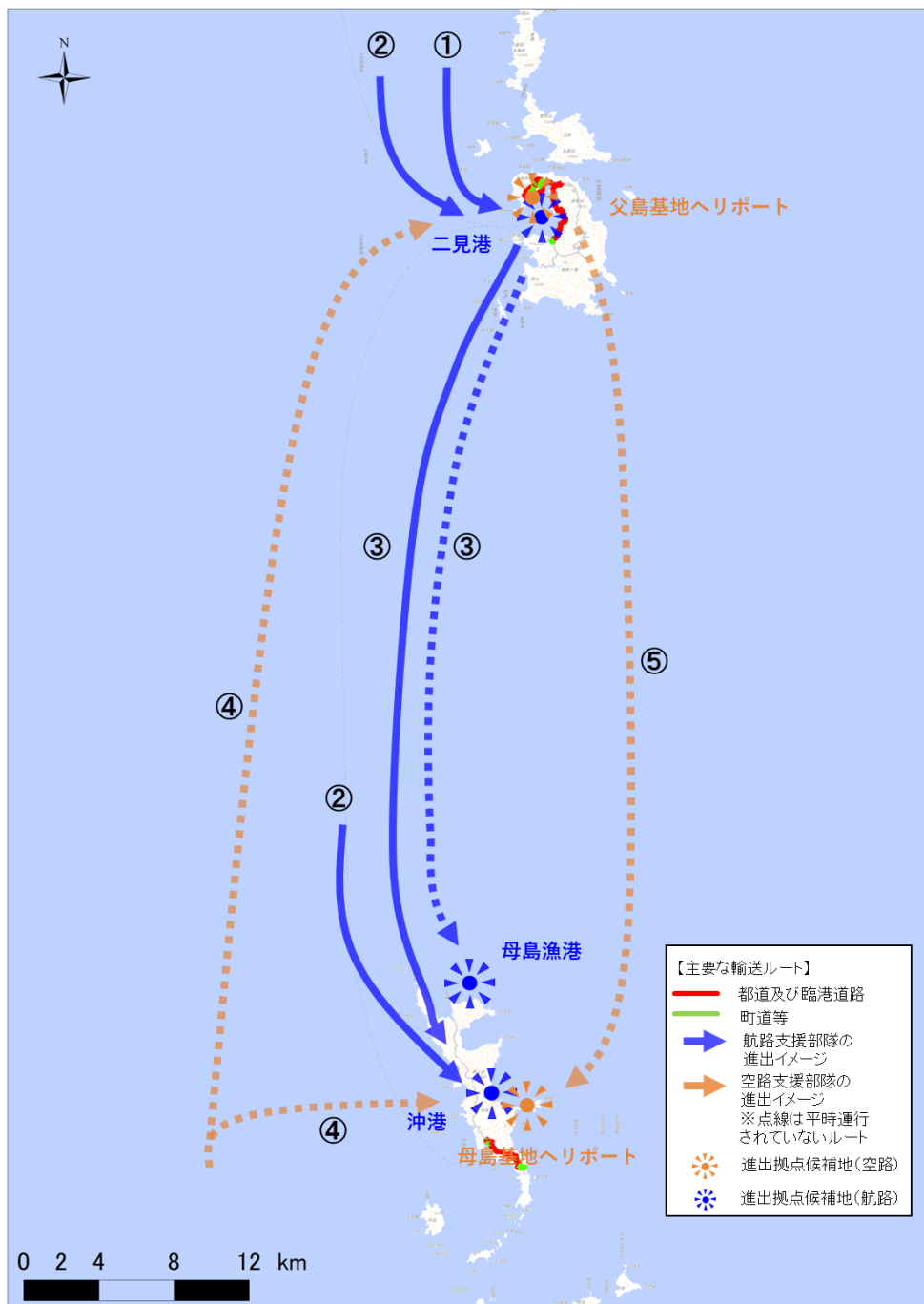
町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体		
		海上輸送		
		輸送主体	経路	
出発地点	到着地点			
小笠原村	父島	おがさわら丸 (小笠原海運)	竹芝ふ頭	二見港 (※1)
		貨物船 (共勝丸)	月島ふ頭	
	母島	ははじ丸、 くろしお丸 (伊豆諸島開発)	父島 (二見港)	沖港 (※1)
		貨物船 (共勝丸)	月島ふ頭	
		ははじ丸、 くろしお丸 (伊豆諸島開発)	父島 (二見港)	母島漁港 (東港)

町村名	島	3. 想定される進出手段・経路、輸送主体		
		航空輸送		
		輸送主体	経路	
出発地点	到着地点			
小笠原村	父島	自衛隊を想定	硫黄島航空基地	父島基地ヘリポート (※2)
	母島	同上	硫黄島航空基地 父島基地ヘリポート	母島ヘリポート (中ノ平) (※2)

※1：緊急輸送用岸壁

※2：平時利用・運行されていないルート

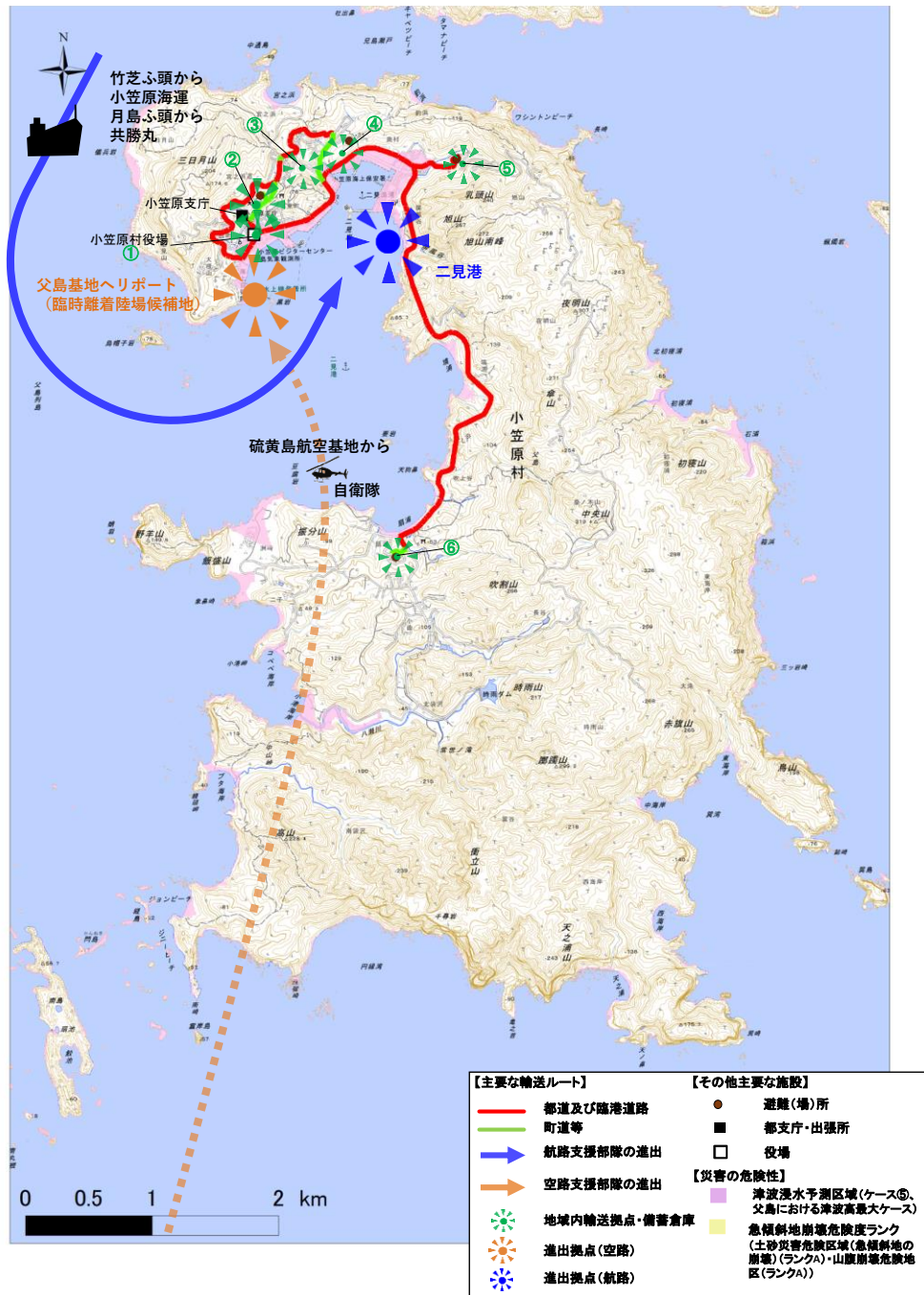
### 5-3 広域輸送ルート図 父島・母島



	番号	手段	出発地点	進出拠点候補地	事業者
航路	①	[貨物船]	竹芝ふ頭	二見港	小笠原海運
	②		月島ふ頭	二見港、沖港	共勝丸
	③	二見港	母島漁港、沖港	伊豆諸島開発	
	④	[ヘリコプター]	硫黄島航空基地	父島基地ヘリポート、 母島ヘリポート	自衛隊
	⑤		父島基地ヘリポート	母島ヘリポート	

## 5-4 各島別の活動展開図

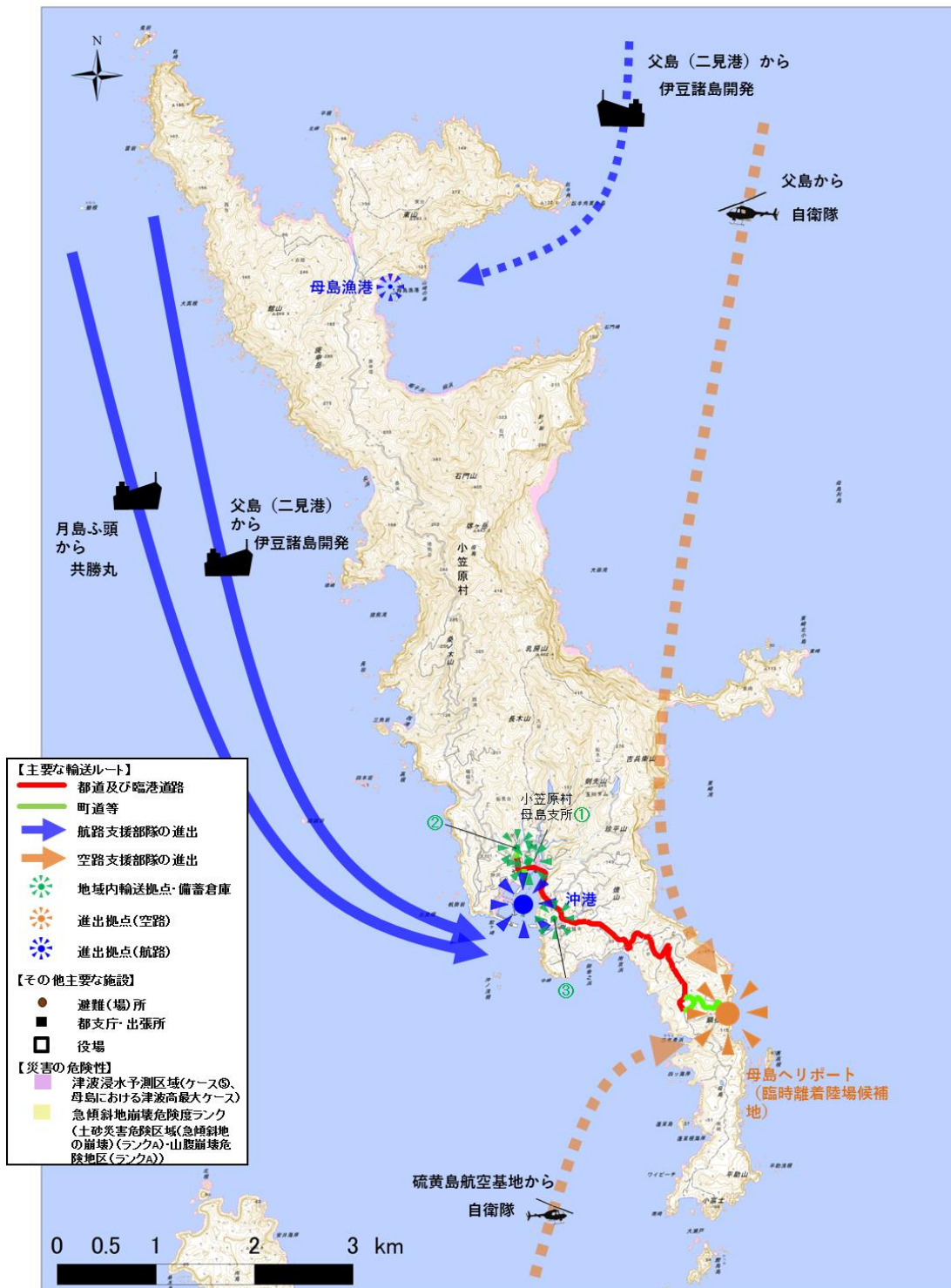
### 5-4-1 父島における活動展開図



【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	小笠原村役場
備蓄倉庫	②	小笠原村小中学校防災倉庫
	③	小笠原村診療所防災倉庫
	④	小笠原高等学校防災倉庫
	⑤	奥村交流センター
	⑥	扇浦交流センター

## 5-4-2 母島における活動展開図



【対応する地域内輸送拠点・備蓄倉庫の名称】

分類	番号	施設名
地域内輸送拠点	①	小笠原村母島支所
備蓄倉庫	②	母島診療所防災倉庫
	③	評議平グラウンド

## 6 海上輸送基地（東京港におけるふ頭）の情報

- 島しょ地域への支援において輸送の拠点となる東京港の各ふ頭の基礎情報を示す。

No.	施設名称	所在地	水深 (m)	対象船舶 (DWT)	バース		備考
					数	延長 (m)	
①	大井食品ふ頭	大田区東海 5・6丁目	-11.0	15,000	2	380	うち海上輸送基地2バース (耐震強化岸壁：既設)
②	芝浦ふ頭	港区海岸3 丁目	-7.5	5,000	6	780	うち海上輸送基地5バース (耐震強化岸壁：既設)
③	辰巳ふ頭	江東区辰巳 3丁目	-5.0	1,000	13	1,040	うち海上輸送基地2バース (耐震強化岸壁：既設)
④	10号地その1 多目的ふ頭	江東区有明 3丁目	-7.5	5,000GT	1	180	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：既設)
⑤	品川ふ頭（内 貿、コンテ ナ）	港区港南5 丁目、品川 区東品川5 丁目	-8.0 ～ -10.0	6,000～ 15,000	9	1,600	うち海上輸送基地5バース (耐震強化岸壁：既設2バー ス、事業中1バース、計画2 バース)
⑥	中央防波堤内 側内貿ふ頭	江東区海の 森2丁目	-9.0	12,000GT	2	460	うち海上輸送基地2バース (耐震強化岸壁：既設)
⑦	晴海ふ頭	中央区晴海 5丁目	-10.0	20,000GT	2	456	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：計画)
⑧	竹芝ふ頭	港区海岸1 丁目	-7.5	5,000	3	465	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：計画)
⑨	10号地ふ頭	江東区有明 4丁目	-7.5	5,000	11	1,500	うち海上輸送基地6バース (耐震強化岸壁：事業中2バー ス、計画4バース)
⑩	日の出ふ頭	港区海岸2 丁目	-6.7	3,000	6	564	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：計画)
⑪	フェリーふ頭	江東区有明 4丁目	-7.5 ～ -8.5	6,000 ～ 16,000GT	4	876	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：事業中)
⑫	東京国際クル ーズふ頭	江東区青海 2丁目地先	-11.5	230,000GT	1	430	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：既設)
⑬	大井コンテナ ふ頭	品川区八潮 2丁目	-15.0	50,000	7	2,354	うち海上輸送基地7バース (耐震強化岸壁：既設3バー ス、計画4バース)
⑭	中央防波堤外 側コンテナふ 頭	中央防波堤 外側埋立地	-16.0	150,000	1	400	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：既設)
			-11.0	20,000	1	230	うち海上輸送基地1バース (耐震強化岸壁：計画)
⑮	青海コンテナ ふ頭	江東区青海 3丁目	-15.0	50,000	3	1,050	うち海上輸送基地3バース (耐震強化岸壁：計画)
			-13.0	35,000	2	520	うち海上輸送基地2バース (耐震強化岸壁：計画)